

三芳町一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月
三芳町

はじめに

人も資源も 循環するまち 三芳町

平成30年3月に「三芳町一般廃棄物処理基本計画」を改定してから5年が経過しました。この間、新施設の「ふじみ野市・三芳町環境センター」も円滑に稼働し、住民や事業者の皆様との協働のもとに、ごみの適正処理と減量化・資源化を推進してきました。

さて、前回計画の策定以降においては、国の第五次環境基本計画にSDGsや地域循環共生圏の考え方が盛り込まれ、また、第四次循環型社会形成推進基本計画にも「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」の基本方針が掲げられるなど、国として持続可能な社会を目指すことが明確に示されました。こうした背景から、町でも「みよしSDGs宣言制度」や「ゼロカーボンシティ宣言」などにより独自の取組みを進めておりますが、今後は食品ロス削減やプラスチック資源循環の促進などを含め、さらなる資源循環の推進に取り組んでいくことが求められています。



このような状況変化に対応していくため、このたび、国や県の動向などを踏まえ計画を見直し、改定を行いました。改定にあたっては、町がこれまで取り組んできた施策の成果と進捗状況を分析し、より一層ごみの3R+Renewableを推進するために、「今後も継続していく取組み」や「さらに充実を図る取組み」に加え、「新たな取組み」を追加し、具体的な施策を体系的にまとめました。

新計画では、引き続き『人も資源も 循環するまち 三芳町』を基本理念といたします。そして、①「3R+Renewableの実施」②「持続可能な社会に向けた選択」③「誰一人取り残さないまちづくり」の3点を基本方針として定め、重点施策にはごみの減量化・資源化に向けた具体的な行動目安となるよう明確な数値目標もお示ししています。

計画の推進にあたっては、ごみの排出量やリサイクル率、処理経費など分かりやすく情報提供するとともに、施策事業の改善も図りながら、協働により進めていきたいと考えていますので、住民、事業者の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました三芳町環境衛生対策審議会委員の皆様をはじめ、ご提言をいただいた皆様方に厚く御礼を申し上げます。

令和5年3月

三芳町長 林 伊佐雄

三芳町一般廃棄物処理基本計画

第1編 基本事項の整理

第1章 基本事項	1
1.1 計画策定の基本的な考え方	1
1.2 地域概況	3
第2章 基礎事項の整理	15
2.1 総合計画等との関係について	15
第3章 ごみ処理の現状及び課題	20
3.1 ごみ処理フローについて	20
3.2 ごみ処理体制について	21
3.3 町のごみ排出量について	25
3.4 町のごみ組成	40
3.5 町のごみ排出量の課題について	42
3.6 ごみ処理行政の動向	45

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 基本理念及び基本方針	47
1.1 基本理念	47
1.2 基本方針	48
第2章 ごみの発生量及び処理量の見込み	50
2.1 ごみ排出量の推計方法	50
2.2 推計結果（現状の施策を維持した場合）	53
2.3 推計値のまとめ（現状の施策を維持した場合）	60
第3章 目標値の設定	61
3.1 家庭系ごみの目標値	62
3.2 事業系ごみの目標値	65
3.3 リサイクル率の目標値	66
3.4 最終処分率の目標値	67
3.5 数値目標のまとめ	68
第4章 施策について	70
4.1 3R+Renewable	72
4.2 収集・運搬	94
4.3 中間処理	95
4.4 最終処分	96

4.5	その他	97
第5章	災害廃棄物の処理について	98
5.1	関連指針及び計画	98
5.2	災害廃棄物処理の基本的な流れ	100
5.3	処理施設及び仮置場	101
5.4	処理主体について	102
5.5	災害廃棄物の発生量について	103
5.6	災害廃棄物の処理フロー	104
第3編	生活排水処理基本計画	
第1章	生活排水処理の現状と課題	106
1.1	生活排水の処理体系	106
1.2	生活排水の処理状況	107
1.3	生活排水の処理主体	109
1.4	生活排水処理率	110
1.5	収集・運搬の状況	111
1.6	し尿処理施設	113
1.7	生活排水処理の課題	117
第2章	基本理念及び基本方針	118
2.1	基本理念及び基本方針	118
2.2	数値目標	120
第3章	基本施策	121
3.1	整備計画及び維持管理計画	121
3.2	排出抑制	122
3.3	収集・運搬	125
3.4	中間処理	126
3.5	最終処分	127
3.6	その他	128
第4章	計画処理量の予測	129
4.1	処理形態別人口の予測	129



第1編 基本事項の整理

第1章 基本事項

1.1 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の主旨

三芳町一般廃棄物処理基本計画は、下記の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の第6条第1項に基づき、三芳町（以下、「町」とします。）における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的とした計画です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【第6条第1項】

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、国、県の法律及び計画をもとに作成されており、町における廃棄物の処理に関わる上位計画に位置付けられています。本計画をもとに、分別収集計画や循環型社会形成推進地域計画、一般廃棄物処理実施計画が策定されるため、ごみ処理計画の柱となる計画といえます。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法において、環境省令で定めるところにより、以下の事項を定めるものとされています。

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年度）」（環境省）において、一般廃棄物処理基本計画策定の時期について、「目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定する」と定められています。このことから、目標年次は原則として計画策定時より 10 年とし、中間目標年次を設けることとします。

本計画では、前回計画と同様に、4 年後の令和 8 年度を中間目標年度、9 年後の令和 13 年度を最終目標年度と定めます。

また、本計画の初年度は、前計画の中間目標年度の 2 年後に当たることから、本計画では前回計画の達成状況の振り返りも併せて行います。なお、計画全体は令和 5 年度を初年度としますが、必要となる推計については、実績値が令和 3 年度までであることから、令和 4 年度を推計初年度とします。

令和【年度】 (西暦)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	
前回計画	中間目標年度	→					最終目標年度					
本計画		推計初年度	本計画初年度			中間目標年度	→				最終目標年度	

図 1 - 1 本計画の目標年度

(2)気象

町は、太平洋岸気候区に属し、冬季は強い北西の季節風と晴天の日が多く、夏季は高温になり、降雨量も比較的多いのが特徴です。令和3年における年間平均気温は15.1℃であり、平成29年に比べて、平均気温が上昇しているのがわかります。この要因として、地球温暖化による気温上昇が挙げられます。また、年間降水量は1,609mmとなっています。

町の気象概況を表1-1及び図1-3に示します。

表1-1 気象データ（アメダス所沢）

	気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多風向
	平均	最高	最低			
H29	14.5	35.5	-4.0	1469.0	2.6	北
H30	15.5	39.8	-6.4	1303.5	2.6	北
R1	15.1	36.7	-3.4	1987.5	2.6	北
R2	15.2	38.3	-4.3	1575.5	2.4	北
R3	15.1	36.6	-4.5	1608.5	2.4	北
1月	3.5	15.4	-4.5	46.5	2.3	北
2月	6.1	21.9	-2.3	50.0	2.9	北
3月	10.9	22.8	0.4	133.0	3.2	北
4月	13.6	24.3	4.9	82.5	2.9	北
5月	18.3	28.4	8.9	89.5	2.5	南
6月	21.7	31.1	14.6	119.0	2.2	南
7月	24.9	36.0	18.7	367.5	1.9	南
8月	26.3	36.6	17.9	228.0	2.4	南
9月	21.2	31.7	15.6	186.0	2.1	北
10月	16.9	30.3	6.3	133.0	2.5	北
11月	11.6	20.7	1.5	79.5	1.7	北
12月	6.0	19.1	-4.3	94.0	2.6	北

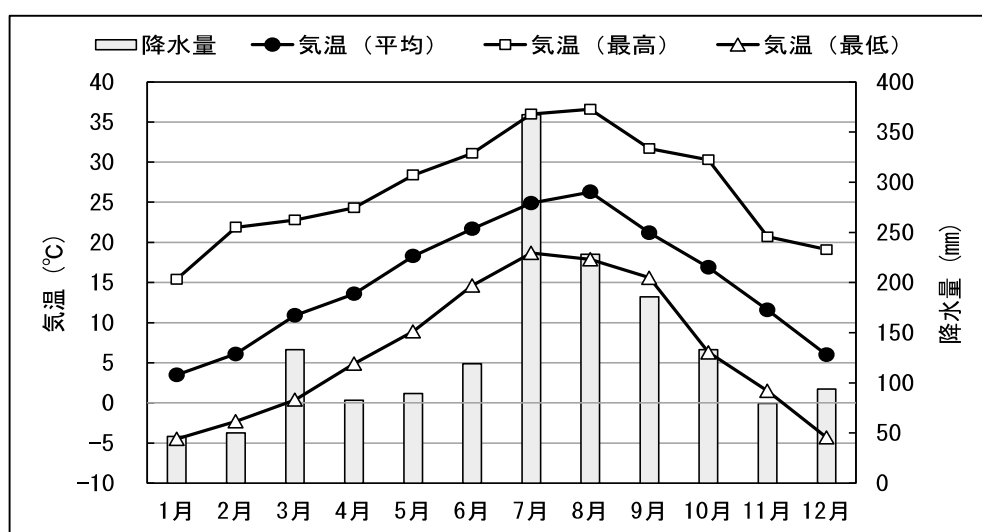


図1-3 令和3年の月別降水量及び平均気温推移

2 社会的特性

ごみ処理に関連する人口動態、分布及び産業等の社会的特性を整理します。

(1)人口動態の整理

①人口動態

図 1 - 4 及び表 1 - 2 に、町における平成 24 年度から令和 3 年度にかけての人口と世帯数の動態を示します。人口は平成 29 年度までは増加傾向にありましたが、平成 30 年度以降は減少傾向にあります。平成 24 年度以降、世帯数は一貫して増加し、世帯人員は一貫して減少しています。この要因として、1 人暮らしの増加、核家族化及び少子化による世帯人員の減少が挙げられます。ライフスタイルの変化により、排出されるごみ質も変化すると考えられることから、町の現状に即した施策を講じていく必要があります。

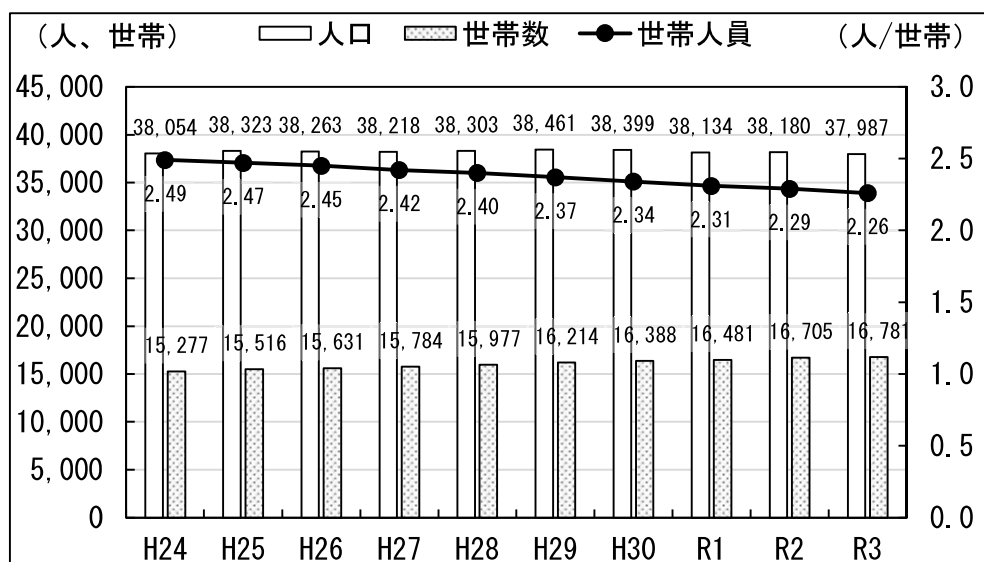


図 1 - 4 人口、世帯数及び世帯人数の推移

表 1 - 2 人口、世帯数及び世帯人数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
H24	38,054	15,277	2.49
H25	38,323	15,516	2.47
H26	38,263	15,631	2.45
H27	38,218	15,784	2.42
H28	38,303	15,977	2.40
H29	38,461	16,214	2.37
H30	38,399	16,388	2.34
R 1	38,134	16,481	2.31
R 2	38,180	16,705	2.29
R 3	37,987	16,781	2.26

資料：統計みよし(R3)

②人口分布

表 1 - 3 に、町における人口分布を示します。45～54 歳が最も人口が多く、次に 70～79 歳、40～44 歳の順になっています。全体の約 3 割を 65 歳以上の高齢者が占めており、高齢者が暮らしやすい制度作りが必要です。

表 1 - 3 人口分布

区分	男性 (人)	女性 (人)	総数 (人)
0～4 歳	628	550	1,178
5～9 歳	792	766	1,558
10～14 歳	913	865	1,778
15～19 歳	1,003	1,007	2,010
20～24 歳	992	804	1,796
25～29 歳	795	726	1,521
30～34 歳	829	811	1,640
35～39 歳	1,012	969	1,981
40～44 歳	1,296	1,226	2,522
45～49 歳	1,784	1,674	3,458
50～54 歳	1,747	1,591	3,338
55～59 歳	1,253	1,176	2,429
60～64 歳	941	926	1,867
65～69 歳	1,014	1,066	2,080
70～74 歳	1,371	1,621	2,992
75～79 歳	1,130	1,385	2,515
80～84 歳	873	1,072	1,945
85～89 歳	414	516	930
90～94 歳	92	216	308
95 歳以上	14	82	96
合計	18,893	19,049	37,942

資料：統計みよし(R3)

(2)産業の動向

表 1 - 4 に、町における第一次産業、第二次産業、第三次産業ごとの事業所数及び従業者数を示します。平成 28 年度の事業所数は製造業、卸・小売業、建設業の順に多く、第二次産業の占める割合が高いことが分かります（図 1 - 5）。従業者数は第三次産業、第二次産業、第一次産業の順に多く、第三次産業の従業者数が全体の約 6 割を占めています（図 1 - 6）。

表 1 - 4 事業所数及び従業員数の推移

産業別	項目	事業所数			従業者数		
		H24	H26	H28	H24	H26	H28
合計		1,524	1,629	1,585	24,872	28,171	28,042
第一次産業	農林水産業	4	3	2	23	72	62
第二次産業	鉱業	-	-	-	-	-	-
	建設業	186	183	183	1,154	1,113	1,133
	製造業	373	358	356	9,790	9,393	10,175
第三次産業	卸・小売業	298	332	337	3,395	4,201	4,155
	金融・保険業	8	10	8	47	53	49
	不動産業	142	145	136	551	588	598
	情報通信業	6	5	7	42	25	46
	運輸業	118	133	137	3,957	5,522	5,209
	電気・ガス・水道・熱供給業	1	2	1	152	146	175
	飲食店・宿泊業	94	98	102	871	1,044	943
	医療・福祉	53	99	79	2,422	3,101	2,817
	教育、学習支援業	20	37	27	385	659	353
	複合サービス業	4	4	4	73	307	315
	学術研究、専門・技術サービス業	21	25	29	116	164	340
	生活関連サービス業、娯楽業	78	80	80	397	358	430
	サービス業（その他）	118	108	97	1,497	1,128	1,242
公務（他に分類されないもの）		-	7	-	-	297	-

資料：統計みよし(R3)

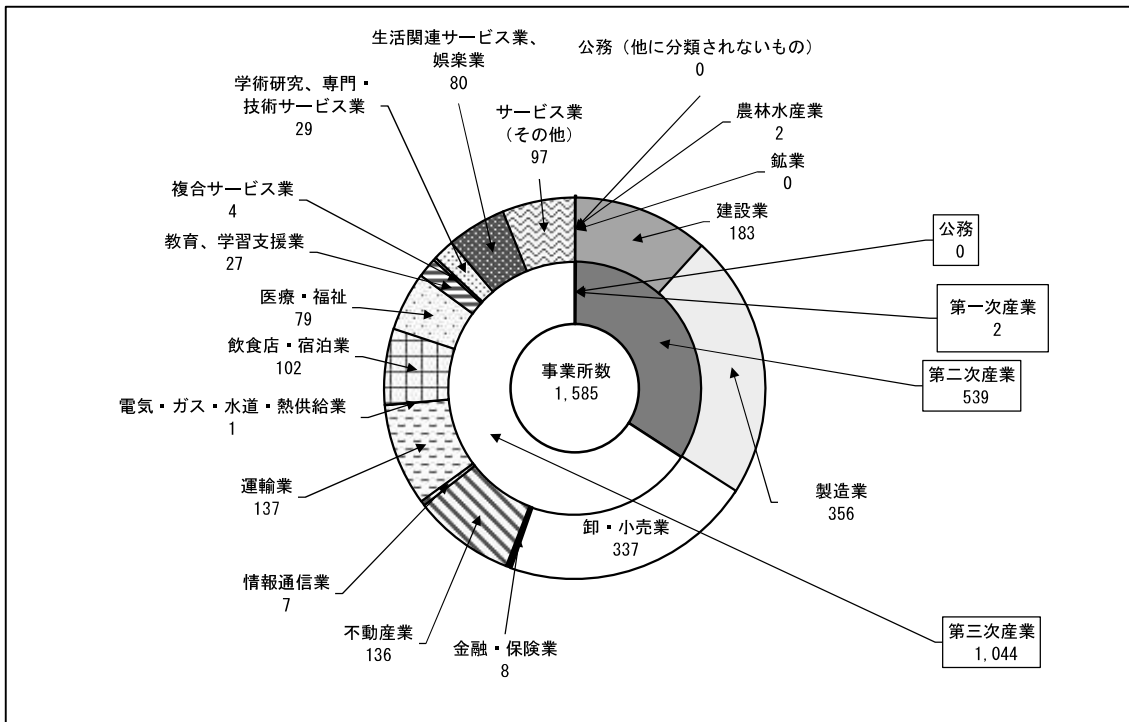


図 1 - 5 平成 28 年度の事業所数

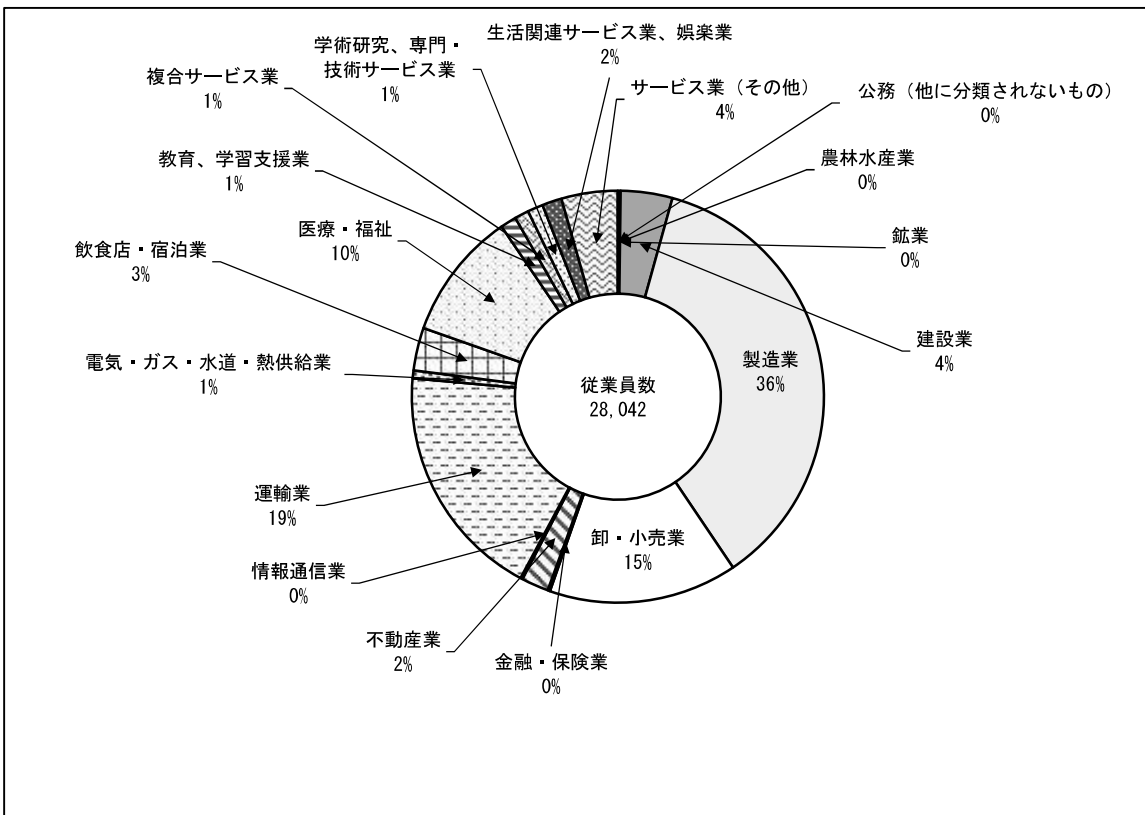


図 1 - 6 平成 28 年度の産業別従業員数の割合

①商業の推移

図 1 - 7 及び表 1 - 5 に、町における商業に関する推移及び業種ごとのデータを示します。商店数は減少傾向にありますが、従業員数は 2,500 人前後で推移しており、商店当たりの従業員数が増加していることが分かります。

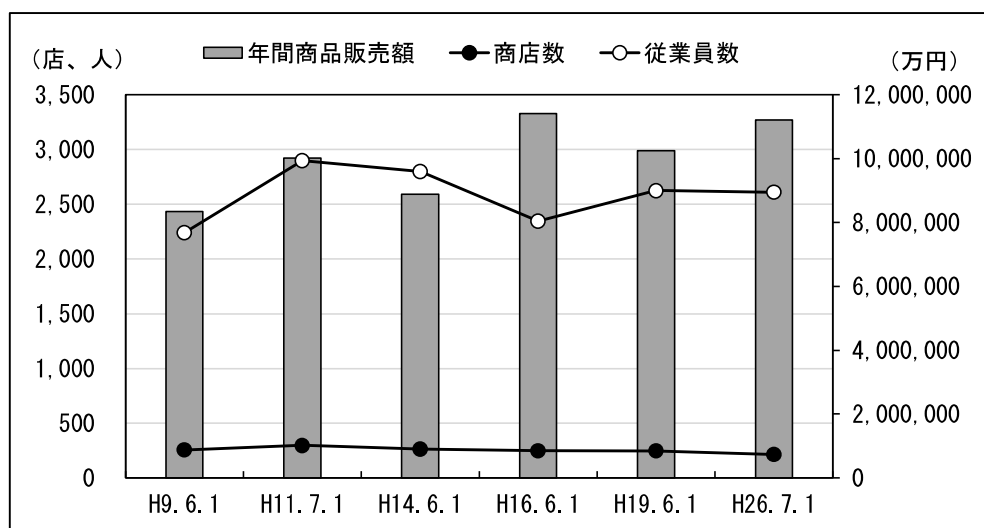


図 1 - 7 商業の推移

表 1 - 5 商業の推移

	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (万円)	商店増減数 (店)
H9.6.1	257	2,241	8,344,466	-
H11.7.1	298	2,898	10,022,943	41
H14.6.1	264	2,799	8,883,669	-34
H16.6.1	249	2,345	11,408,288	-15
H19.6.1	248	2,625	10,245,202	-1
H26.7.1	215	2,611	11,211,600	-33

資料：統計みよし(R3)

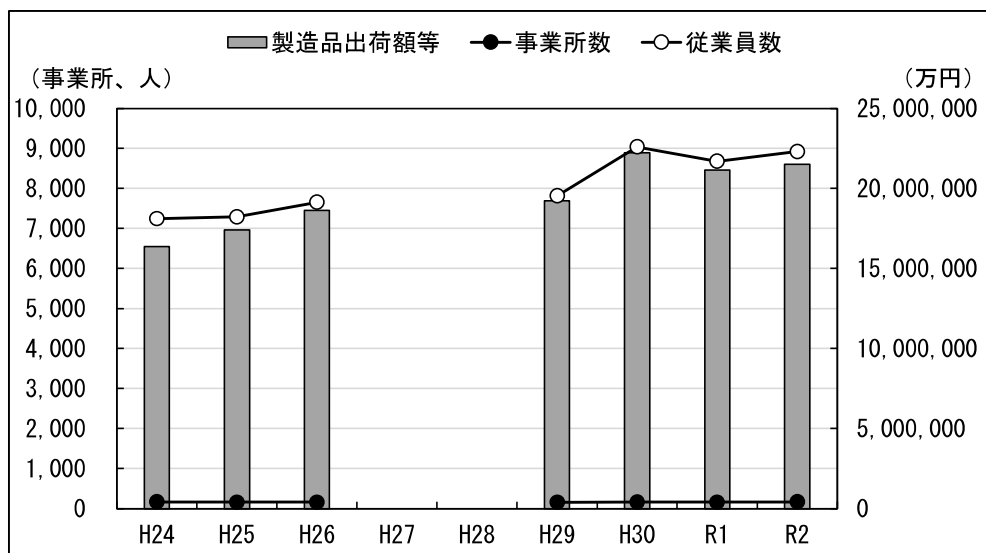
表 1 - 6 平成 26 年度の商業の概要

業種	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
総数	363	4,563	11,211,600
卸売業	67	659	6,094,100
小売業	148	1,952	5,117,500
各種商品小売業	2	156	X
織物・衣服・身の回り品小売業	11	108	165,900
飲食料品小売業	45	673	1,258,600
機械器具小売業	26	365	1,492,800
その他の小売業	58	557	X
無店舗小売業	6	93	459,500

資料：統計みよし(R3)

②工業の推移

図 1 - 8 及び表 1 - 7 に、町における工業に関するデータの推移を示します。平成 24 年度以降、事業所数は横ばいですが、製造品出荷額等及び従業者数は増加傾向にあります。



※平成 27 年度と平成 28 年度は工業統計調査が実施されていないためデータなし

図 1 - 8 工業の推移

表 1 - 7 工業の推移

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
H24	166	7,243	16,363,593
H25	156	7,286	17,405,606
H26	155	7,654	18,618,492
H27	-	-	-
H28	-	-	-
H29	154	7,810	19,235,601
H30	160	9,039	22,226,062
R 1	155	8,678	21,144,887
R 2	165	8,923	21,518,343

資料：統計みよし(R3)

③農業の推移

図 1 - 9 に令和 2 年度の農業の概要を、表 1 - 8 に町における農業の推移を示します。町は専業農家と第一種兼業農家が同数の 87 戸となっており、これらの 2 形態の農家が全体の約 75% を占めていることがわかります。また、経営耕地面積は畑が最も大きく、経営耕地総面積の 9 割以上を占めています。

平成 17 年度から平成 27 年度にかけて総農家数は減少していましたが、令和 2 年度は平成 27 年度よりも増加しています。内訳をみると、専業農家が減少した一方で兼業農家が増加したことがわかります。経営耕地総面積については、平成 17 年度に比べて令和 2 年度の方が大きく、主に畑の面積が増加しています。

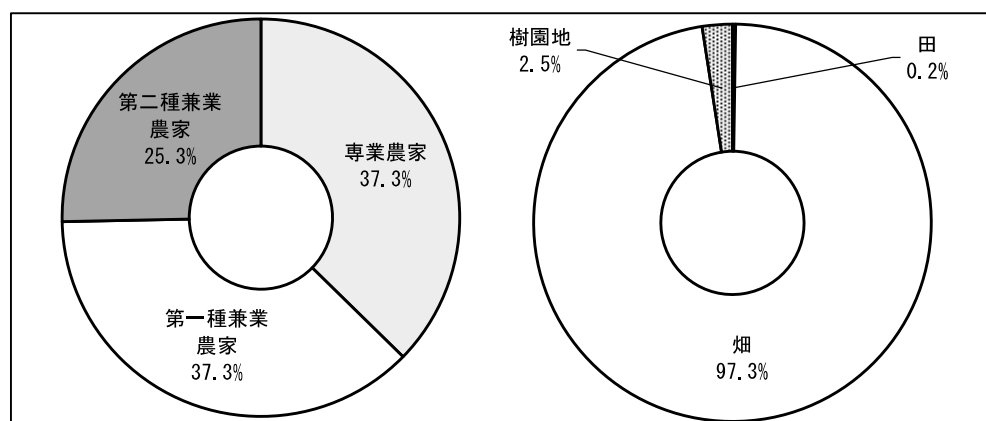


図 1 - 9 令和 2 年度の農業の概要

表 1 - 8 農業の推移

	総農家数 (戸)				経営耕地総面積 (ha)			
	専業農家	兼業農家		田	畑	樹園地		
		1 兼	2 兼					
H17	275	107	57	111	401	1	386	14
H22	238	131	44	63	369	1	365	3
H27	229	147	33	49	408	4	398	6
R 2	233	87	87	59	408	1	397	10

専業農家：その農家の世帯員は農家以外の仕事に全く従事していない農家

兼業農家：その農家の世帯員のうち誰かが一人でも農業以外の仕事に従事している農家

第一種兼業農家：農業と農業以外の仕事を比較して農業を主とする農家

第二種兼業農家：農業と農業以外の仕事を比較して兼業を主とする農家

資料：統計みよし(R3)

④交通

町には、川越街道（国道 254 号）が中央部を南北に走り、関越自動車道及び国道 254 号バイパス（旧富士見川越有料道路）が川越街道の東西を平行して走っています。これに県道が縦横に連結し道路網を形成しています。

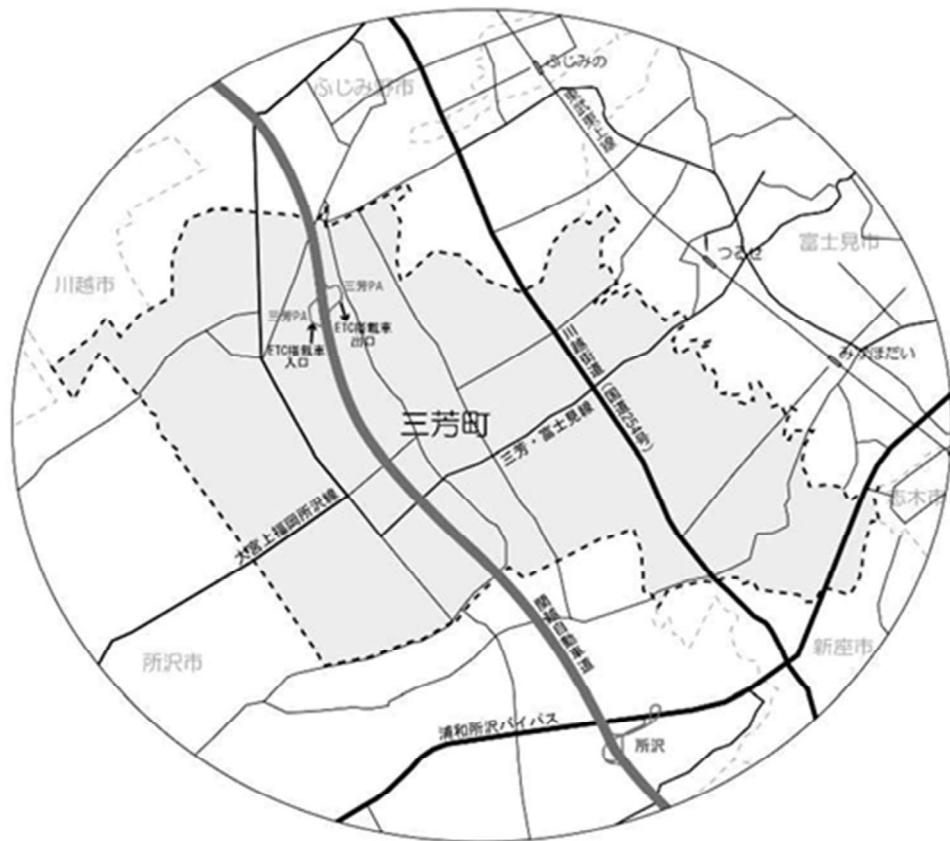


図 1 - 10 主要な交通網

⑤土地利用

図 1 - 11 及び表 1 - 9 に、令和 3 年度の町における土地利用状況の内訳を示します。最も構成比が高いのは畑（36.2%）であり、次に宅地が約 3 割を占めています。

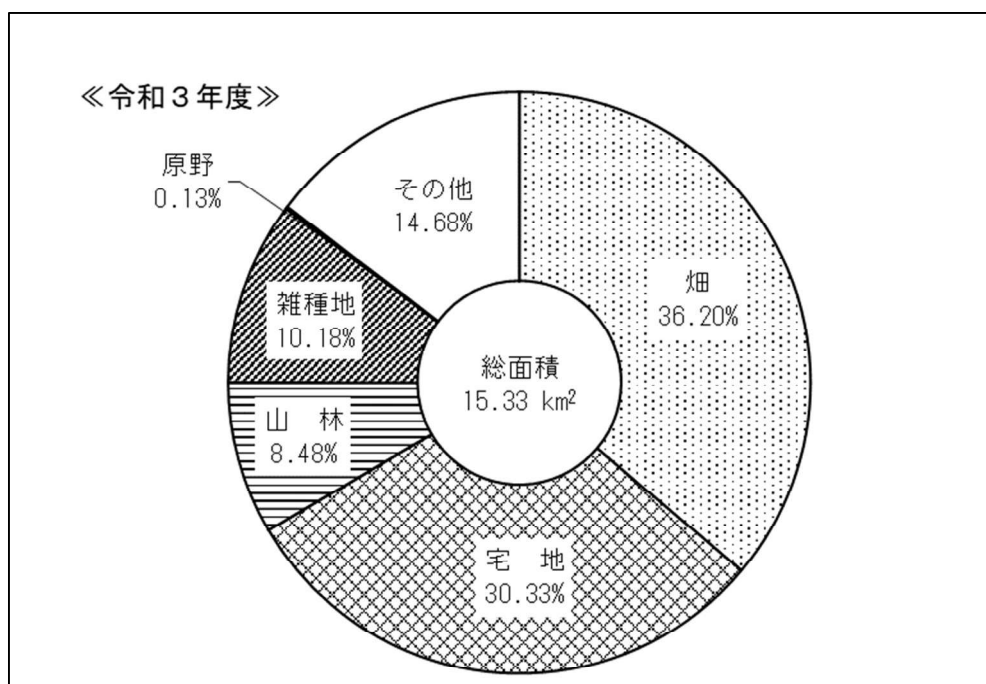


図 1 - 11 土地利用の状況

表 1 - 9 土地利用の状況

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	雑種地	原野	その他	総面積
面積 (km ²)	-	5.55	4.65	-	1.30	1.56	0.02	2.25	15.33
構成比 (%)	-	36.20%	30.33%	-	8.48%	10.18%	0.13%	14.68%	100.00%

※「雑種地」とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

※「その他」とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。

資料：統計みよし(R3)

第2章 基礎事項の整理

2.1 総合計画等との関係について

1 国、県及び町の計画等

総合計画等との整合性を図るため、国や埼玉県の計画及び町の上位計画等の今後の基本方針や廃棄物に係る基本方針等について整理します。

前回一般廃棄物処理基本計画を策定した平成29年度以降に新たに策定又は見直しが行われた関連法令等は以下のとおりです。

- ・環境基本計画（平成30年度策定）
- ・循環型社会形成推進基本計画（平成30年度策定）
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年度施行）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年度施行）
- ・埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年度策定）
- ・三芳町総合計画（前期基本計画：平成28年度、後期基本計画：令和2年度）

前回計画の策定時以降の各種関連法令の見直し等を踏まえた上位計画等の関係図を以下に整理します。

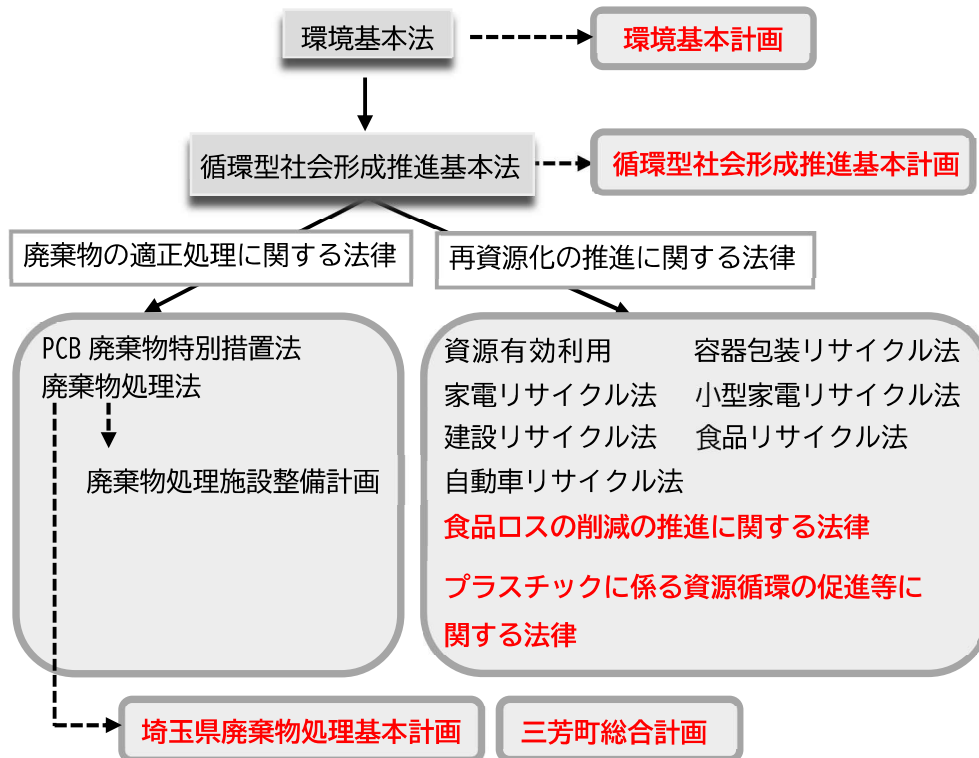


図 1 - 12 関連法令等の関係図

以下に、上記の関連法令の概要を示します。

(1)環境基本計画（平成 30 年度策定）

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたものです。計画は約 6 年ごとに見直しを行います。第五次環境基本計画は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）及びパリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画であり、新たに SDGs や地域循環共生圏の考え方が盛り込まれています。

①持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

国連持続可能な開発サミット(2015 年開催)において採択された行動計画である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」（以下「SDGs」という。）は、人間、地球及び繁栄のための 17 の目標からなる計画です。目標達成に向けて、先進国、開発途上国及び中所得国を問わず、全ての人々が行動をとる必要があり、生産・消費についてはつくる責任やつかう責任を課すことにより持続可能な生産消費形態を確保することや、気候変動及びその影響を軽減するための対策を講じる等の実施が求められます。



図 1 - 13 SDGs で定める 17 の目標

②地域循環共生圏

地域循環共生圏とは各地域がその特性を生かした強みを発揮することで、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成することを目指す考え方で、第五次環境基本計画にて提唱されました。



出典：第五次環境基本計画概要版（環境省）

図 1 - 14 地域循環共生圏の概念

(2)第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年度策定）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。計画は概ね5年ごとに見直しを行います。環境的側面、経済的側面及び社会的側面を統合的に向上させることを掲げ、重要な7つの柱ごとに将来像、取組及び指標を設定しています。



出典：四次循環型社会形成推進基本計画概要版（環境省）

図 1 - 15 第四次循環型社会形成推進基本計画

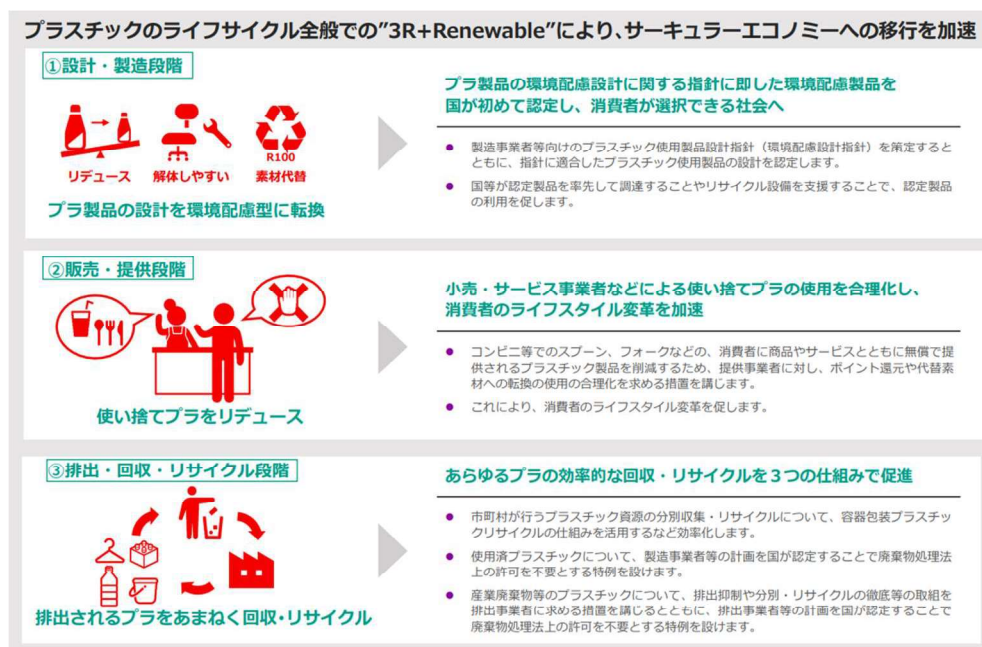
(3)食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年度施行）

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした法律です。本法第 11 条に基づき基本方針を策定し、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めます。策定された背景として、日本において食料を海外からの輸入に大きく依存する中で、大量の食品ロスが発生しており、SDGs の観点からも食品ロスの削減が重要な課題となっていることが挙げられます。

(4)プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年度施行）

国内におけるプラスチック資源循環を促進することを目的とした法律です。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が盛り込まれています。

本法律において、自治体は容器包装プラスチックに加えて、従来もやすごみ等として処理されることの多い容器包装以外のプラスチックも資源物として収集し再商品化することが求められています。町では現在、容器包装プラスチック類と容器包装以外のプラスチック類を分別して収集し資源化を行っているため、既に本法律に先駆けて対応できている状況です。



出典：一般消費者向け概要資料（環境省）

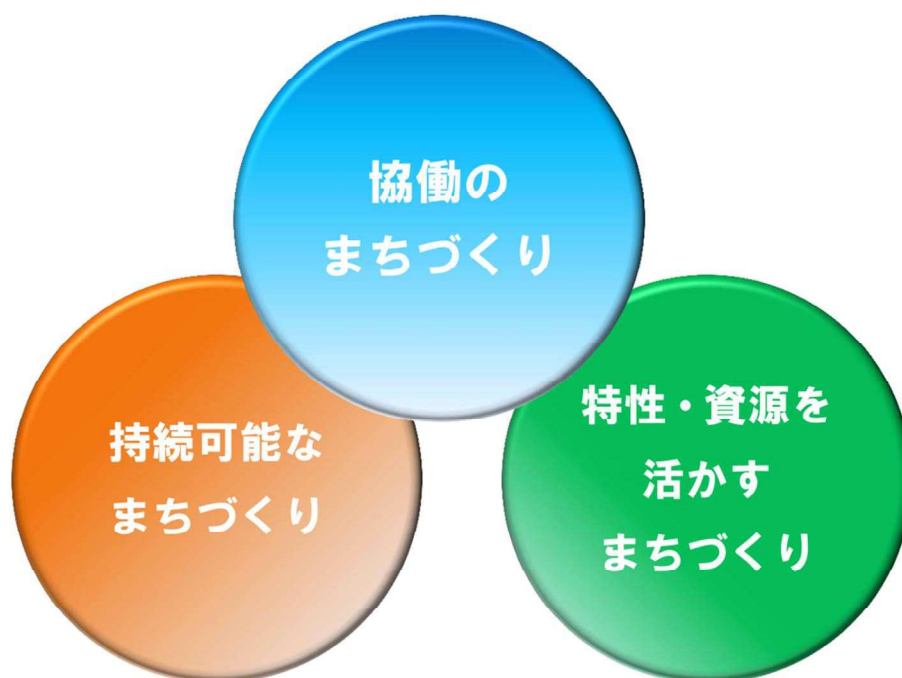
図 1 - 16 プラスチック資源循環促進法の概要

(5)埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年度策定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、埼玉県が5年ごとに策定しているものです。本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき国の基本方針に則して都道府県が策定する「廃棄物処理基本計画」として位置づけられると同時に、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条の規定に基づき県が定める「食品ロス削減推進計画」としても位置付けられています。

(6)三芳町総合計画（後期基本計画：令和2年度策定）

町の行政運営の最上位計画であり、まちづくりの指針となるものです。総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されています。基本構想で示される、町のまちづくりの基本理念は「1 協働のまちづくり」、「2 持続可能なまちづくり」、「3 特性・資源を活かすまちづくり」となっています。



出典：三芳町総合計画

図 1 - 17 三芳町総合計画におけるまちづくりの基本方針

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3.1 ごみ処理フローについて

町におけるごみ処理フローを図 1 - 18 に示します。

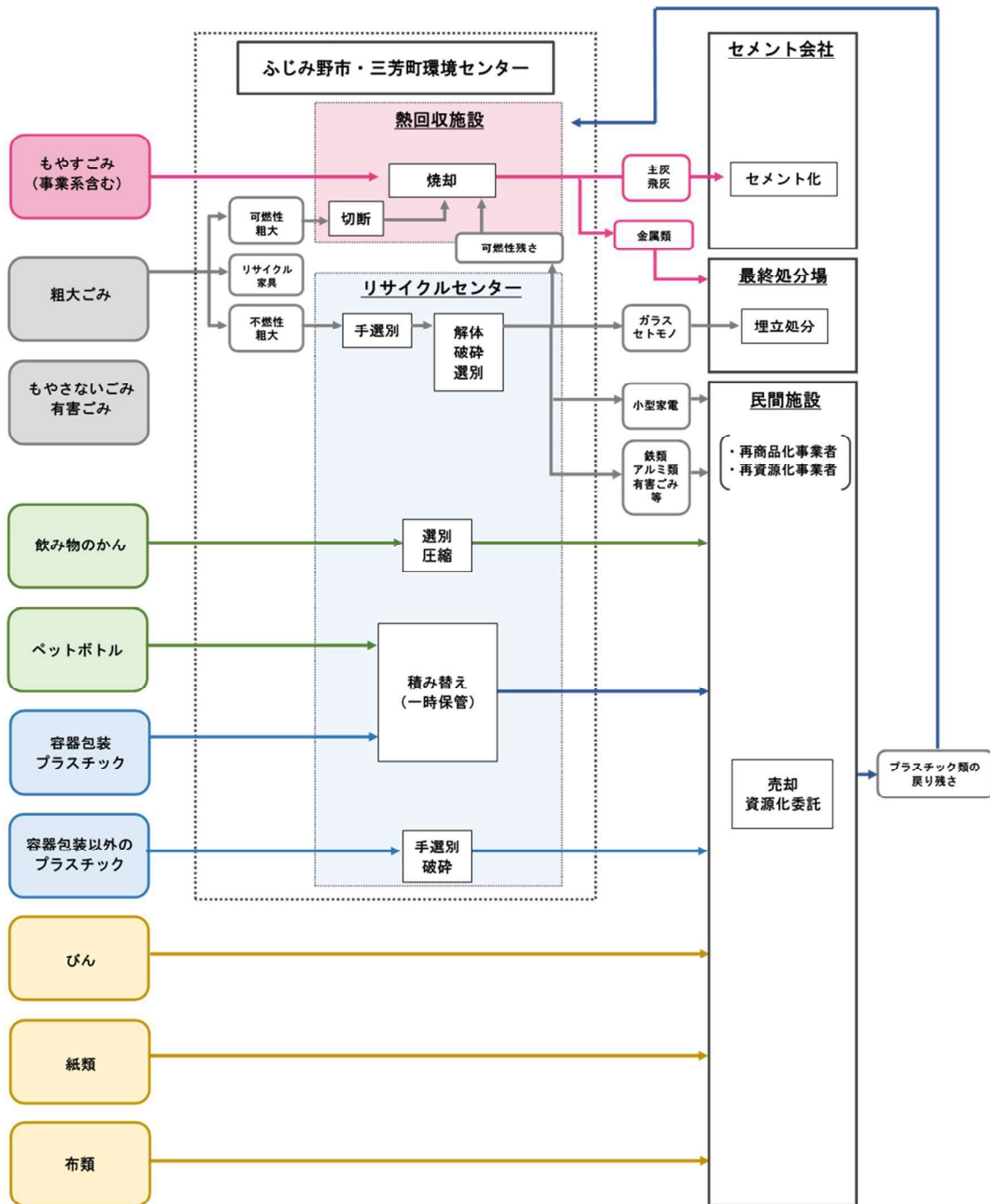


図 1 - 18 ごみ処理フロー (令和5年3月現在)

3.2 ごみ処理体制について

1 分別区分、収集、運搬

町における分別区分と収集体制を表 1 - 10 に示します。

表 1 - 10 分別区分と収集区分

区分		項目	ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集の対象	収集形態
資源物		びん	透明・白色・色付きのびん	コンテナ、透明・半透明の袋	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託
		新聞紙	新聞紙(広告、チラシ)	ひも束				
		ダンボール	ダンボール	ひも束				
		紙バック	紙バック	ひも束				
		布類	衣類、タオル、シーツ、カーテン、靴下、バッグ、毛布など	ひも束				
		飲み物のかん	飲料用かん(ジュース、酒類など)	飲み物のかん専用収集ネット				
		ペットボトル	ペットボトル(飲料用、酒類用、しょうゆなど)	ペットボトル専用収集ネット				
	雑誌・雑がみ	雑誌、カタログ、お菓子の箱、包装紙、封筒、ダイレクトメール、シュレッダー紙など	ひも束、紙袋					
容器包装プラスチック類			洗剤やシャンプー等の容器、歯磨き粉等のチューブ、お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、発泡スチロール、卵パック、食品トレイなど	透明・半透明の袋	週1回	ステーション	一般家庭	委託
容器包装以外のプラスチック類			プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢(プラスチック製)、プランター(プラスチック製)、洗面器、ポリタンクなど	透明・半透明の袋	2週に1回			
もやさないごみ 有害ごみ 粗大ごみ	もやさないごみ		なべ・フライパン、ポット、炊飯器、オーブントースター、傘、直径50cm未満のストーブなど	そのまま		2週に1回		
			飲み物以外のかん、包丁、植木鉢・花瓶、陶器、ガラスなど	透明・半透明の袋				
	有害ごみ		乾電池、水銀体温計、蛍光灯、使い捨てライター、スプレーかん、カセットボンベ、かがみなど	透明・半透明の袋 町指定の袋(乾電池専用)				
	粗大ごみ		ストーブ、スキー板・靴・ストック、ふとん、じゅうたん、一斗かん、自転車、家具類、家庭電化製品など	収集が有料の一部粗大ごみに「粗大ごみ処理手数料納付券」を貼付				
もやすごみ			生ごみ、食用油、紙くず、ぬいぐるみ、クッション、靴、紙おむつ(汚物はとる)など	透明・半透明の袋	週2回			
			小枝・木片(長さ30cm未満、太さ10cm未満)、落ち葉	ひも束				
町が受け入れられないごみ (適正処理困難物)			テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、タイヤ、ガスボンベ、バイク、薬品(劇薬)、コンクリート・レンガブロック、浴槽、ガソリン等の燃料、ピアノ、耐火レンガ、医療系廃棄物(注射針等)、洗面台、流し台、便器、灰、土砂、石膏、建築廃材、廃油、毒、劇物、薬液及び同容器、自動車部品、農業用ビニール、壁紙(クロス)、パチンコ台、スロットマシン、かわら、ペンキ(中身入り)、業務用事務機器、仏壇、カーバッテリー、消火器など	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法等に関する処理方法を紹介 ・製造業者または販売店に相談することを表記 ・許可業者に相談することを表記(許可業者名等をごみ収集カレンダーに記載) ・消火器及びバッテリーは平成28年4月1日より、有害ごみから町が受け入れられないごみに変更 				

2 処理施設について

(1)中間処理施設

町では、平成28年10月に竣工したふじみ野市・三芳町環境センター（以下「環境センター」という。）において、町及びふじみ野市から発生する廃棄物の処理を行っています。

表 1 - 11 ふじみ野市・三芳町環境センターの概要

ふじみ野市・三芳町環境センター		
施設名称	熱回収施設	リサイクルセンター
所在地	埼玉県ふじみ野市駒林 1117	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	破碎・選別・積替え・保管・圧縮
処理能力	142 t / 日 (71t/24h × 2 炉)	破碎・選別系列 21.0t/日 (1 日 5 時間運転) 積替え系列 12.6t/日 (1 日 5 時間運転) 保管系列 7.9t/日 (1 日 5 時間運転)
供用開始	平成 28 年 10 月	



図 1 - 19 ふじみ野市・三芳町環境センター

(2)最終処分場

町では、環境センターの熱回収施設より発生する焼却残さは、全量セメント工場に搬出し資源化しており、リサイクルセンターより発生するガラス・せともの等は、埼玉県環境整備センターに搬出し最終処分しています。

よって、町が有する最終処分場は非常時の受入施設として、現在維持管理している状況です

表 1 - 12 三芳町最終処分場の概要

三芳町最終処分場	
所在地	入間郡三芳町大字上富字緑 1598-4
形式	管理型
埋立面積	2,299 m ²
埋立容積	15,590 m ³
埋立期間	埋立開始 平成4年4月



図 1 - 20 三芳町最終処分場

3 ごみ処理費用

平成 29 年度から令和 3 年度の町のごみ処理費用の推移を表 1 - 13 に示します。

表 1 - 13 ごみ処理費用の推移

(単位：千円)

	H29	H30	R 1	R 2	R 3
清掃総務費	6,903	2,550	3,119	1,750	1,747
塵芥処理費	463,927	471,157	515,421	533,268	643,018
し尿処理費	77,632	40,034	25,286	25,079	29,370
清掃費 (合計)	548,462	513,741	543,826	560,098	674,135
一般会計 歳出総額	12,670,386	12,726,207	13,061,813	17,415,390	14,738,872
一般会計歳出総額 に占める清掃費の 割合	4.3%	4.0%	4.2%	3.2%	4.6%

3.3 町のごみ排出量について

1 町の現状

(1) 家庭系ごみ

① 排出量の推移及び内訳

平成 24 年度以降の家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量を図 1 - 21 に示します。家庭系ごみは平成 24 年度から平成 28 年度にかけて減少し、平成 29 年度以降は増加傾向にあります。ごみの種類ごとに見ると、もやすごみと資源物の排出量が、前計画策定時（平成 29 年度）以降に増加傾向にあります。

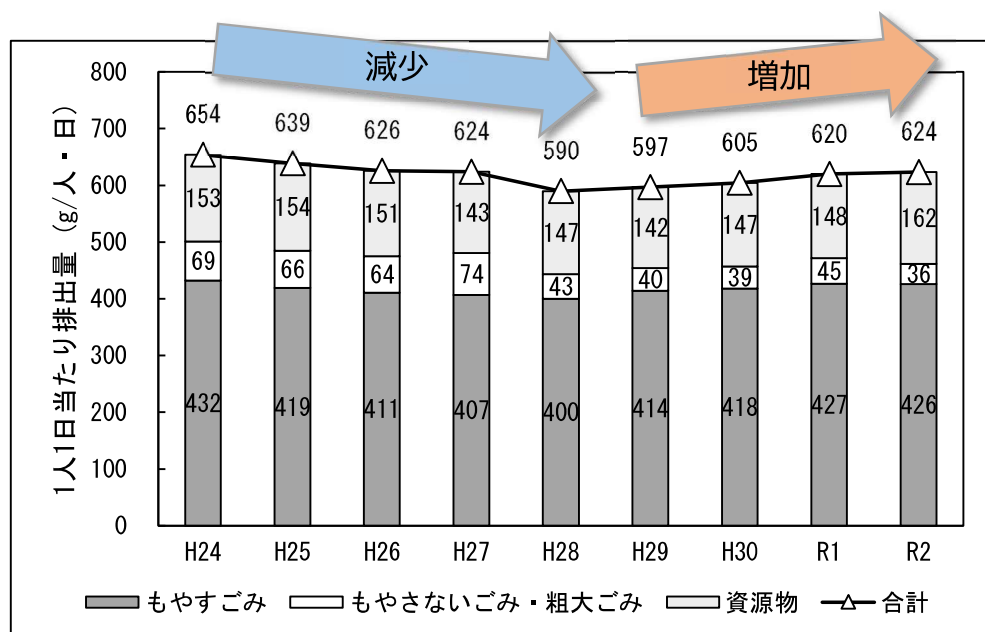


図 1 - 21 家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量¹

近年のもやすごみと資源物の排出量の増加について、特に令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症に伴う生活スタイルの変化（例：巣ごもり需要等）が影響している可能性があります。

一方で、もやさないごみ及び粗大ごみについては、令和 2 年度より一部粗大ごみの有料化を開始したことによって、令和元年度から令和 2 年度にかけて減少していると考えられます。

¹ 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より整理

ここで、家庭系ごみ中の資源物の1人1日当たり排出量を図1-22に示します。古紙類と容器包装プラスチック類が資源物の59%を占めており（図1-23）、資源物の多くの部分を占める古紙類と容器包装プラスチック類の排出量が令和元年度から令和2年度にかけて増加していることがわかります。これは感染症対策として外出を控える中で通信販売や食品のデリバリー及びテイクアウトの需要が増えたことが一因となっていると考えられます。また、平成28年度から平成29年度にかけて古紙類の排出量が減少していますが、これは平成28年度からそれまで1つの分別区分であった古紙類を古紙類と雑誌・雑がみに分けたことによるものです。

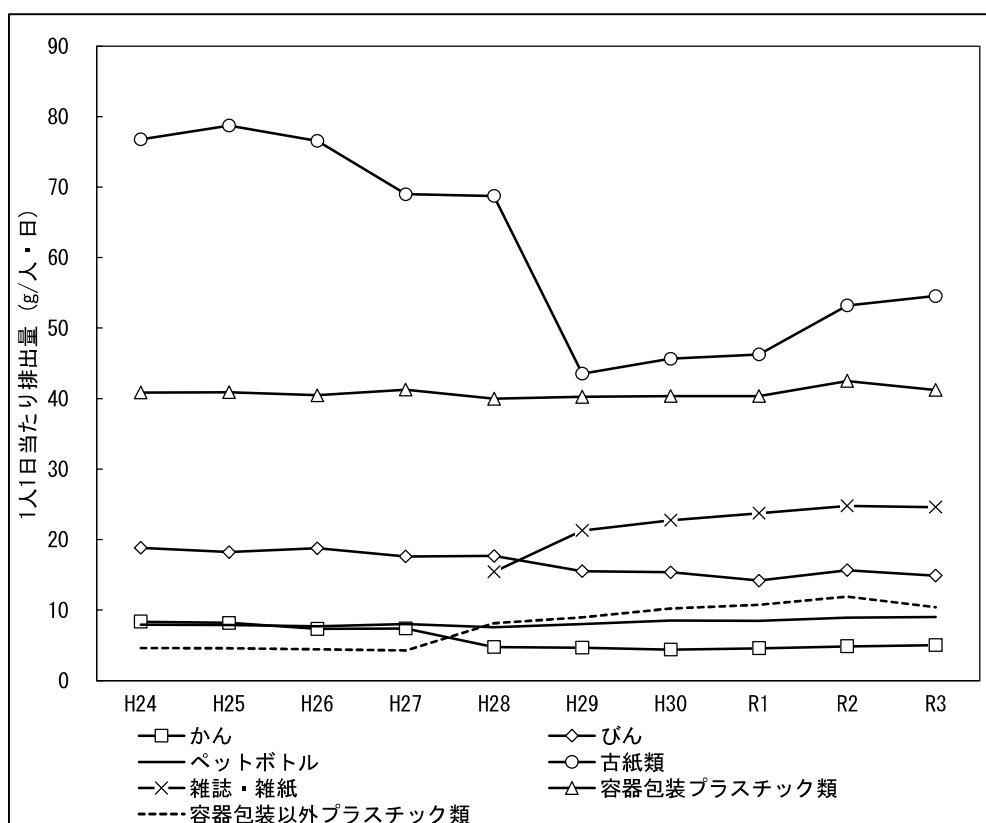


図1-22 家庭系ごみ中の資源物の1人1日当たり排出量²

² 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より整理

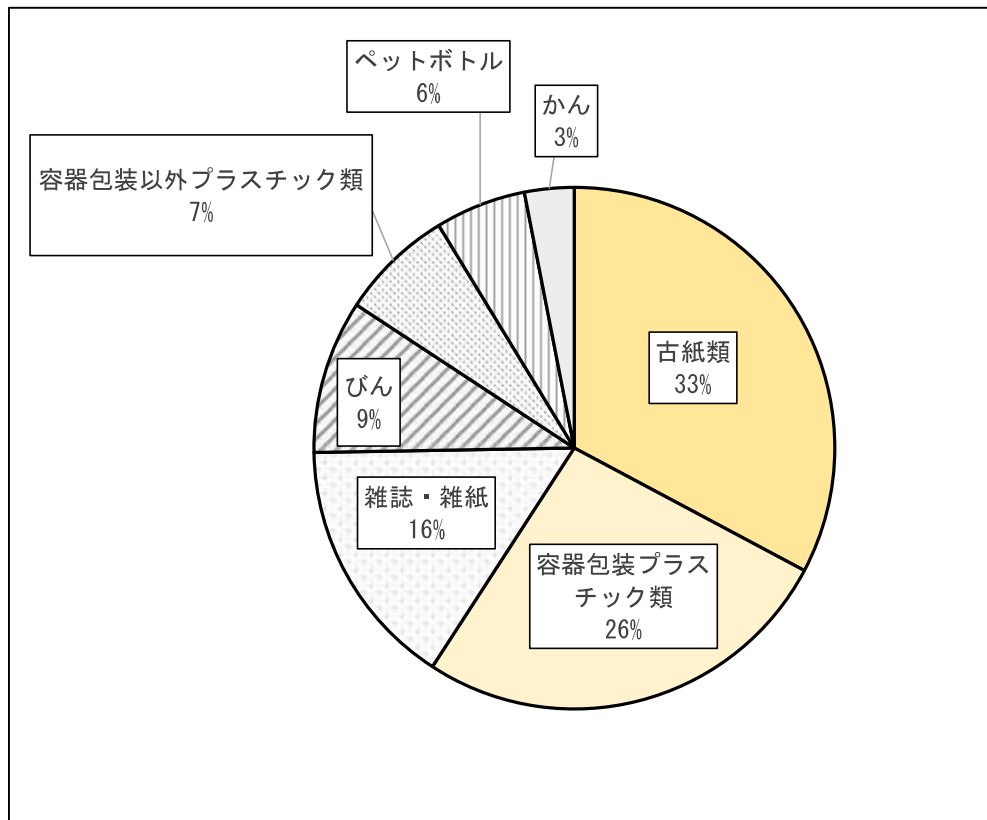


図 1 - 23 各資源物の資源物全体に占める割合（令和元年度から令和3年度までの平均）³

³ 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より整理

②目標値

家庭系ごみの減量化目標については、平成 29 年度から目標年度である令和 8 年度までに、597 (g/人・日) から 562 (g/人・日) に減量化することを目標としています。目標値の達成状況については、図 1 - 24 に示すとおり家庭系ごみの排出量は平成 29 年度の策定時以降増加傾向にあり、年度ごとの目標値を達成できていない状況です。

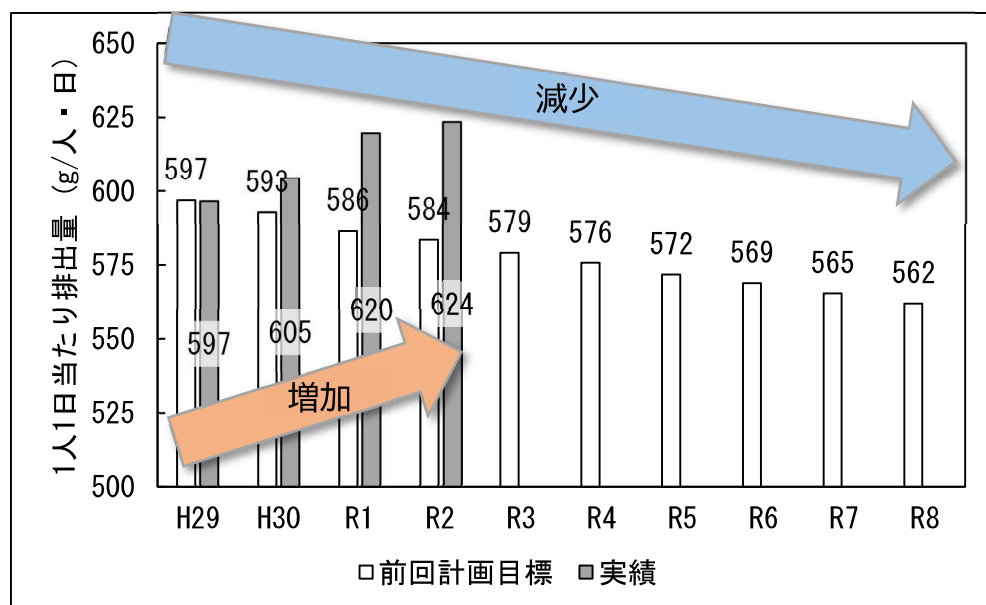


図 1 - 24 家庭系ごみの年間排出量の実績値と前回計画目標値の比較⁴

⁴ 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より整理

(2)事業系ごみ

①排出量の推移及び内訳

平成 24 年度以降の事業系ごみの年間排出量を図 1 - 25 に示します。事業系ごみは平成 24 年度以降、平成 25 年度をピークとして平成 27 年度に微増したものの全体として減少傾向にあり、減量化が進んでいることがわかります。また、平成 28 年度以降は原則としてもやすごみのみを受け入れていることから、事業系のもやすごみの減量化が進んでいることがわかります。令和 2 年度の実績については、新型コロナウイルス感染症によって外食する機会が減り、事業系のもやすごみが減少したことも影響していると考えられます。

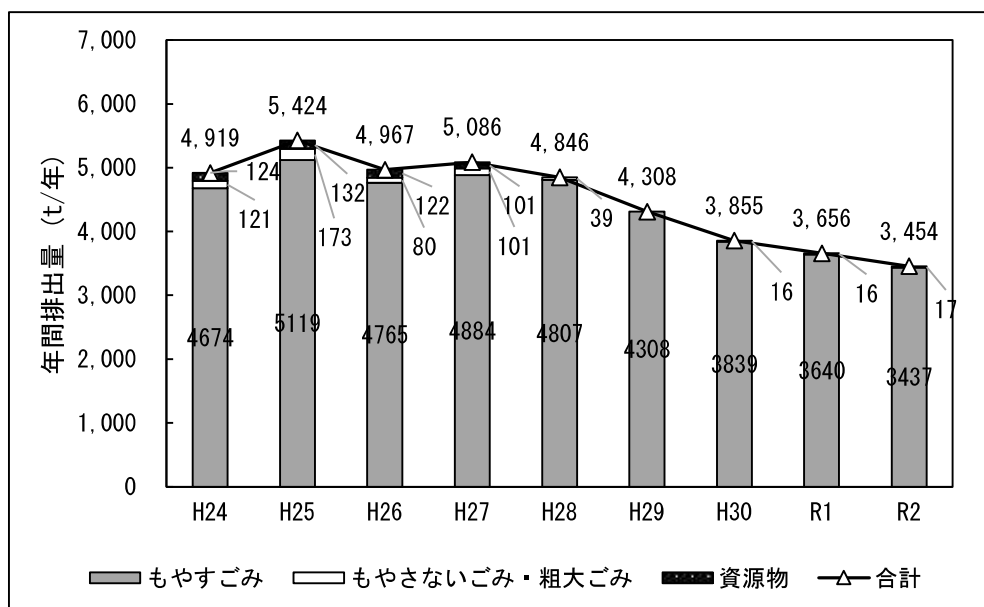


図 1 - 25 事業系ごみの年間排出量⁵

⁵ 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より整理

②目標値

事業系ごみの減量化については、平成 29 年度から目標年度である令和 8 年度までに、4,928 (t/年) から 4,509 (t/年) に減量化することを目標としています。これに対する現状は図 1 - 26 のとおりです。事業系ごみは減量化が進んでおり、令和 2 年度の実績が 3,454 (t/年) であることから、年度ごとの目標値を上回り、すでに令和 8 年度の目標値を達成できている状況です。

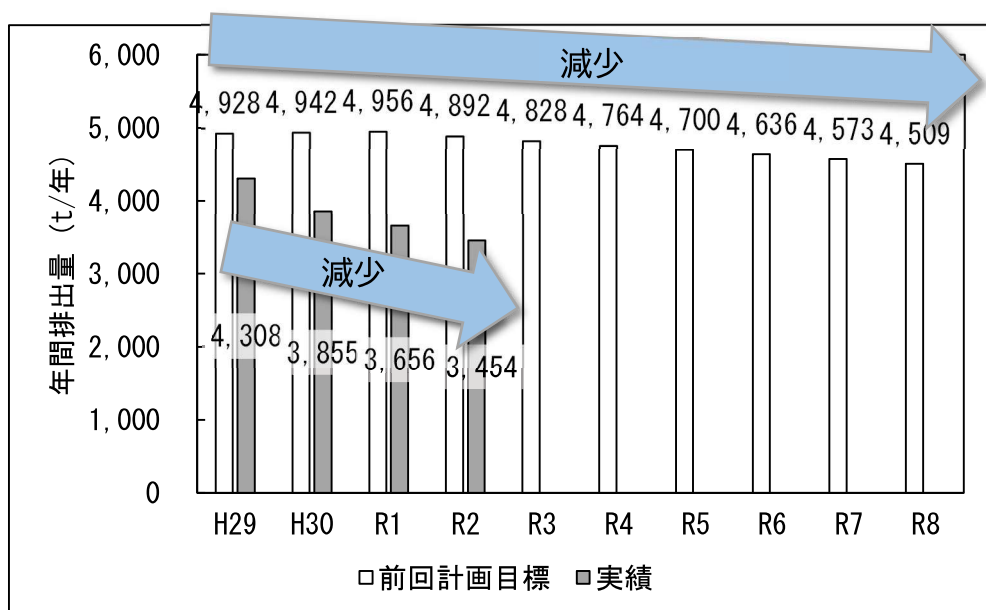


図 1 - 26 事業系ごみの年間排出量の実績値と前回計画目標値の比較⁶

⁶ 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より整理

(3)リサイクル率

平成 24 年度以降のリサイクル率を図 1 - 27 に示します。リサイクル率は平成 24 年度から平成 27 年度にかけては横ばいであり、平成 28 年度に最小となった後は令和 2 年度にかけて増加傾向です。

リサイクル率については、目標年度である令和 8 年度までに 29.5%※に増加させることを目標としています。図 1 - 27 に示すように、リサイクル率は平成 28 年度以降増加していますが、年度ごとの目標値は達成できていない状況です。

※前回計画においてリサイクル率は小数点第一位を四捨五入して整数で表示していましたが、本計画では小数点第二位で四捨五入を行い小数点第一位まで表示しています。

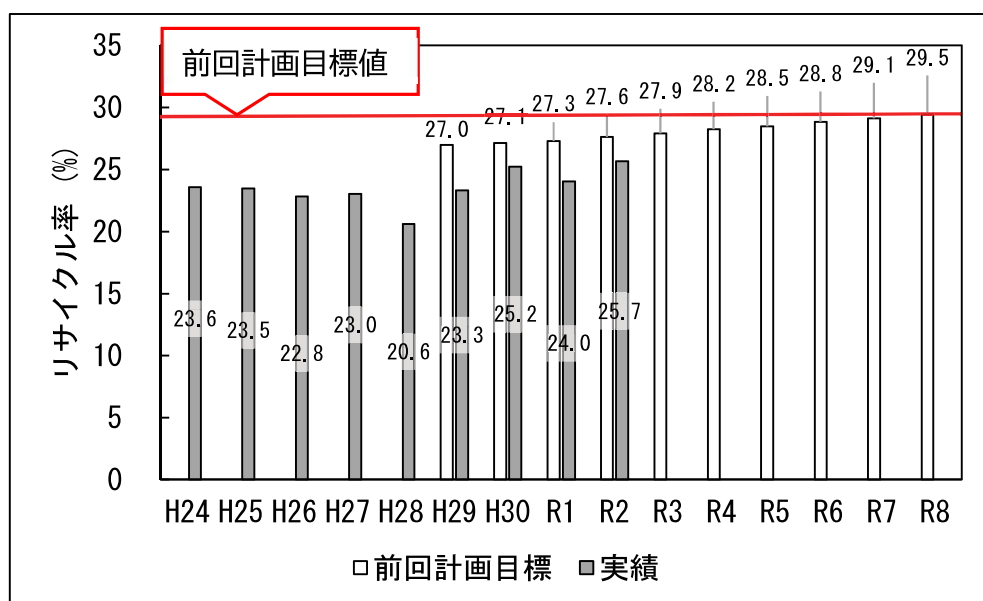


図 1 - 27 リサイクル率の実績値と前回計画目標値の比較⁷

⁷ 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より整理

(4)最終処分率

平成 24 年度以降の最終処分率を図 1 - 28 に示します。最終処分率は平成 24 年度から平成 27 年度にかけては横ばいでしたが、平成 28 年度以降はそれ以前の半分以下に大きく減少しています。この変化は、平成 28 年度に環境センターの稼働に伴い、それまで埋立処分していた飛灰をセメント原料としてリサイクルするようになったことによるものです。

最終処分率については、目標年度である令和 8 年度までに、2.4%に減らすことを目標としています。図 1 - 28 に示すように、最終処分率は平成 28 年度以降大幅に減少しており、平成 28 年度の時点ですでに令和 8 年度の目標値を達成しています。

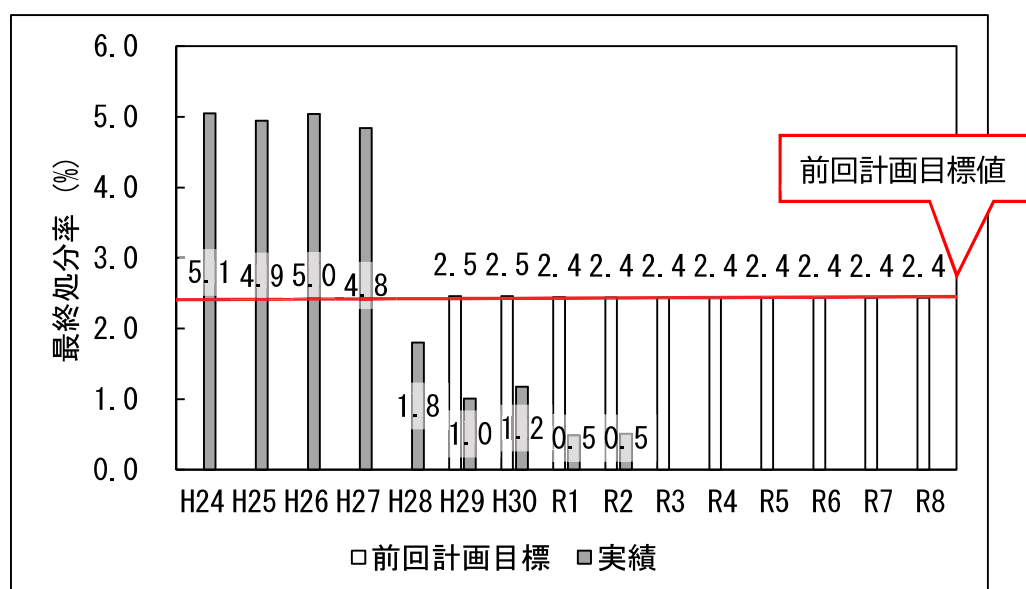


図 1 - 28 最終処分率の実績値と前回計画目標値の比較⁸

⁸ 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より整理

2 国及び埼玉県との比較

町の令和2年度実績について、国及び埼玉県の令和2年度実績との比較を行います。家庭系ごみと事業系ごみの1人1日当たり排出量についての比較を図1-29に、リサイクル率と最終処分率についての比較を図1-30に示します。

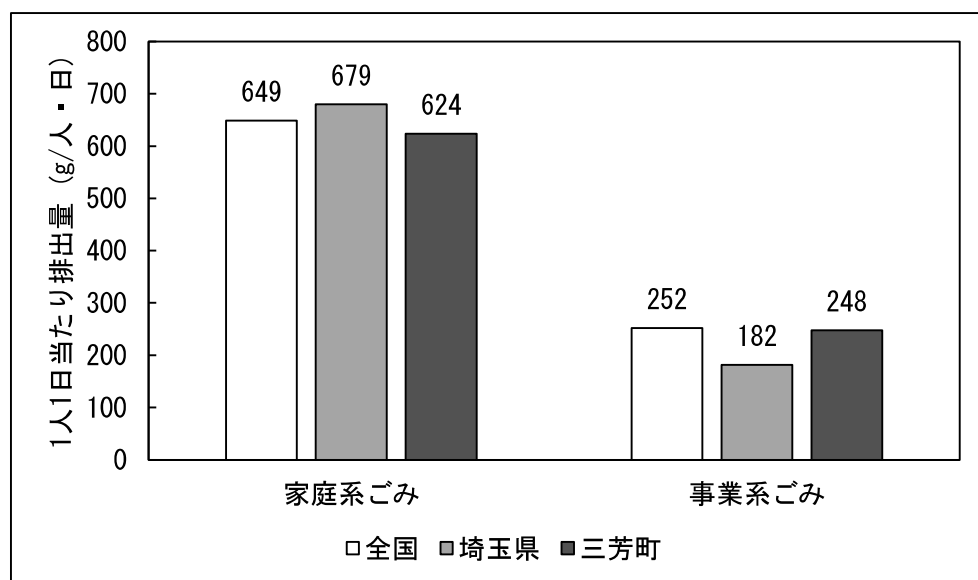


図1-29 家庭系ごみと事業系ごみの国及び埼玉県との比較⁹

(1)家庭系ごみ

国全体では、1人1日当たり649(g/人・日)に対し、埼玉県全体では679(g/人・日)の排出量となっています。これに対して町では、624(g/人・日)の排出量です。このことから、家庭系ごみは町の減量化目標は達成できていませんが、国及び埼玉県と比べると減量化が進んでいることが分かります。

(2)事業系ごみ

国全体では、1人1日当たり252(g/人・日)に対し、埼玉県全体では182(g/人・日)の排出量となっています。これに対して町では、248(g/人・日)の排出量です。このことから、事業系ごみは町の減量化目標を達成しており、国の平均と同等の水準であることが分かります。

⁹令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

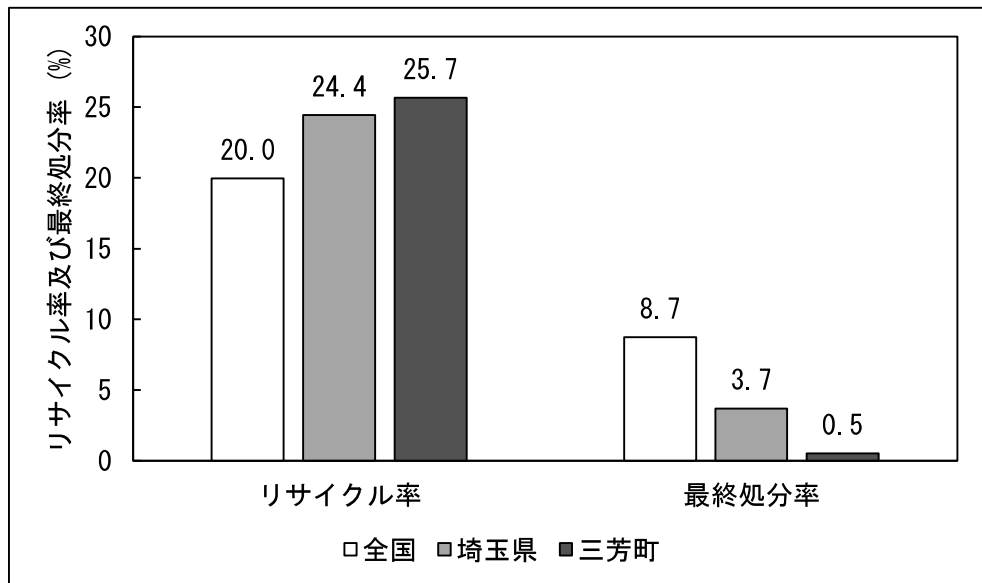


図 1 - 30 リサイクル率と最終処分率の国及び埼玉県との比較¹⁰

(3)リサイクル率

国全体では、20.0%であるのに対し、埼玉県全体では 24.4%となっています。これに対して町では 25.7%です。このことから、町はリサイクル率についての町の目標は達成できていませんが、国全体及び埼玉県よりもリサイクルが進んでいることが分かります。

(4)最終処分率

国全体では、8.7%であるのに対し、埼玉県全体では 3.7%となっています。これに対して町では、0.5%です。このことから、焼却灰や飛灰をセメント原料化するといった、リサイクルの促進によって町の最終処分率は減少しており、全国的にも極めて低い値となっていることが分かります。

¹⁰ 令和 2 年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

3 他自治体との比較（家庭系及び事業系）

町の令和2年度の実績について、町と隣接する6つの自治体（富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、所沢市及び川越市）との比較を行いました。

(1)家庭系ごみ

家庭系ごみについて、町は県内で63市町村中8番目に排出量が少なく、減量化の度合いが県内の上位に位置しています。また、近隣自治体においてもふじみ野市が県内2位であり、町周辺は埼玉県の中でも特に家庭系ごみの減量化が進んでいる地域であるといえます。

近隣自治体の中では、ふじみ野市の1人1日当たり排出量が606（g/人・日）と最も少なく、町の624（g/人・日）は4番目に小さい結果となり、その差は18（g/人・日）です（図1-31）。前回計画策定時には、町とふじみ野市の差は5（g/人・日）であったこと、また当時は富士見市よりも排出量が少なかったことを踏まえると、町の家庭系ごみの減量化の度合いが小さかったのに対し、同じ時期に近隣自治体では、より減量化が進んでいたと考えられます。

一般に人口規模が大きくなるほど、1人1日当たり排出量も大きくなるという傾向があります。現状では町よりも約3倍、人口規模の大きいふじみ野市や富士見市において町よりも減量化が進んでいるということ、そして近年の町の人口は減少傾向にあるということから、一人ひとりの努力により家庭系ごみのさらなる減量化は可能であると考えられます。

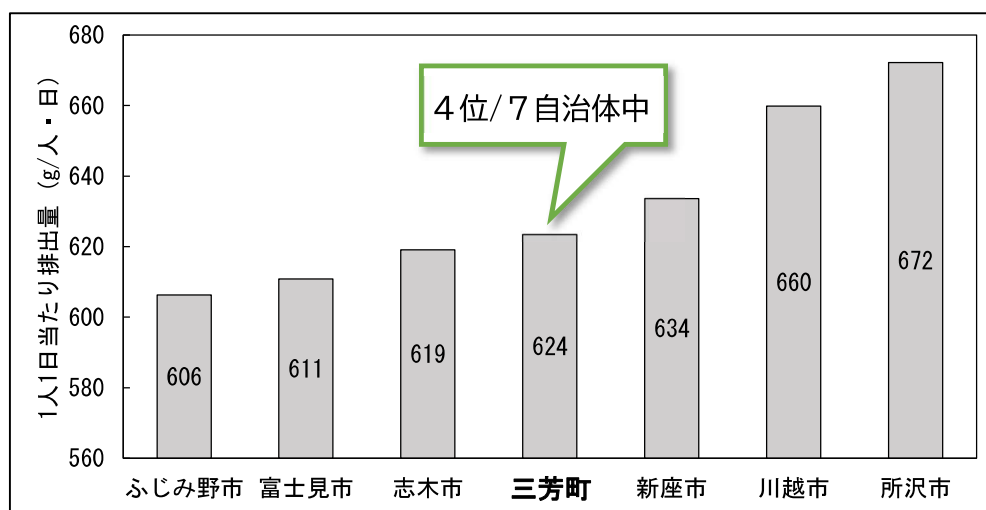


図1-31 町と近隣自治体における家庭系ごみの1人1日当たり排出量¹¹

¹¹ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

(2)事業系ごみ

事業系ごみ排出量について、町は県内で 28 位であり、県内において事業系ごみ排出量が少ない状況です。近隣自治体と比べると、町の年間排出量が 3,454 (t/年) と最も少なく、1 番多い川越市の排出量は町の約 7 倍となっており、自治体間の差が大きいことが見てとれます (図 1 - 32)。自治体間で年間排出量の差が生じる要因の 1 つとしては、事業所の数及び規模等が自治体によって異なることが挙げられます。

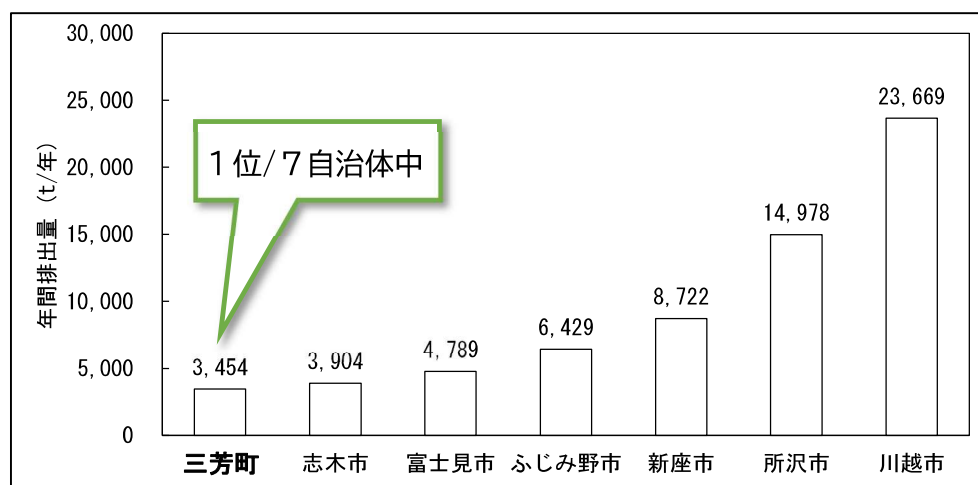


図 1 - 32 町と近隣自治体における事業系ごみの年間排出量¹²

¹² 令和 2 年度一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)

4 他自治体との比較（ごみ種ごと）

(1)家庭系ごみ

家庭系ごみの1人1日当たり排出量について、環境省の令和2年度実態調査における内訳に従い、もやすごみ、もやさないごみ、粗大ごみ、資源物及び集団資源回収に分けて整理した結果を図1-33に示します。家庭系ごみの1人1日当たり排出量は、図1-32に示した事業系ごみと比べると、自治体間のばらつきが小さく、同程度の水準にあるといえます。

また図1-33に基づき近隣自治体の中で、もやすごみ、もやさないごみ及び不燃物について、排出量が少ない、すなわち減量化が進んでいる順に順位付けしたものを表1-14に示します。資源物及び集団資源回収については、排出量が多い、すなわち資源化が進んでいる順に順位付けしたものを表1-15に示します。

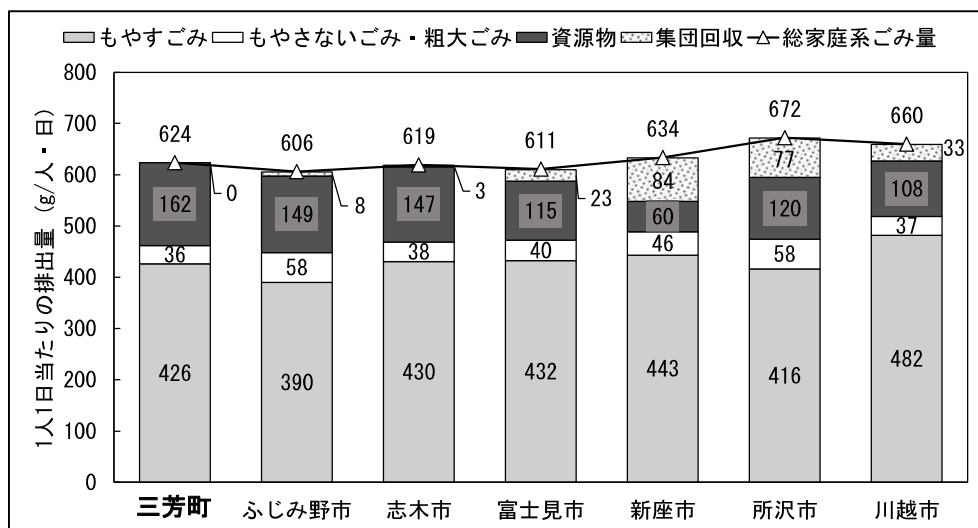


図1-33 町及び近隣自治体の家庭系ごみの1人1日当たり排出量¹³（令和2年度）

表1-14 家庭系もやすごみ、もやさないごみ及び粗大ごみの排出量の順位

		三芳町	ふじみ野市	志木市	富士見市	新座市	所沢市	川越市
家庭系ごみ	もやすごみ	3	1	4	5	6	2	7
	もやさないごみ・粗大ごみ	1	7	3	4	5	6	2

順位が高い方が減量化が進んでいる

表1-15 家庭系資源物及び集団資源回収の資源化量の順位

		三芳町	ふじみ野市	志木市	富士見市	新座市	所沢市	川越市
家庭系ごみ	資源物	1	2	3	5	7	4	6
	集団資源回収	7 (未実施)	5	6	4	1	2	3

順位が高い方が資源化が進んでいる

¹³ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

①もやすごみ

もやすごみが最も少ないのは1人1日当たり排出量が390 (g/人・日) のふじみ野市であり、町は426 (g/人・日) と3番目に少ない結果となりました。近隣自治体の中では比較的排出量が少ないですが、ふじみ野市との差は36 (g/人・日) あり、さらなる減量化を進める余地があります。

②もやさないごみ・粗大ごみ

もやさないごみ・粗大ごみは、町の1人1日当たり排出量が最も少ない結果となりました (36 (g/人・日))。

③資源物

資源化が最も進んでいるのは、資源物と集団資源回収の合計が197 (g/人・日) の所沢市であり、町は162 (g/人・日) と2番目に資源化が進んでいる結果となりました。所沢市との差は35 (g/人・日) となっており、さらなる資源化を進める余地があります。

(2)資源化対象物

町と近隣自治体における資源物について、令和2年度の品目ごとの1人当たり年間排出量を表1-16に示します。ここでの年間排出量は、直接資源化量（中間処理をせずに直接資源化されたもの）、施設資源化量（中間処理後に資源化されたもの）及び集団資源回収量（自治体やPTAなどのグループで資源物の回収を行い、資源化されたもの）の合計です。また、町において、容器包装プラスチック類は「容器包装プラスチック」、容器包装以外のプラスチック類は「プラスチック類」と表記しています。

表1-16 資源化対象ごみ種ごとの1人当たり年間排出量 (kg/人・年)¹⁴

()内の順位が高い =資源化が進んでいる	三芳町	ふじみ野市	志木市	富士見市	新座市	所沢市	川越市
	1人当たり年間排出量 (kg/人・年)						
紙類	22.6 (7)	24.8 (5)	33.7 (1)	25.2 (4)	30.3 (3)	32.2 (2)	24.7 (6)
金属類	5.1 (7)	8.0 (2)	8.6 (1)	7.5 (5)	6.5 (6)	7.8 (4)	7.8 (3)
ガラス類	5.3 (6)	5.9 (5)	7.1 (2)	7.3 (1)	6.6 (4)	6.9 (3)	3.6 (7)
ペットボトル	3.27 (5)	3.15 (6)	4.13 (1)	3.85 (3)	3.87 (2)	3.58 (4)	2.33 (7)
容器包装 プラスチック	13.2 (2)	12.8 (3)	0.0 (5)	0.0 (5)	0.0 (5)	13.9 (1)	10.0 (4)
プラスチック 類	4.3 (4)	1.6 (5)	7.9 (1)	6.2 (3)	7.5 (2)	0.1 (6)	0.0 (7)
布類	5.2 (1)	3.7 (3)	4.1 (2)	2.3 (5)	0.0 (7)	2.5 (4)	2.2 (6)
	1人当たり年間排出量 (g/人・年)						
紙パック	78.6 (5)	323.0 (1)	52.3 (6)	285.4 (2)	234.6 (3)	46.5 (7)	172.7 (4)
紙製容器包装	0.0 (2)	0.0 (2)	0.0 (2)	0.0 (2)	324.9 (1)	0.0 (2)	0.0 (2)

※ ()内は資源物の排出量が多い、すなわち資源化が進んでいる順に順位付けしたものと

表1-16より、いずれの自治体においても、資源化対象ごみの中で紙類の排出量が最も多いことが分かります。紙類の1人当たり年間排出量を近隣自治体と比較すると、町は排出量が1番少なく、1番多い志木市との差は11.1 (kg/人・年)であることから、さらなる資源化の余地があります。一方で容器包装プラスチックは町の排出量が13.2 (kg/人・年)となっており、近隣自治体の中でも資源化が進んでいるといえます。

¹⁴ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

3.4 町のごみ組成

平成 29 年度から令和 3 年度にかけて環境センターに搬入されたもやすごみの組成を図 1 - 34 及び表 1 - 17 に示します。図 1 - 34 及び表 1 - 17 から、搬入されたもやすごみの内、「紙類」と「布類」が約 50%を占めていることが分かります。次に割合が大きいものは「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」です。これらの結果から、もやすごみの中には、紙箱や容器包装プラスチックのように資源化可能なものも含まれていると考えられます。

また、図 1 - 35 に月別のごみ組成を示します。月ごとに変動はあるものの、図 1 - 34 に示したような割合で推移しており、季節を問わず「紙類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の割合が高いことがわかります。

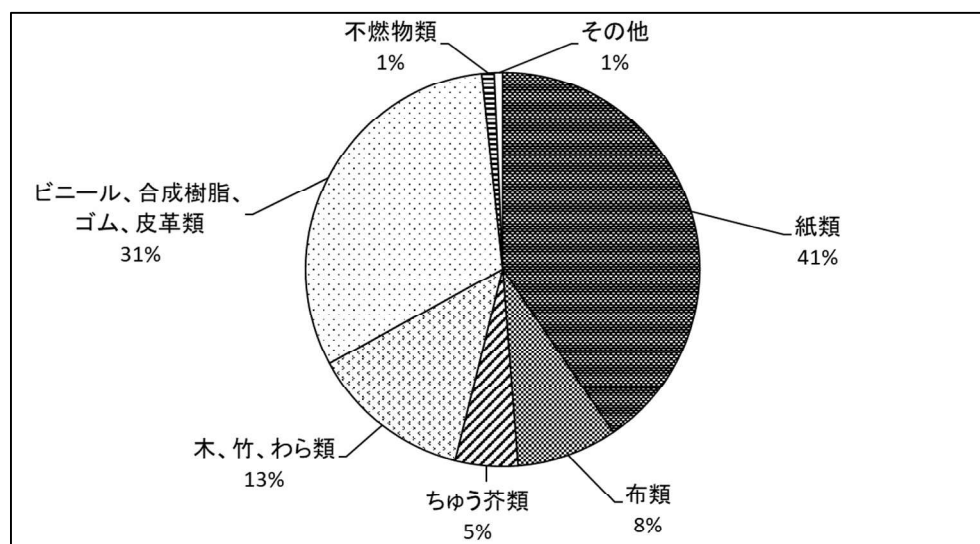


図 1 - 34 町及びふじみ野市のごみの組成 (H29 年度から R3 年度の平均値)¹⁵

¹⁵ ふじみ野市・三芳町環境センター ごみ質分析結果報告書

表 1 - 17 各年度の町及びふじみ野市のごみの組成¹⁶

ごみ種		H29	H30	R1	R2	R3
紙類	(%)	40.5	39.0	43.4	38.5	41.2
布類	(%)	8.2	8.6	6.3	10.4	7.8
ちゅう芥類	(%)	7.1	4.0	4.0	4.3	6.3
木、竹、わら類	(%)	10.8	13.3	15.2	13.8	13.0
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	(%)	31.8	33.9	29.2	31.4	29.8
不燃物類	(%)	1.1	0.7	1.1	0.8	1.3
その他	(%)	0.6	0.5	0.8	0.8	0.8
合計	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

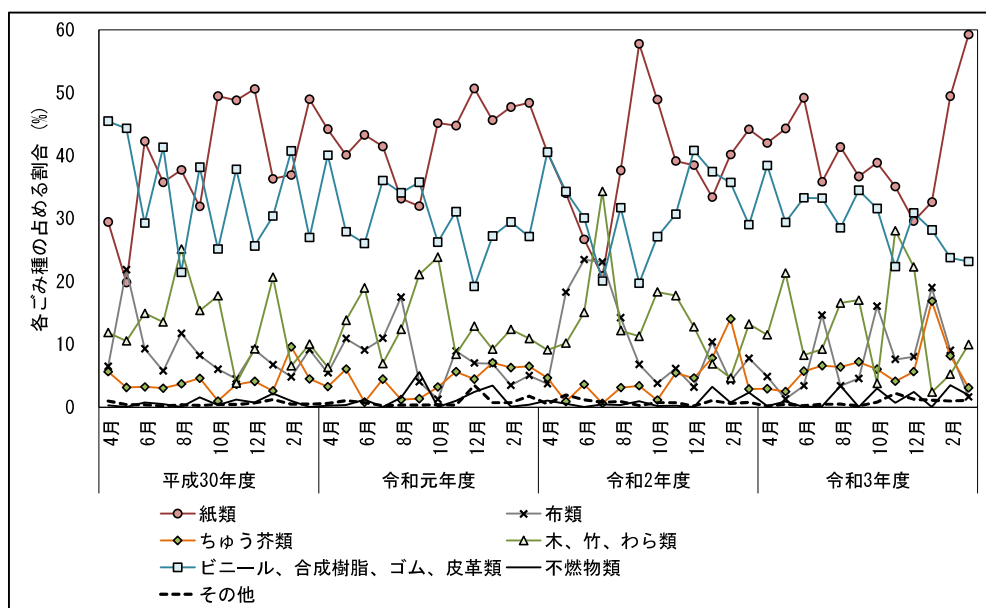


図 1 - 35 平成 30 年度以降の月別のごみ組成¹⁷

3.5 町のごみ排出量の課題について

1 町のごみ排出量の課題

(1) 前回計画の達成状況と近隣自治体との比較

前回計画において設定した目標値の達成状況を表 1 - 18 に示します。事業系ごみ及び最終処分量は目標値を達成しており、家庭系ごみ及びリサイクル率は未達成の状況にあります。

表 1 - 18 前回計画目標値の達成状況

		家庭系ごみ	事業系ごみ	リサイクル率	最終処分量
		g/人・日	t/年	%	t/年
令和 2年度	前回計画目標値	584	4,892	28	321
	実績値	624	3,454	26	156
達成状況		×	○	×	○

(2)家庭系ごみ

家庭系ごみは表 1 - 18 に示すように、令和2年度の実績において前回計画の目標値は未達成です。図 1 - 31 において近隣自治体と比較しても、減量化の度合いはちょうど中間に位置しており、さらなる減量化の余地があることから、家庭系ごみにおいては、今後も減量化を進めていく必要があります。

内訳をみると、家庭系ごみのうち、もやさないごみ及び粗大ごみは近隣自治体の中で最も減量化が進んでおり、資源化量についても比較的資源化が進んでいることから、家庭系ごみを減量化するためには、もやすごみを減量化することが効果的であると考えられます。図 1 - 34 及び表 1 - 17 より、もやすごみの多くの部分を「紙類」、「布類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が占めており、これらの中に含まれる資源化可能なものを資源化する必要があります。また、表 1 - 16 の資源物に関する順位からも、紙類をはじめとして、さらに資源化を進める余地のあることが示されています。

(3)事業系ごみ

事業系ごみは表 1 - 18 に示すように、令和2年度の実績において前回計画の目標値を達成できています。また図 1 - 32 を基に近隣自治体と比較すると、町の排出量は1番小さくなっています。ただし、図 1 - 34 及び表 1 - 17 より、事業系ごみの中にも資源化可能な紙類やプラスチック類が含まれていることが示唆されました。事業系ごみはもやすごみのみの受け入れとなっているため、資源化可能なものを資源物として処理していくことによって、さらに減量化していくことが求められます。

(4)リサイクル率

リサイクル率は表 1 - 18 に示すように、令和2年度の実績において前回計画の目標値は未達成となっています。一方で図 1 - 30 に示すように現状では県の平均や国の平均を上回っています。しかし家庭系ごみの減量化と資源化を今後さらに進めていくことが求められており、その結果として、リサイクル率も上昇させていく必要があります。

(5)最終処分率

最終処分量は表 1 - 18 に示すように、令和2年度の実績において前回計画の目標値を達成できています。図 1 - 30 に示すように、県の平均や国の平均に比べて、極めて低い水準となっています。最終処分場の延命化に資

するためにも、現状の最終処分率を維持していくことが求められます。

2 ごみ組成に関する課題

もやすごみの組成は、季節を問わず「紙類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の割合が高いことから、もやすごみの中には、紙箱や容器包装プラスチックのように資源化可能なものも含まれていると考えられます。このような潜在的な資源物をもやすごみとして捨てるのではなく、分別して資源化することが求められています。

3.6 ごみ処理行政の動向

1 国の動向

前述のように、前回計画策定以降に、「環境基本計画」、「循環型社会形成推進基本計画」及び「埼玉県廃棄物処理基本計画」が改定されました。また「三芳町総合計画」の後期基本計画が策定され、そして新たに「食品ロスの削減の推進に関する法律」と「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。これらにより、国や県の方針に新たに加わった概念として、SDGs、地域循環共生圏、プラスチック資源循環及び食品ロス削減が挙げられます。

まず、SDGsについては、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれており、複数の課題の統合的な解決を目指すものです。第五次環境基本計画では、計画のアプローチとしてSDGsの考え方を活用し、環境、経済、社会の統合的な向上を具体化させようとしています。

次に、地域循環共生圏については、SDGsの考え方も活用したものであり、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型社会を形成しつつ、補完し支え合うことによって、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方となっています。第五次環境基本計画では、持続可能な社会を実現するために必要な、「環境、経済、社会の統合的向上」を具体化させる鍵の1つとして、この地域循環共生圏が提唱されています。

プラスチック資源循環については、まず第四次循環型社会形成推進基本計画において、柱の1つである「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」の素材別の取組の1つとして「プラスチック資源循環戦略」の策定と施策の推進が定められました。それを受けて令和元年度に「プラスチック資源循環戦略」が、令和3年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することで、プラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決することを目指します。

最後に、食品ロス削減については、日本において大量の食品ロスが発生しており、SDGsの観点からも重要な課題となっていることから、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進するために「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されました。食品ロスの削減の推進に関する法律第11条の規定に基づき定められた基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針にもなるものです。町の一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたっては、これらの考え方との整合性を図る必要があります。

2 ふじみ野市の動向

町と共同処理を行っているふじみ野市は、令和3年度に「第4次ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その中で、目標値については以下のとおり定められています。

表 1 - 19 第4次ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画における目標値

項目	中間目標値 令和8（2026）年度	計画目標値 令和13（2031）年度
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	588 g/人・日	570 g/人・日 令和元年度比で5%削減
事業系ごみ排出量	5,979 t/年	5,979 t/年 （平成28年度比で 24%削減）
リサイクル率	30.1%	31.2%以上
最終処分率	1.3%	1.3%

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 基本理念及び基本方針

1.1 基本理念

前回計画策定後に法律の策定や計画の見直しによって国の方針に新たに加わった概念として、SDGs、地域循環共生圏、プラスチック資源循環、食品ロス削減が挙げられます。SDGsは2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。すべてのステークホルダーが参画するものとなっており、資源の適正な管理に関する目標も含まれています。また、地域循環共生圏は地域資源を活かして、自立・分散型の社会を形成することを目指す考え方です。プラスチック資源循環と食品ロス削減については、3R+Renewable^{*}のように資源の循環を促進するものとなっています。

前回計画の基本理念である「人も資源も 循環するまち 三芳町」は、上述した SDGs、地域循環共生圏、プラスチック資源循環、食品ロス削減の考え方を網羅できていることが分かります。そのため、本計画においても引き続き「人も資源も 循環するまち 三芳町」を基本理念とします。

また、基本理念のイメージは、3R+Renewableの概念をより強化し、以下のとおりとします。

^{*}Renewable は、プラスチック製品の原料を紙やバイオマスプラスチックなどの再生材や再生可能資源に適正に切り替えることを示します。

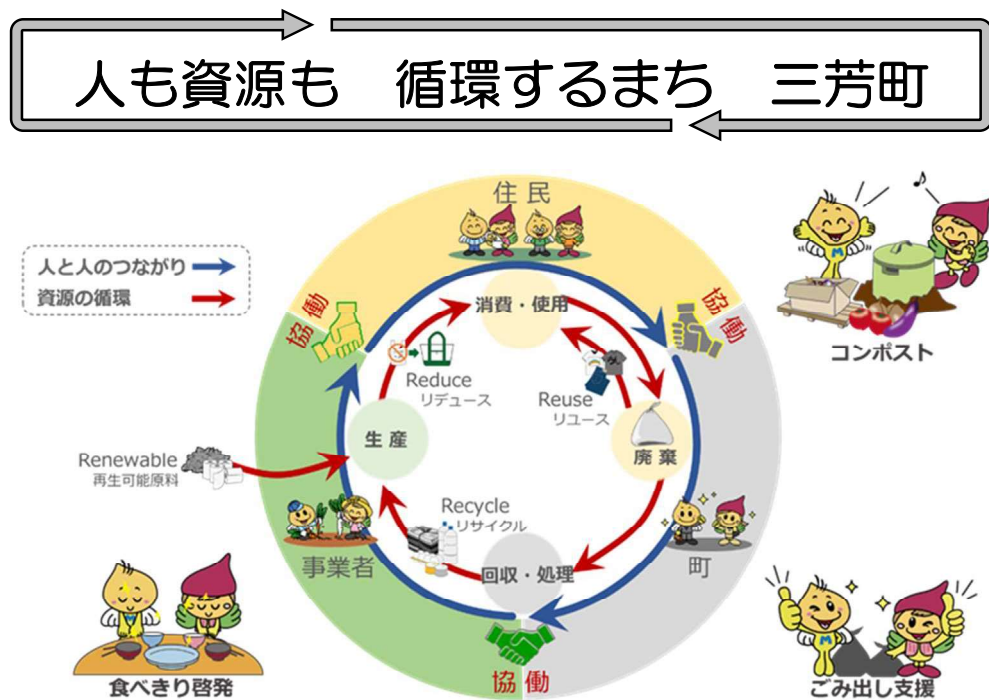


図 2 - 1 基本理念のイメージ

1.2 基本方針

基本方針は、前回計画における基本方針を基に、国の方針や町における課題を踏まえて以下のとおりとします。

1 3R+Renewable の実施

3R+Renewable（Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル、Renewable:リニューアブル）を基本として、食品ロスの削減や、プラスチック類や紙類など資源物の資源化、再生材や再生可能資源への原料の切り替え等を実施します。

2 持続可能な社会に向けた選択

一人ひとりが資源循環に関わる当事者としての意識をもって、限りある資源を有効に利用し、環境への負荷の少ない行動を選択します。そのために必要な情報は、環境センターにおける環境教育や、町のホームページなどを通して発信し、行動の変容を促します。

3 誰一人取り残さないまちづくり

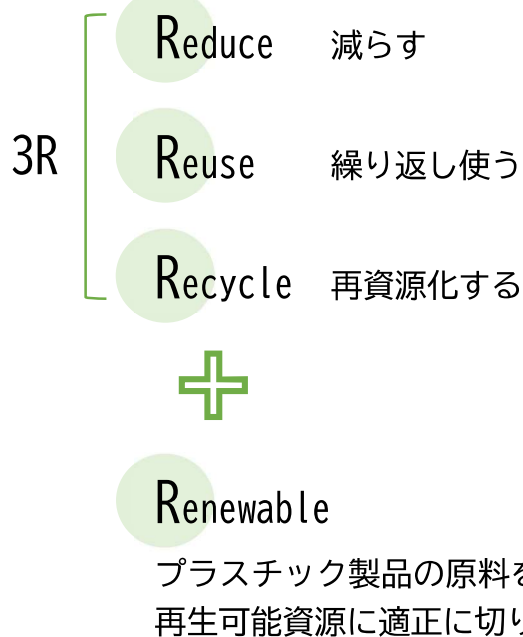
高齢者等へのごみ出し支援や、食品ロス削減と生活困窮者支援の両方に資するフードドライブを行うこと等によって、資源循環分野から「誰一人取り残さない」まちづくりを実施します。

3R+Renewable とは

3R+Renewable とは従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリニューアブルを加えたものであり、「プラスチック資源循環戦略」の基本原則となっています。

循環型社会形成推進基本法では、そもそもごみを出さないリデュースの考え方を最優先としているため、本計画においてもまずは減量化、そして資源化を推進することを目指します。

さらに、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受けて、町でもプラスチック資源循環をより一層推進するために、3R+Renewable を基本方針として掲げました。



第2章 ごみの発生量及び処理量の見込み

2.1 ごみ排出量の推計方法

1 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量は、1人1日当たり排出量で表されるように、人口に依存します。したがって、将来の人口変動を反映したごみ排出量を推計するためには、1人1日当たり排出量と人口の両方をそれぞれ推計する必要があります。そこで、家庭系ごみの将来排出量は、推計した各年度の1人1日当たりの排出量及び人口を乗じることによって算出します。

$$\text{家庭系ごみの将来排出量} = \text{1人1日当たりの排出量 (各年度)} \times \text{人口 (各年度)}$$

2 事業系ごみ

事業系ごみ排出量は必ずしも人口に比例するとは限らず、事業活動や事業所数に依存すると考えられることから、年間排出量の実績から将来排出量を推計します。

3 人口及び1人1日当たりの排出量の推計方法

人口及び1人1日当たりの排出量の推計は、『ごみ処理施設構造指針解説』（以下、「構造指針」といいます。）に示されている回帰予測を行います。回帰予測とは、グラフにおいてプロットされた過去の推移を予測する直線、あるいは曲線の方程式に説明変数（本推計における“年度”）を入力することで将来の値を予測する推計方法です。方程式の算出には、信頼性の高い推計法として一般的に用いられている最小二乗法を用いました。

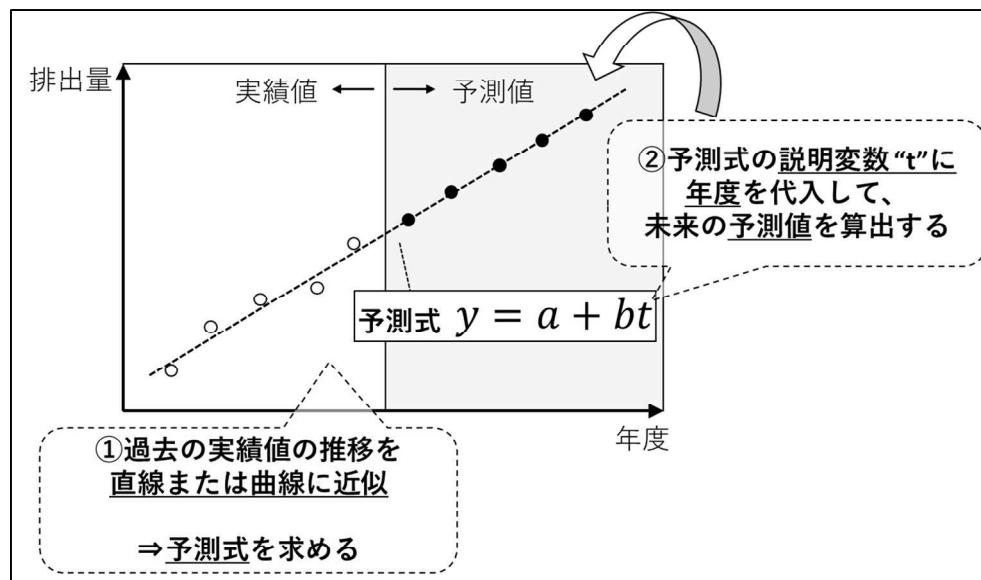


図 2 - 2 回帰予測のイメージ

将来推計をするに当たって、構造指針に則り、以下の6種類の直線及び曲線で過去の推移を予測し、それぞれの推計結果を比較しました。

- ① 直線式： $y = a + bt$
- ② 二次傾向式： $y = a + bt + ct^2$
- ③ 一時指数式： $y = a \times b^t$
- ④ ベキ曲線式： $y = y_0 + a \times t^b$
- ⑤ 対数式： $y = a \times \ln(t) + b$
- ⑥ ロジスティック式： $y = \frac{K}{1+e^{b-at}}$

推計結果の決定に当たっては、予測式による予測値と、実績値がどの程度一致しているかを示す決定係数 (R^2) を用いました。決定係数は、以下に示すように、0に近いほど予測値と実績値の一致度合いが低く（推計結果の妥当性が低い）、1に近いほど予測値と実績値の一致度合いが高い（推計結果の妥当性が高い）ことを表します。

なお、どの予測式による推計値を採用するかについては、決定係数に加えて現実性も考慮しました。

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 【 $0 \leq R^2 < 0.2$ 】 | : 近似式は、過去の変化（実績）に近くない（関連が低い） |
| 【 $0.2 \leq R^2 < 0.4$ 】 | : 近似式は、過去の変化にやや近くない（関連がやや低い） |
| 【 $0.4 \leq R^2 < 0.7$ 】 | : 近似式は、過去の変化にやや近い（関連がやや高い） |
| 【 $0.7 \leq R^2 \leq 1$ 】 | : 近似式は、過去の変化にかなり近い（関連がかなり高い） |

また、将来推計を行う際には、ごみの排出量を構成する要素（人口及び1人1日当たりの排出量）（図2-3）ごとに推計することで、より精度の高い推計結果が得られます。そのため、人口は日本人の人口と外国人の人口に分けて、ごみの排出量は家庭系ごみと事業系ごみに分けて推計を行いました。

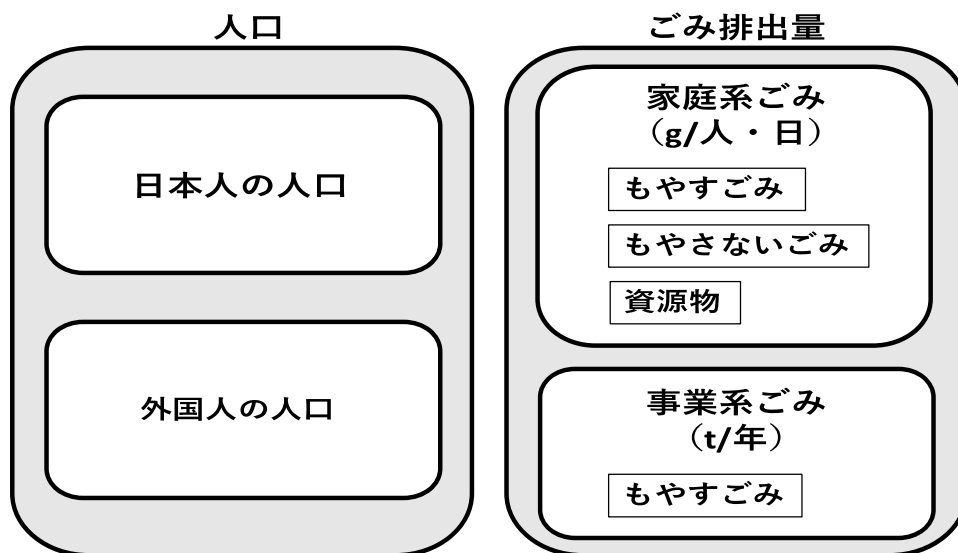


図 2 - 3 人口とごみ排出量を構成する要素

2.2 推計結果（現状の施策を維持した場合）

1 人口の将来推計

日本人及び外国人の人口の推計結果を図 2 - 4 に示します。日本人は平成 24 年には 38,054 人であったのが令和 13 年には 37,150 人に減少し、外国人は平成 24 年に 463 人であったのが令和 13 年には 946 人に増加すると予測されました。日本人の減少分と外国人の増加分が相殺され、町全体では今後緩やかに減少すると考えられます。

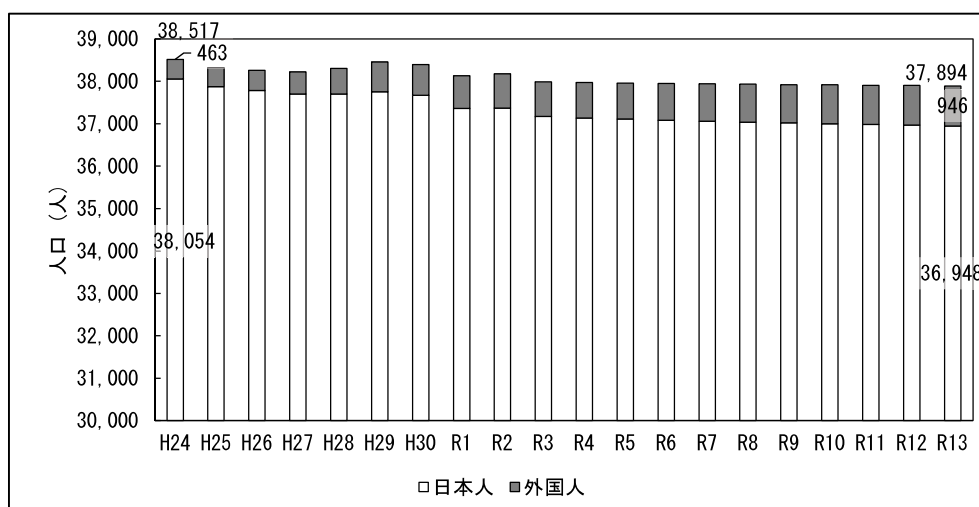


図 2 - 4 人口の将来推計

2 ごみ量の将来推計

(1)家庭系ごみ

家庭系ごみ1人1日当たり排出量の将来推計と目標値を図2-5と表2-1に示します。以降、国の目標値は第四次循環型社会形成推進基本計画を、県の目標値は第9次埼玉県廃棄物処理基本計画を参照しました。家庭系ごみは、本計画の目標年度である令和13年度には、令和3年度実績の612(g/人・日)から10(g/人・日)増加して622(g/人・日)となる予測です。

また、国及び県の排出量目標の目標年度である令和7年度の推定排出量は619(g/人・日)であり、国及び県の目標値の440(g/人・日)を上回っています。さらに推計結果から、令和8年度の前回計画目標値である562(g/人・日)についても達成できない見込みであることがわかります。

ごみの種類ごとの推移をみると、「もやすごみ」と「もやさないごみ・粗大ごみ」は減少し、「資源物」は増加する傾向であることが分かります。このことから、「もやすごみ」と「もやさないごみ・粗大ごみ」については前回計画からの減量化施策の効果が、「資源物」については資源化施策の効果が反映された将来推計となっており、主に資源物の回収量の向上によって将来の家庭系ごみ排出量が増加することが示唆されました。

また、1人1日当たり排出量は、総排出量を人口と年間日数で除して求めており、令和13年度までの増加傾向には、町の人口減少も関わっています。具体的には、「もやすごみ」と「もやさないごみ・粗大ごみ」の減量化が進む一方で、分別の効果によりごみ排出量の一部である「資源物」が増加する将来予測によるものです。

以上の理由から、令和4年度から令和13年度にかけて、家庭系ごみの排出量は、前回計画目標や国及び県の目標を上回る結果が得られました。今後は、資源化を進めることに加え、ごみそれ自体を減らすことにより総排出量が減少傾向となることを目指す施策を実施するものとします。

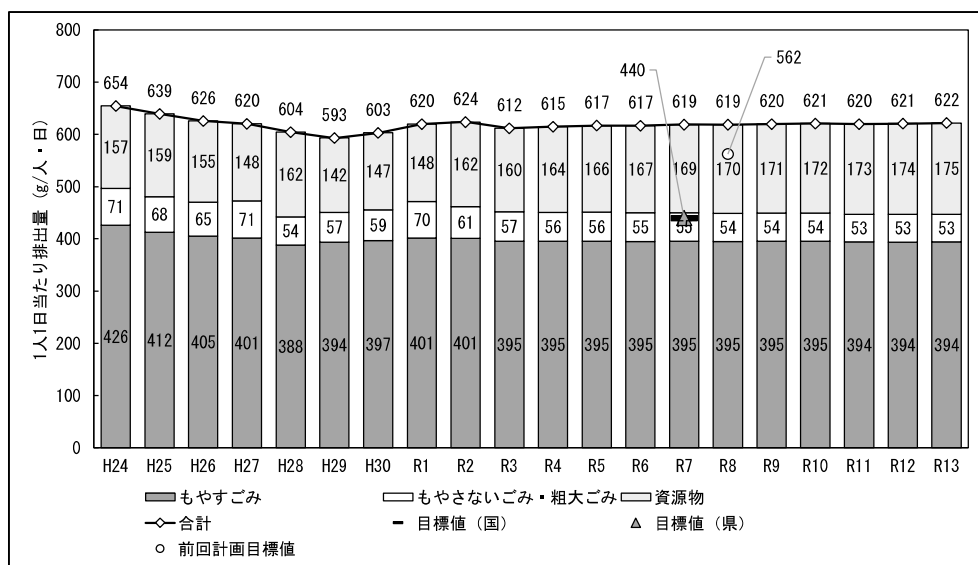


図 2 - 5 家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量の将来推計と目標値

表 2 - 1 家庭系ごみの推計値と目標値 (単位: g/人・日)

	推計値	国の目標*	県の目標**	前回計画の目標
令和 7 年度	619	440	440	—
令和 8 年度	619	—	—	562

* 「第四次循環型社会形成推進基本計画」

** 「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」

(2)事業系ごみ

事業系ごみ年間排出量の将来推計と目標値を図 2 - 6 と表 2 - 2 に示します。事業系ごみは本計画の目標年度である令和 13 年度には、令和 3 年度実績の 3,529 (t/年) から 586 (t/年)減少して 2,943 (t/年)となる予測です。また、令和 7 年度の推定排出量は 3,216 (t/年) であり、国の目標値 3,251 (t/年) 及び県の目標値 3,249 (t/年)をやや下回る予測となっています。さらに、令和 8 年度における前回計画目標値は 4,509 (t/年) であることから、前回計画策定後に目標値を大幅に上回るペースで事業系ごみの減量化が進んでいるといえます。

以上のように、事業系ごみは令和 3 年度から令和 13 年度にかけて 586 (t/年) 減少し、前回計画と国及び県のいずれの目標値も達成できる見込みです。ただし、町は事業系ごみが占める割合が大きく、より一層の減量化が求められています。そのため、将来推計で得られた減少幅よりも排出量が減少することを目指した、さらなる施策が必要です。

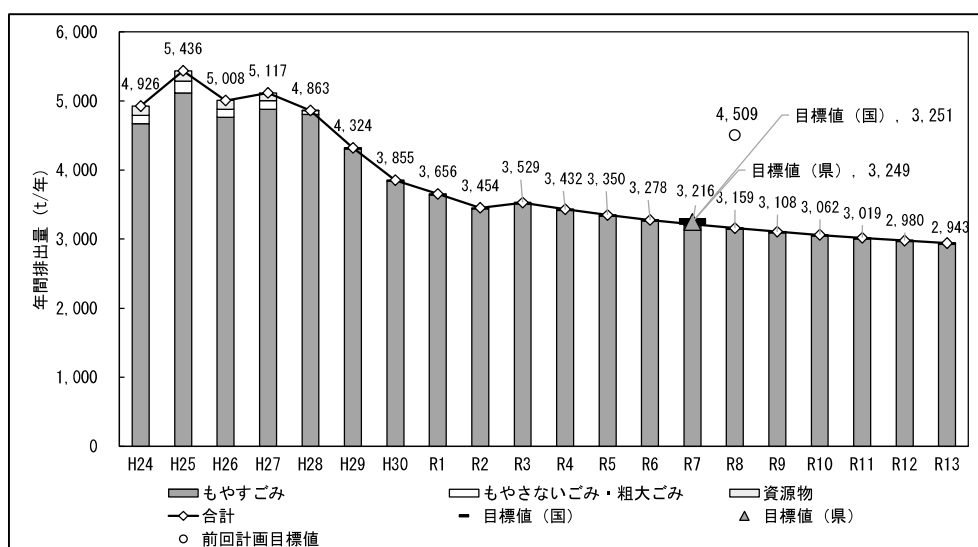


図 2 - 6 事業系ごみ年間排出量の将来推計と目標値

表 2 - 2 事業系ごみの推計値と目標値 (単位: t/年)

	推計値	国の目標*	県の目標**	前回計画の目標
令和 7 年度	3,216	3,251	3,249	—
令和 8 年度	3,159	—	—	4,509

* 「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」

** 「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」

(3)リサイクル率

リサイクル率の将来推計と目標値を図 2 - 7 と表 2 - 3 に示します。リサイクル率は本計画の目標年度である令和 13 年度には、令和 3 年度実績の 26.3%から 30.5%に増加する予測です。令和 7 年度の推定リサイクル率は 29.5%であり、国の目標値 28.0%よりも高く、県の目標値 33.6%よりは低い結果となりました。令和 8 年度の前回計画目標値は達成できる予想となっていますが、県の目標を達成しようとする場合には、本計画においてさらに高い目標を立てる必要があります。

※前回計画においてリサイクル率は小数点第一位を四捨五入して整数で表示していましたが、本計画では小数点第二位で四捨五入を行い小数点第一位まで表示しています。

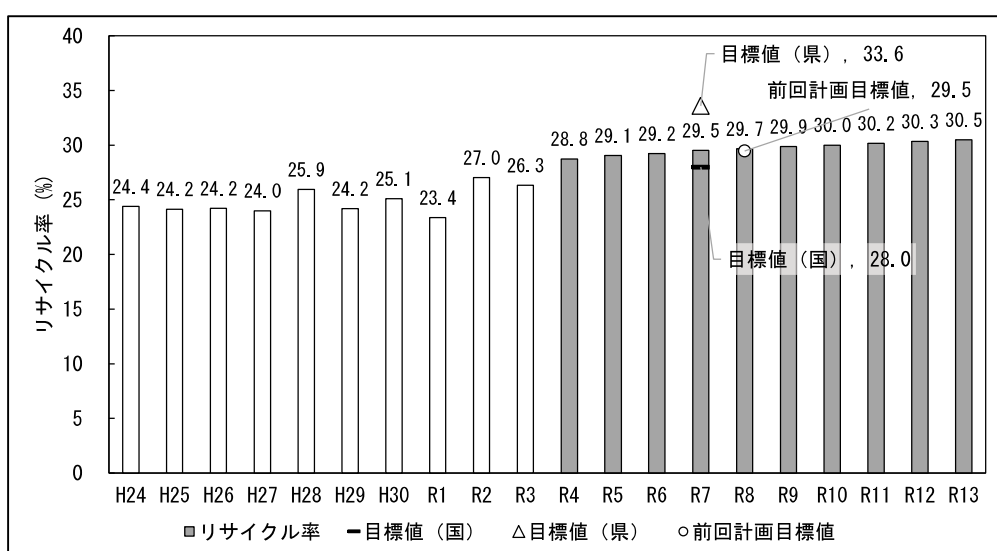


図 2 - 7 リサイクル率の将来推計と目標値

表 2 - 3 リサイクル率の推計値と目標値 (単位: %)

	推計値	国の目標*	県の目標**	前回計画の目標
令和 7 年度	29.5	28.0	33.6	—
令和 8 年度	29.7	—	—	29.5

* 「第四次循環型社会形成推進基本計画」

** 「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」

(4)最終処分率

最終処分量の将来推計と目標値を図 2 - 8 と表 2 - 4 に、最終処分率の将来推計と目標値を図 2 - 9 と表 2 - 5 に示します。最終処分量は令和 7 年度に 164 (t/年) になると推計されています。そして、最終処分率は令和 4 年度以降 1.4%程度と低い水準で推移する予測です。

最終処分量の目標値について、第四次循環型社会形成推進基本計画で定められた国の目標値は 8.4%^{*}です。令和 7 年度の町の最終処分率は 1.4% と推計されているため、国の目標値は達成できる見込みです。一方で、第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画で定められた県の目標値は、「令和 7 年度に 1 人 1 日当たりの最終処分量を 28 (g/人・日)」にするとするものであり、これと、町の令和 7 年度の推計人口から、最終処分量の目標値 388 (t/年) が得られます。令和 3 年度の町の最終処分量は 164 (t/年) と推計されているため、県の目標値も達成できる見込みです。また、前回計画の目標値である「令和 8 年度最終処分量を 304 (t/年)」についても達成できる見込みです。

以上のように、町の最終処分量はすでに大幅な削減を達成しており、前回計画に加えて、国及び県の目標も達成できる予測であるため、今後も現在の水準を維持することが重要であると考えられます。

^{*}第四次循環型社会形成推進基本計画における令和 7 年度最終処分量の目標値は「約 320 万トン/年」であり、一般廃棄物の排出量目標は「3,800 万トン/年」です。これを最終処分率に換算すると、最終処分率は(最終処分量÷一般廃棄物の排出量)で求められることから、令和 7 年度最終処分率の目標値は「最終処分量÷一般廃棄物の排出量=320 万トン÷3,800 万トン=8.4%」となります。

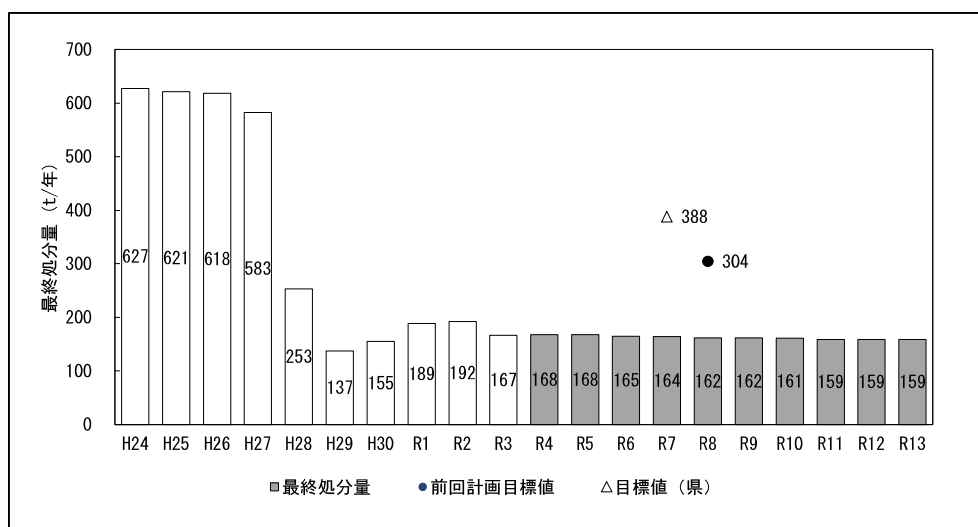


図 2 - 8 最終処分量の将来推計と目標値

表 2 - 4 最終処分量の推計値と目標値 (単位：t/年)

	推計値	国の目標*	県の目標**	前回計画の目標
令和7年度	164	—	388	—
令和8年度	162	—	—	304

*「第四次循環型社会形成推進基本計画」

**「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」

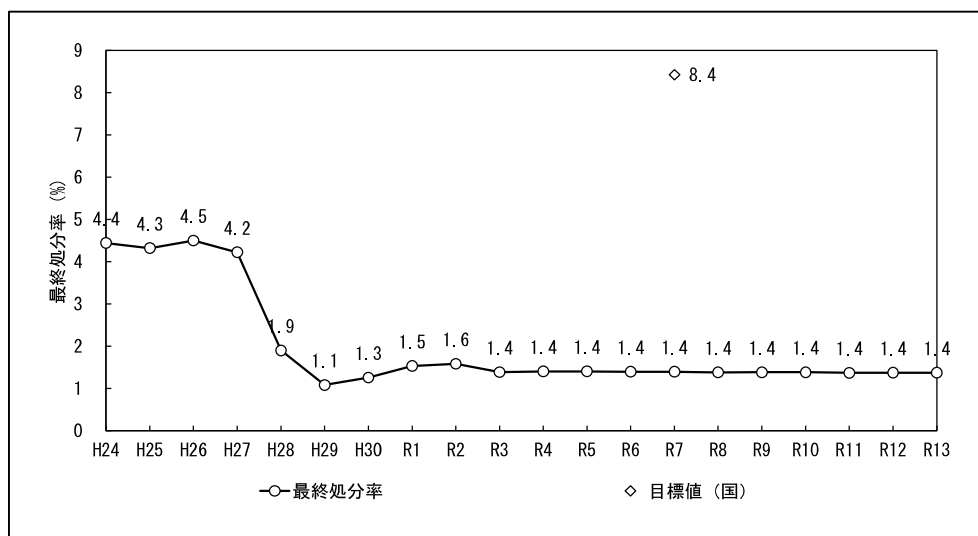


図 2 - 9 最終処分率の将来推計と目標値

表 2 - 5 最終処分率の推計値と目標値 (単位：%)

	推計値	国の目標*	県の目標**	前回計画の目標
令和7年度	1.4	8.4	—	—
令和8年度	1.4	—	—	2.4

*「第四次循環型社会形成推進基本計画」

**「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」

2.3 推計値のまとめ（現状の施策を維持した場合）

家庭系ごみ、事業系ごみ、リサイクル率及び最終処分量の目標値と推計値を表 2 - 6 にまとめます。

表 2 - 6 国・県及び前回計画の目標値の達成予測

		家庭系ごみ	事業系ごみ	リサイクル率	最終処分量	最終処分率	
		g/人・日	t/年	%	t/年	%	
令和 7 年度	推計値	619	3,216	29.5	164	1.4	
	国の 目標 *	目標値	440	3,251	28.0	—	8.4
		達成/ 未達成	×	○	○	—	○
	県の 目標 **	目標値	440	3,249	33.6	388	—
		達成/ 未達成	×	○	×	○	—
令和 8 年度	推計値	619	3,159	29.7	162	1.4	
	前回 計画 の 目標	目標値	562	4,509	29.5	304	2.4
		達成/ 未達成	×	○	○	○	○

* 「第四次循環型社会形成推進基本計画」 ** 「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」より

第3章 目標値の設定

「第1編 第3章 ごみ処理の現状及び課題」で整理した課題を踏まえ、家庭系及び事業系のもやすごみを対象に、減量化及び資源化の目標値を設定します。目標値の設定方法は、家庭系と事業系ともに「施策の実施による減量効果を積み上げて設定」するものとします。また、家庭系もやすごみと事業系もやすごみの減量化及び資源化効果を踏まえた処理量より、リサイクル率及び最終処分率の目標値の設定を行います。

まず、施策の実施による減量化及び資源化効果を積み上げて目標値を設定するにあたっては、ごみ種ごとの減量化、資源化目標を設定します。そして図2-10に示すように、ごみ種ごとの目標値を、現状の施策を維持した場合の将来予測から加除することによって家庭系ごみ1人1日当たり排出量の目標値を決定します。

また、町は県内でもごみの減量化が進んでいる自治体のひとつですが、共同でごみ処理を行っているふじみ野市とともに、より一層の減量化を目指すための目標値を掲げます。

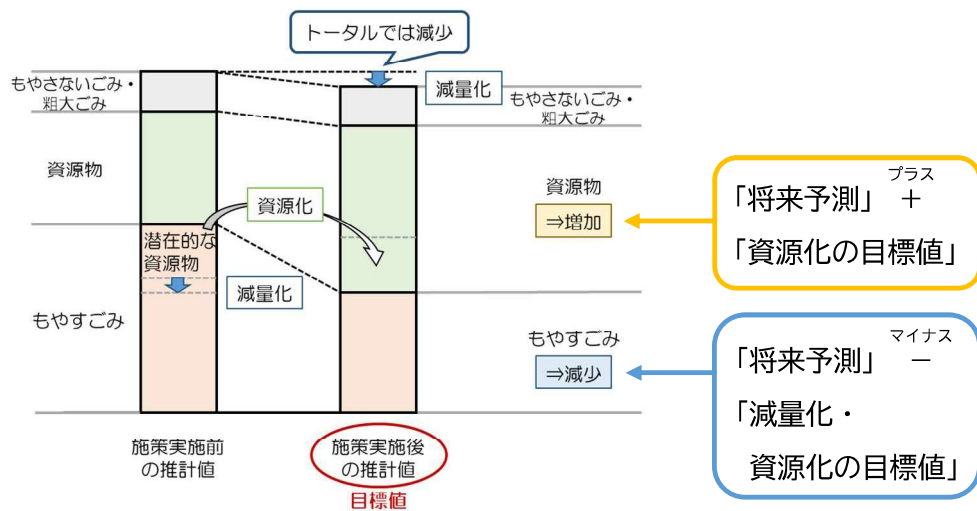


図2-10 施策の積み上げによる目標値の設定方法のイメージ

3.1 家庭系ごみの目標値

家庭系ごみに関して、施策による減量化及び資源化の効果を、排出量の将来予測に反映させた結果を図 2 - 11 に示します。目標年度である令和 13 年度において、施策を実施することによって、施策を実施しない場合よりも排出量が約 27 (g/人・日) 減少するという結果になります。

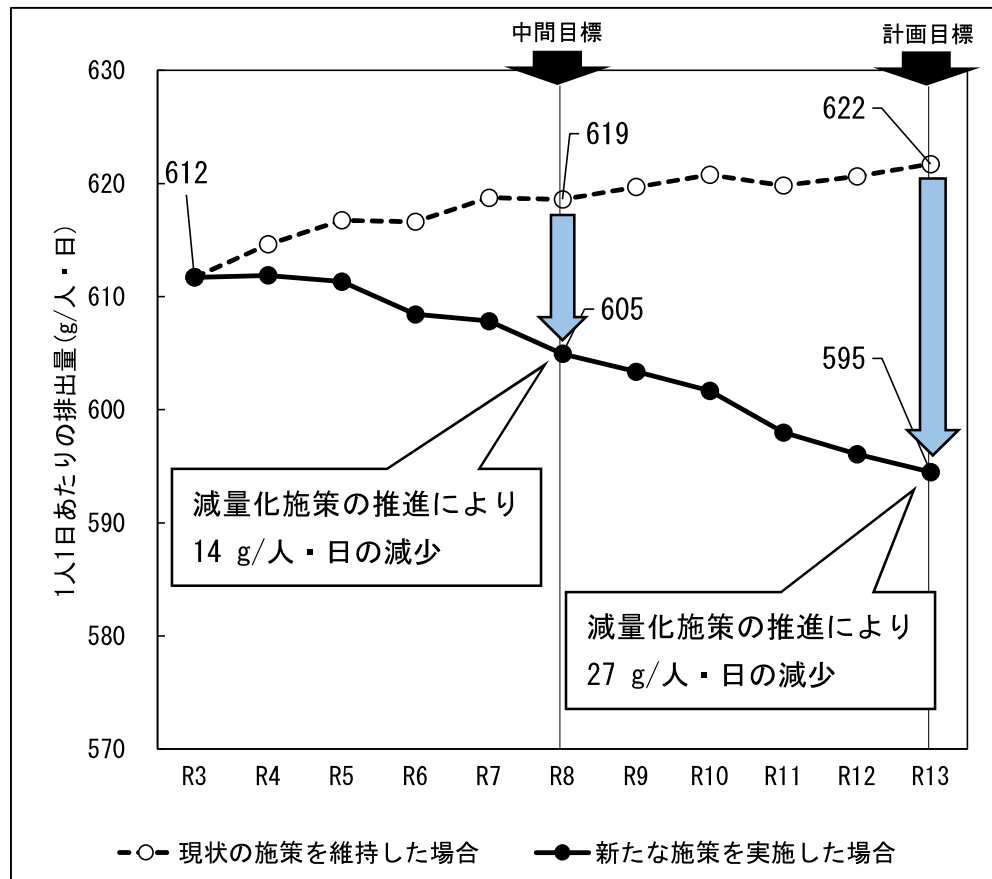


図 2 - 11 施策実施前後の排出量の変化 (家庭系ごみ)

また、施策実施前後の排出割合の変化を図 2 - 12 に示します。排出割合の令和 3 年度から令和 13 年度にかけての変化を施策実施前後で比較すると、もやすごみの割合が減少し、資源物の割合が増加します。数値の変化をみると、もやすごみでは 2 % から 6 % に減少幅が増え、資源物では 2 % から 6 % に増加幅が増える見込みです。

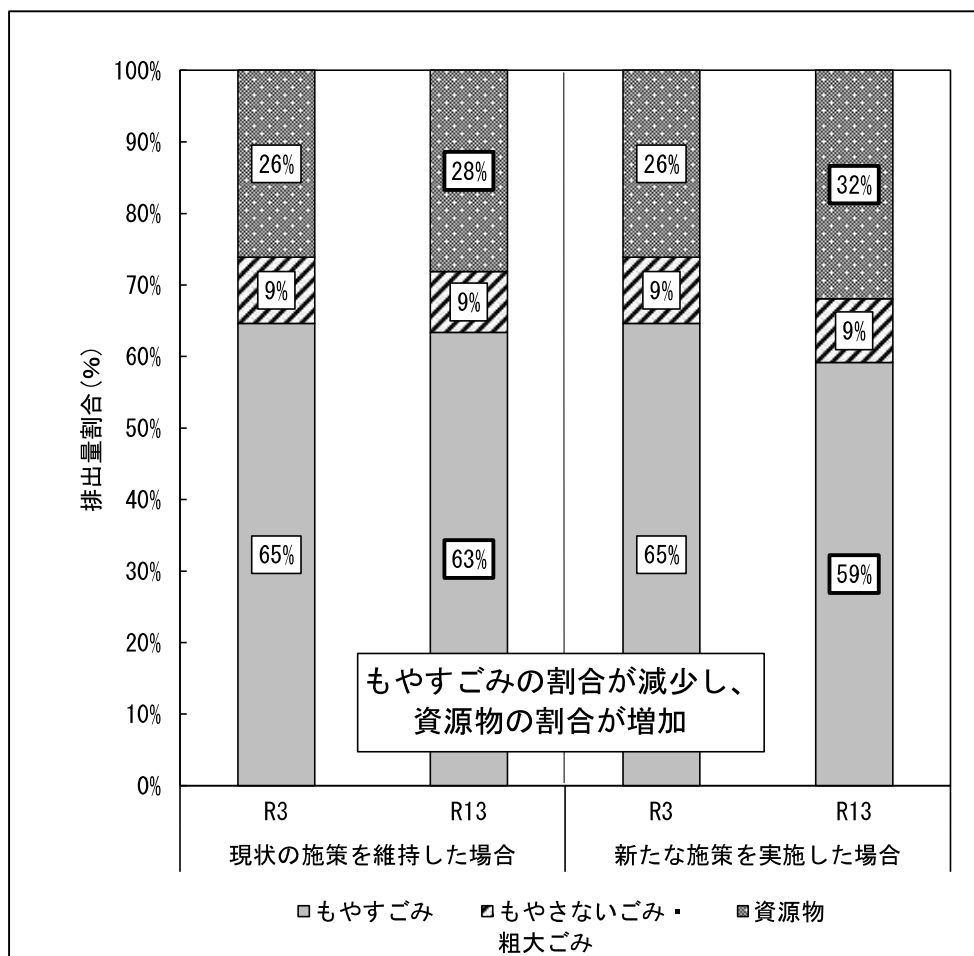


図 2 - 12 施策実施前後の排出割合の変化 (家庭系ごみ)

以上のように、施策を実施することによって、令和 13 年度にかけて家庭系ごみ排出量は、令和 3 年度比で約 3 % 減少し、595 (g/人・日) となると予測されました。ただし、町と共同処理を行っているふじみ野市は、令和元年度比で 5 % 減少させることを目標としているため、施策の効果に加えてさらなる減量化努力を行うことで、**令和 13 年度までに 5 % 減少し、581 (g/人・日) とすることを目指します** (図 2 - 13)。

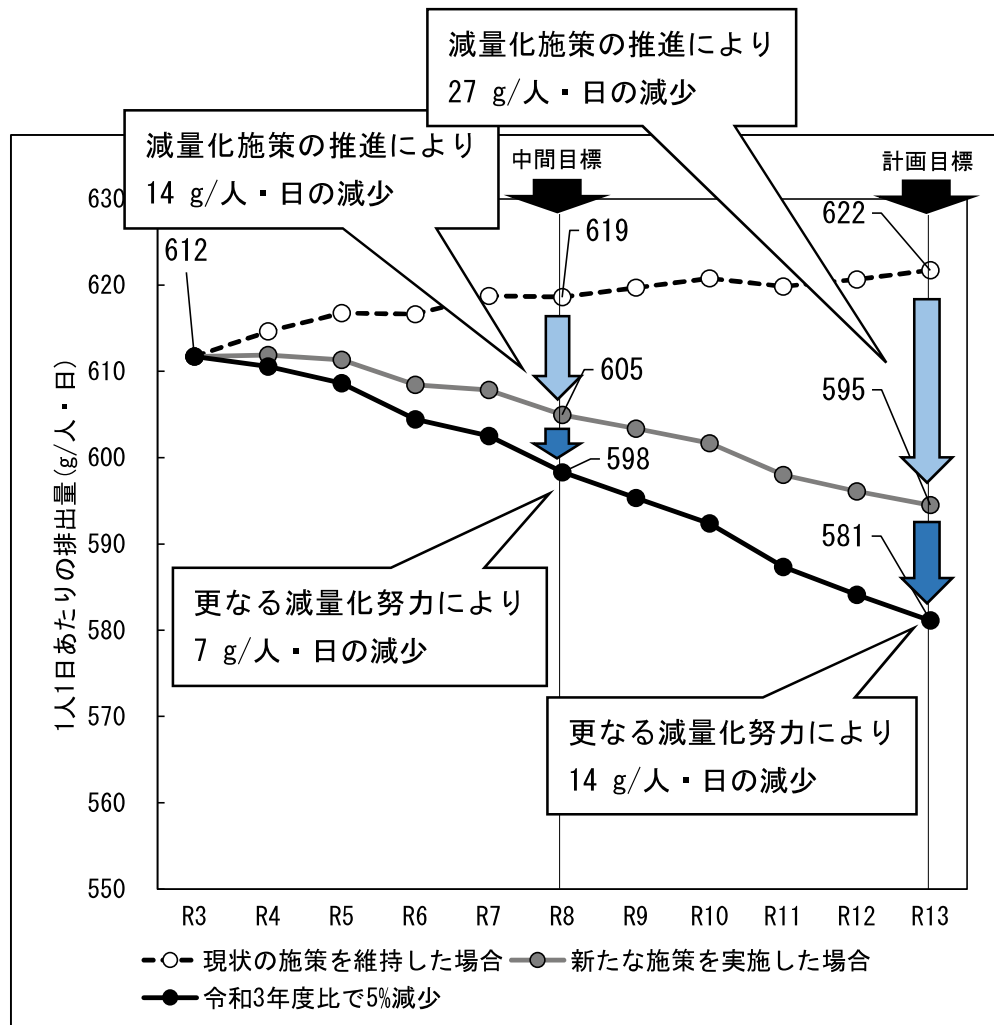


図 2 - 13 令和3年度比で5%減少する場合の排出量 (家庭系ごみ)

3.2 事業系ごみの目標値

図 2 - 14 に現状の施策を維持した場合の事業系ごみの排出量を示します。事業系ごみは前回計画の施策を継続するため、施策実施前後で予測結果に差は現れません。

事業系ごみの数値目標は、施策の継続により年間排出量を令和 13 年度までに、令和 3 年度比で 20%削減し 2,943 (t/年) にすることとします。

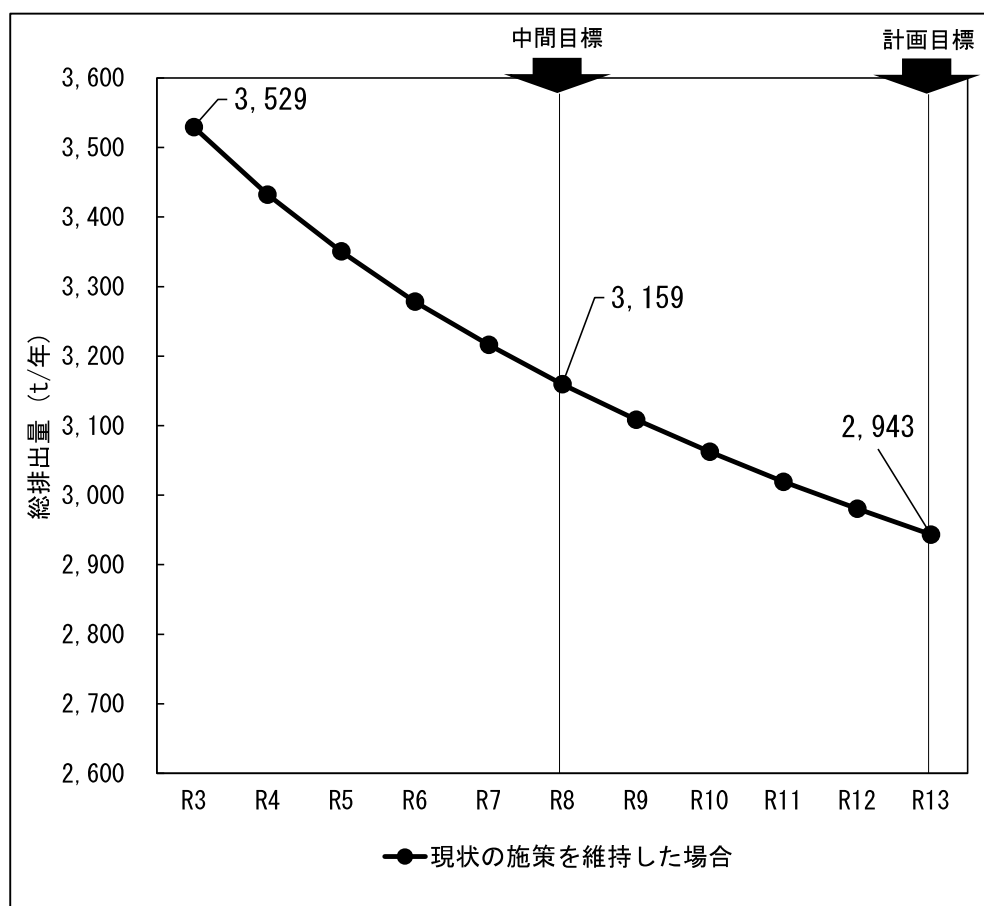


図 2 - 14 現状の施策を維持した場合の排出量の変化 (事業系ごみ)

3.3 リサイクル率の目標値

リサイクル率に関して、施策を反映させた結果を図 2 - 15 に示します。家庭系もやすごみに含まれている雑がみ及び容器包装プラスチック類を資源化することによって、施策実施後の令和 13 年度では、実施前に比べて 2.4 ポイント増加します。

リサイクル率の数値目標は、令和 13 年度までに 32.9%を達成することとします。

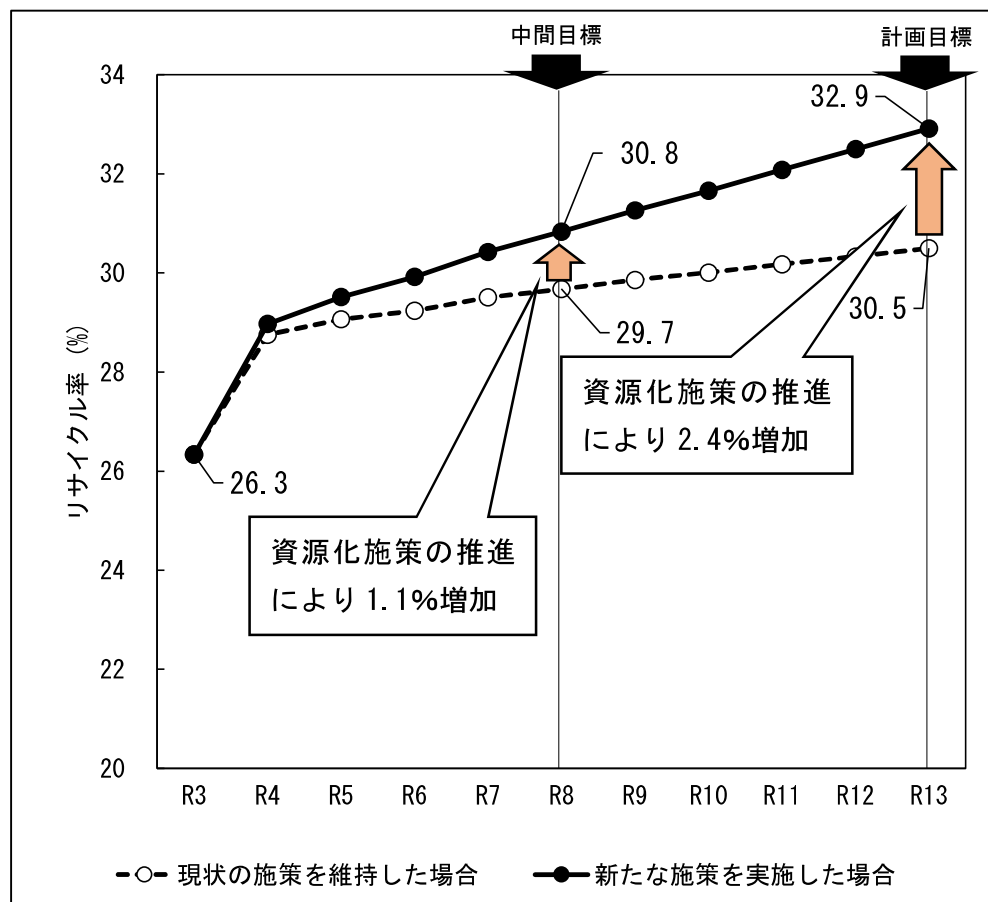


図 2 - 15 施策実施前後のリサイクル率の変化

3.4 最終処分率の目標値

最終処分率に関して、施策を反映させた結果を図 2 - 16 に示します。最終処分率は施策実施前からすでに極めて小さい値となっており、施策の実施前後で大きな変化はありません。

最終処分率の数値目標は、令和3年度現在の水準である1.4%を維持することとします（減量化が進むことで最終処分量に対する総排出量が減少するため、1.37%から1.39%となり、実質0.02%増加）。

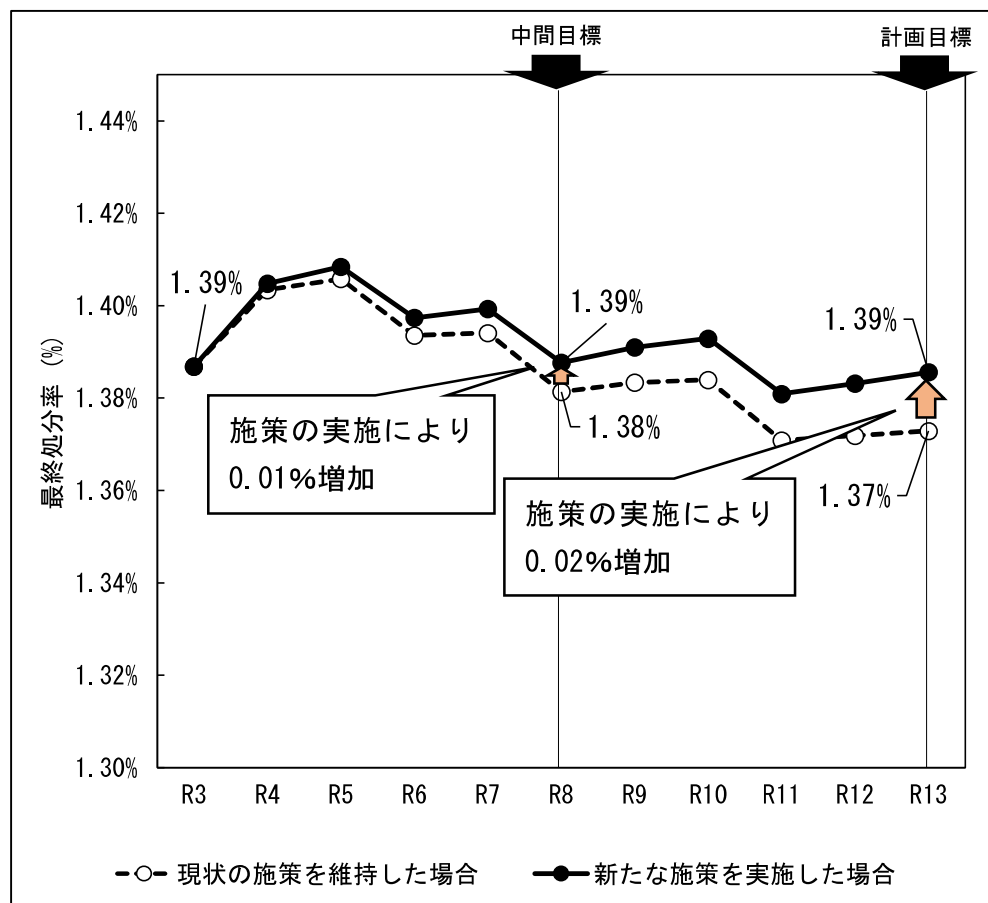


図 2 - 16 施策実施前後の最終処分率の変化

3.5 数値目標のまとめ

本計画の目標値を表 2 - 7 のように設定し、町から排出されるごみの総排出量及び家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量を令和 13 年度にかけて図 2 - 17 のように減少させることを目指します。

表 2 - 7 項目ごとの数値目標

	実績値		目標値
	令和 3 年度	令和 13 年度	増減の変化 (令和 3 年度比)
家庭系ごみ (g/人・日)	612	<u>581</u>	5% (減少)
事業系ごみ (t/年)	3,529	<u>2,943</u>	20% (減少)
リサイクル率 (%)	26.3	<u>32.9</u>	6.6 ポイント (増加)
最終処分率 (%)	1.4	<u>1.4</u>	- (現状維持)

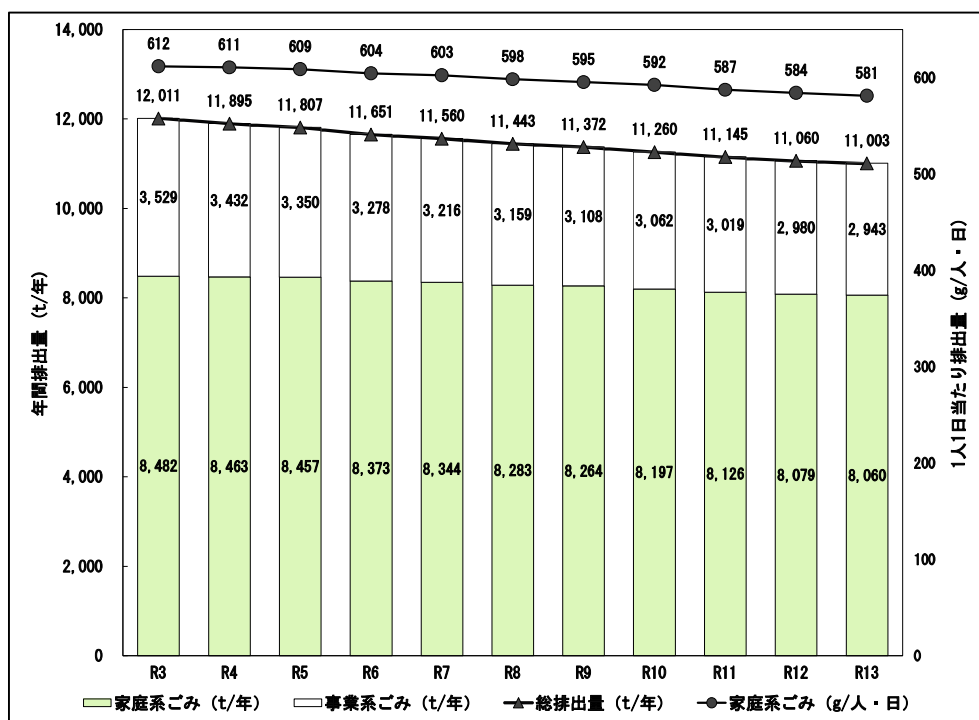
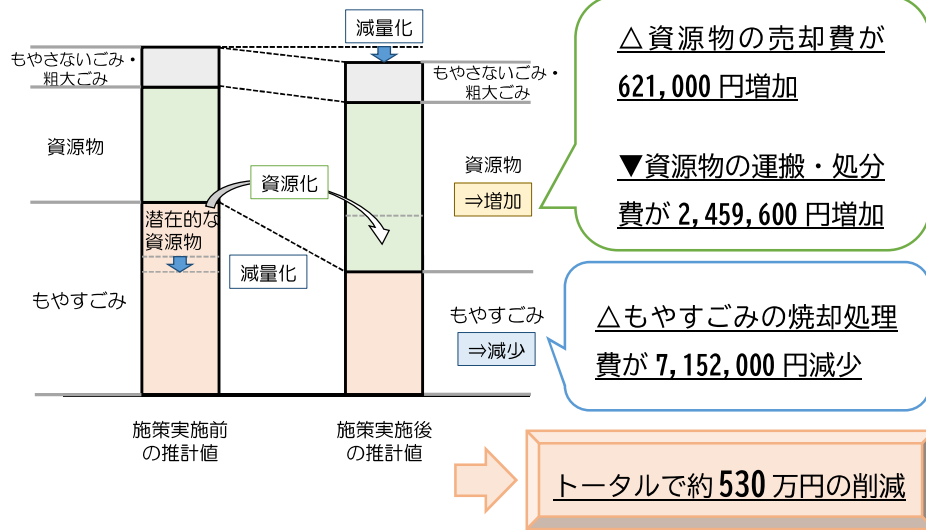


図 2 - 17 総排出量及び家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量の目標

ごみの減量化及び資源化の効果

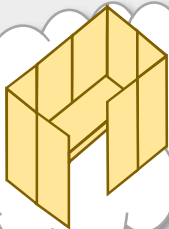
もやすごみを減量化すると、ごみを焼却処理する費用を削減することができます。また、資源化を進めると資源物の運搬及び処分にかかる費用が増加する一方で、資源物を売却することによって生じる売却益も増加します。本計画における家庭系ごみの減量化及び資源化目標を達成した場合、ごみ処理にかかる経費を約530万円削減することができます。



530 万円でできること

《例①》

避難所用間仕切り付き
ダンボールベッド 212 セット分
(1 セット 25,000 円と仮定)



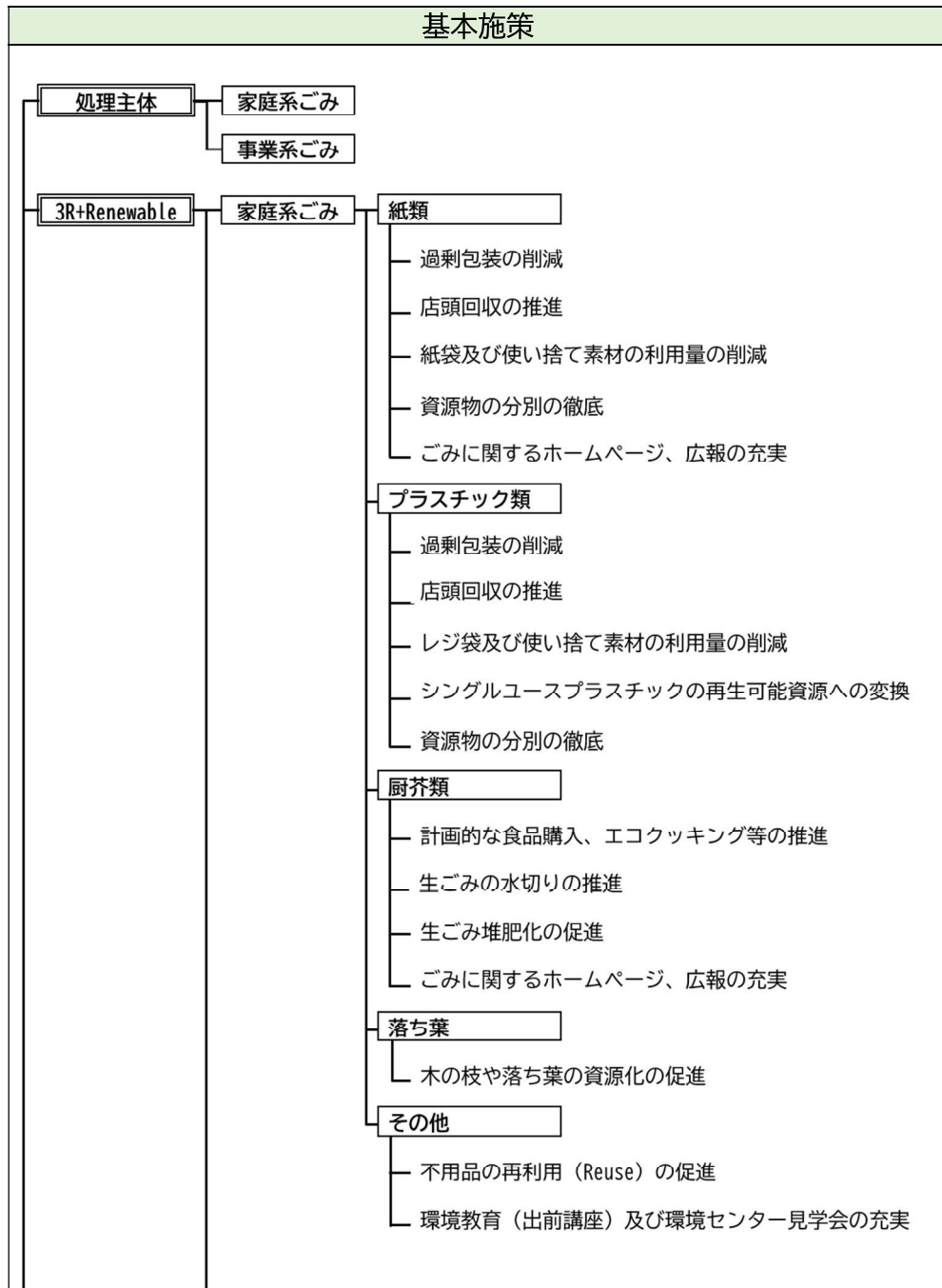
《例②》

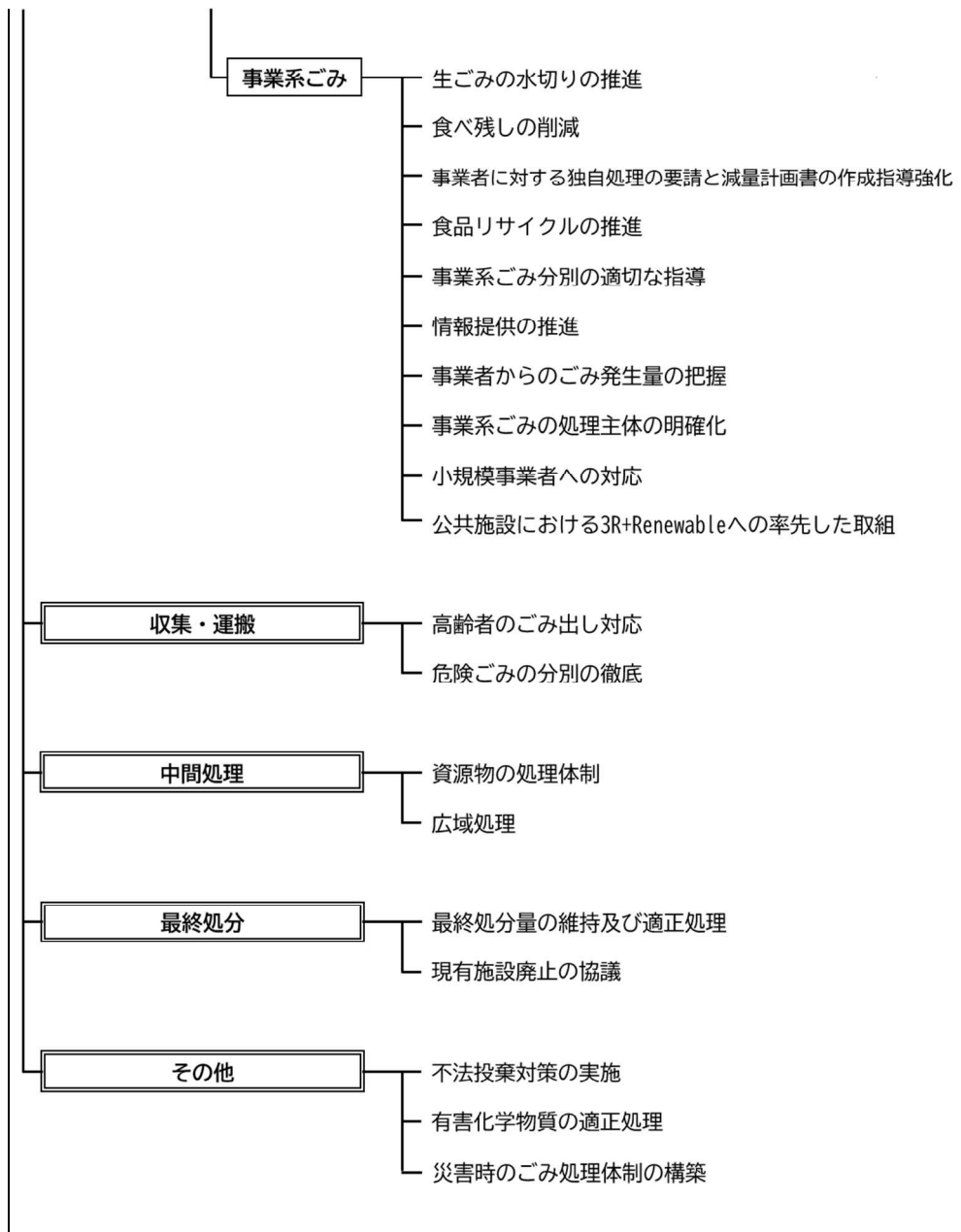
防犯カメラの設置費用 13 台分
(1 台約 40 万円と仮定)



第4章 施策について

町におけるごみ処理の課題を解消し、目標値を達成するための施策について、①3R+Renewable、②収集・運搬、③中間処理、④最終処分及び⑤その他の5つの観点から整理をします。





4.1 3R+Renewable

1 課題

第1編第3章「ごみ処理の現状及び課題」から、家庭系ごみと事業系ごみの排出量を減らすことが課題として挙げられました。家庭系ごみについては、もやさないごみ及び粗大ごみは近隣自治体と比較して排出量が少なく、前回計画の施策の1つである粗大ごみ有料化の効果も示唆されたため、もやすごみの排出量を削減することが重要です。事業系ごみについても、もやすごみのみの受け入れとなっているため、もやすごみの排出量の削減が重要となっています。

ここでは、家庭系のもやすごみと事業系のもやすごみを対象として、減量化の方針を整理します。

町及びふじみ野市における平成29年度から令和3年度までの、もやすごみの中のごみ組成を図2-18に示します。

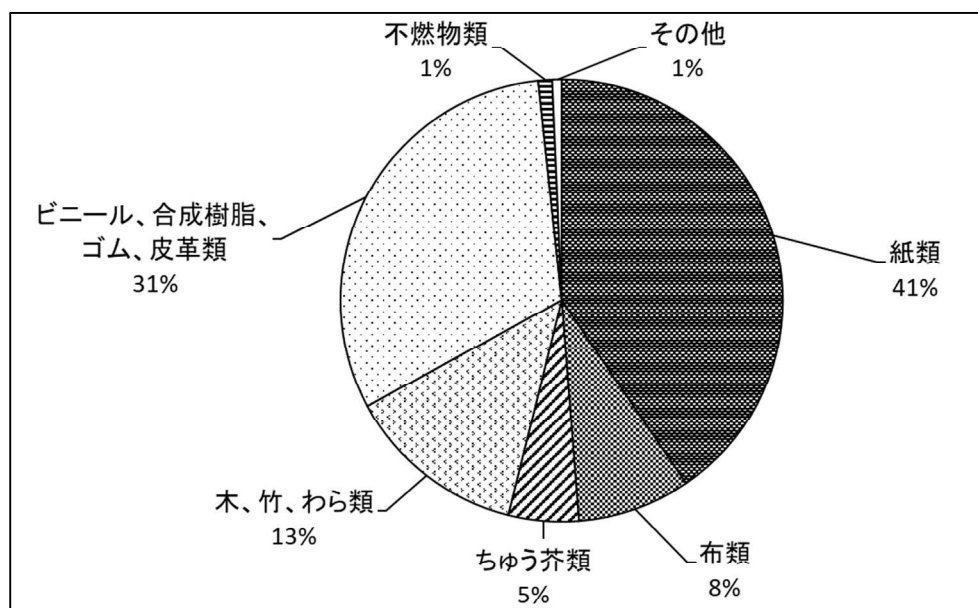


図2-18 町及びふじみ野市のごみの組成 (H29 から R3の平均値)

もやすごみの約85%を「紙類」と「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」、「木、竹、わら類」が占めていることが分かります。家庭系もやすごみを減らすためには、これら3種類を減らしていくことが効果的であるといえます。

また厨芥類については、もやすごみの中で占める割合が約5%と小さいですが、令和元年10月1日に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ、食品ロス削減に資するためのさらなる施策を講じます。

2 家庭系ごみ

(1)紙類の減量化・資源化について

図 2 - 18 より、環境センターに搬入された、もやすごみの中の紙類の割合は約 41%であり、もやすごみに占める割合が最も大きくなっています。そのため、紙類のさらなる減量化と資源化に取り組んでいく必要があります。

紙類の資源化において古紙類は、その品質や特徴に応じて異なる紙の原料として使用されます。町では紙類の効果的な再商品化を図るために、平成 28 年度から、それまで 1 つの分別区分であった古紙類を、古紙類と雑誌・雑がみに分けました。

前回計画では、古紙類と雑誌・雑がみの減量化及び資源化に関する施策を打ち出し、紙類の資源化が進んできました(図 2 - 19)。今後さらに減量化と資源化を進めるためには、これらの施策を強化する必要があります。

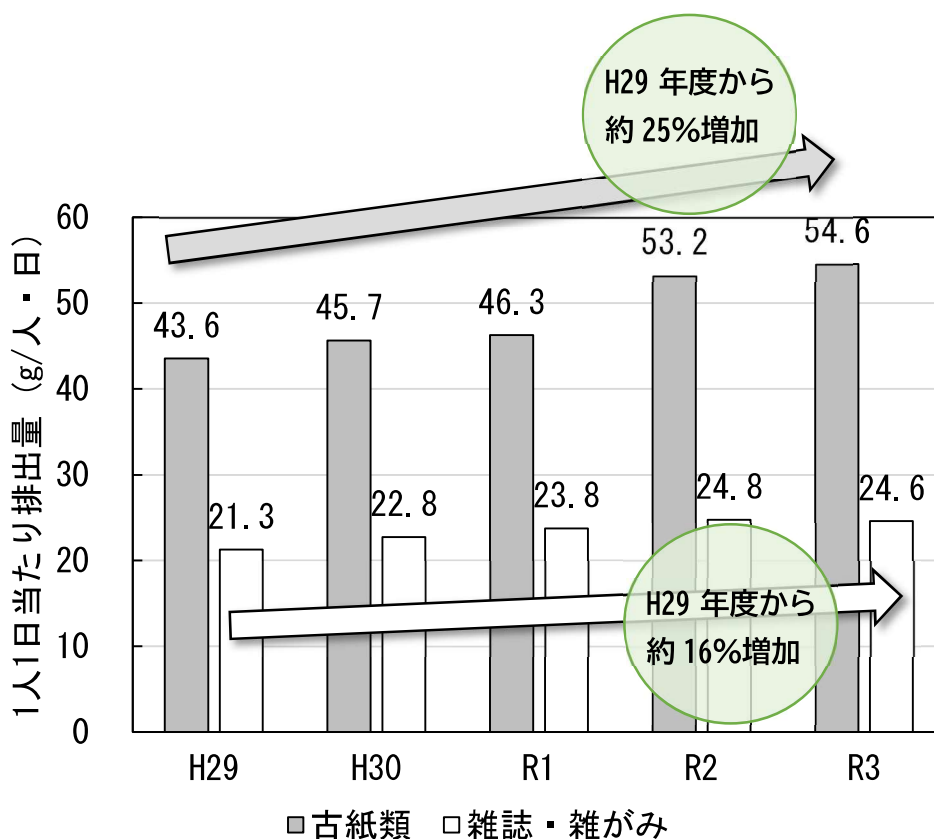


図 2 - 19 古紙類及び雑誌・雑がみの 1 人 1 日当たり排出量

①紙類の減量化・資源化に向けた施策

減量化

▶過剰包装の削減【強化】

住民に対して、買い物の際に紙の過剰包装を断るよう協力を求めます。不要な包装を断ることや、包装の少ない商品を選ぶことによって紙類の減量化を目指します。そのために、SNSによる発信やポスターの掲示などによる啓発を実施します。

減量化

▶店頭回収の推進【強化】

飲み終わった紙パックの購入店への返却（店頭回収）を推進します。町では古紙類と雑がみの収集は2週に1回となっていますが、購入店への返却は営業時間中の任意のタイミングで行えるため、資源物の保管場所が少ない世帯においても取り組みやすいと考えられます。また町の収集では、雨の日はなるべく出さないことが推奨されているため、店頭回収は天気によって左右されないという点もメリットといえます。

ごみの分け方出し方分別マニュアルによる店頭回収の周知や、店頭回収を実施している店舗一覧の町のホームページへの掲示によって店頭回収を推進します。

減量化

▶紙袋及び使い捨て素材の利用量の削減【新規】

▶▶▶ 減量化目標を設定

食料品以外の買い物の時にもマイバッグを持参して、できる限り紙袋をもらわないようにします。また、トイレトペーパーは芯なしタイプを選ぶことや、ティッシュペーパーは1度に大量に使わずに1枚ずつ使用することによって、使い捨ての紙類の排出を減らします。

再資源化

▶資源物の分別の徹底【強化】

▶▶▶ 資源化目標を設定

資源物を分別することの意義とともに分別区分や排出方法等を周知し、徹底を図ります。町では令和3年度に「三芳ごみ分別アプリ」が配信され、ごみの分別方法や出し方について周知してきました。

資源物の分別の徹底をさらに推進するために、より多くの方にアプリを使ってもらえるように宣伝を行うことや、町の SNS を使って紙類の資源化への協力を呼びかけること等を実施します。さらに、紙類の資源化を促進するための、「雑がみ回収キャンペーン」のような不定期のキャンペーンを実施します。

減量化

再資源化

➤ごみに関するホームページ、広報の充実【強化】

≫≫ 数値目標を設定

町のホームページや広報によって、紙類の減量化及び資源化に関する情報を発信します。町のホームページでは、雑がみは資源物であるということや、雑がみを紙袋にまとめるとそのまま出すことができるということが周知されてきました。

このような啓発に加えて、雑がみの資源化量を増やすために雑がみ収納ふくろの作り方をホームページに掲載します。

②紙類の減量化・資源化に向けた施策の効果

施策の実施による紙類の減量化効果（目標値）

目標値の実現可能性を高めるには、生活に即した目標値の設定が必要です。ごみの組成は世帯の形態によって異なると考えられることから、一人暮らし世帯と二人以上世帯に分けて1週間で排出される紙類を測定し、目標値の設定を行います。

紙類の計量を行った結果、一人ひとりがごみ減量化への意識を高め、行動を変えることによって排出を減らす、あるいは無くすことのできる紙類が存在することが分かりました。例えば、スーパーで購入した商品を入れるために配布しているダンボールや、靴の紙箱をもらう頻度を減らすことによって紙類の排出を減らすことができます。またトイレットペーパーの芯は、芯なしタイプの商品を購入することによって排出そのものを無くすことができます（表 2 - 8）。このような取組によって、1か月間に 247.5 g の減量化が実現します。これを一日あたりに換算すると 8.1 g となります。

このように、商品の選び方や使い方を変えることによって、紙類の排出量を 8.1 (g/人・日) 減らすことを目標とします。

この目標値は表 2 - 8 のように数種類の取組を組み合わせるほかに、ダンボール2枚の使用を控えることによって達成することができます。紙類は毎日排出されるわけではないため、使用する場面ごとに減量化に向けた取組を行うことが重要です。

表 2 - 8 紙類の減量化目標値達成のために必要な取組の組み合わせ例

ごみの種類	取組	1個当たり重量	1ヶ月で減る個数(重量)
トイレットペーパーの芯	芯なしタイプを選ぶ	5 g	2本(10 g)
紙袋	マイバッグを使う	48 g	3枚(144 g)
ダンボール	もらう頻度を下げる	177 g	0.5枚*(88.5 g)
銀行の封筒	もらわない	3 g	1枚(3 g)
宅配の不在票	再配達を避ける	2 g	1枚(2 g)
合計			247.5 g/人・月

*2か月間で1枚分のダンボールをもらわないようにします

目標値 8.1 g/人・日

施策の実施による紙類の資源化効果（目標値）

表 2 - 9 に計測から得られた、世帯ごとの 1 人 1 日当たり紙類排出量を示します。世帯ごとのばらつきは、雑がみよりも古紙類の方が大きく、一人暮らし世帯よりも二人以上世帯の方が古紙類の排出量が多い傾向があります。これは、古紙類に分類される新聞や段ボール、紙パックの排出量は、新聞の購読状況、通販を利用する頻度、自炊の有無などのライフスタイルによる差が大きく出るためであると考えられます。

そこで、紙類の資源化目標は、世帯間のばらつきの小さい雑がみについて設定します。

表 2 - 9 世帯ごとの 1 人 1 日当たり紙類排出量

	紙類 (g/人・日)	
	古紙類	雑がみ
一人暮らし世帯①	1.0	8.9
一人暮らし世帯②	0.9	16.5
3人家族世帯	2.9	10.2
4人家族世帯	17.0	10.3

計測において、町の分別で雑がみに該当するものは 62 個排出され、総重量は 670.4 g でした。これを 1 個あたりの重量に換算すると 10.8 g/個となります。すでに資源化を実施している雑がみに加えて、今後はさらに 1 人 1 日につきもう 1 つ分 (10.8 g/人・日) の雑がみを資源として分別することを目標とします。

この目標値は、図 2 - 20 に示すような雑誌・雑がみをもやすごみとして捨てずに、紙袋や自作の収納袋に分別し資源物として出すことによって達成できます。



図 2 - 20 資源化目標達成のために必要な雑誌・雑がみの組み合わせ例

(2)プラスチック類の減量化・資源化について

近年、プラスチックによる海洋汚染が世界的に問題視されており、その汚染を防止することはSDGsの目標14「海の豊かさを守ろう」におけるターゲットの1つとなっています。日本においては、令和元年度にプラスチック資源循環戦略が策定され、その後の令和4年4月にはプラスチック資源循環法が施行されており、すべての関係主体が3R+Renewableを基本原則としたプラスチックの資源循環を推進していくことが求められています。

環境センターのもやすごみ組成調査の結果から、現在焼却処理されているものの中には、分別して資源物としてリサイクルすることができるプラスチック類も含まれていることが示唆されました。その多くは1度だけ使って廃棄されるシングルユースプラスチック（使い捨てプラスチック）であると考えられます。プラスチックごみの排出量を減らすためには、図2-21に示すような、容器包装プラスチックを中心としたシングルユースプラスチック排出量を減らすことが重要です。そのためには、シングルユースプラスチックの使用を減らすこと（Reduce）や、使用後には分別排出してリサイクルすること（Recycle）、素材を石油由来のものから再生可能資源に代替すること（Renewable）などを実施する必要があります。

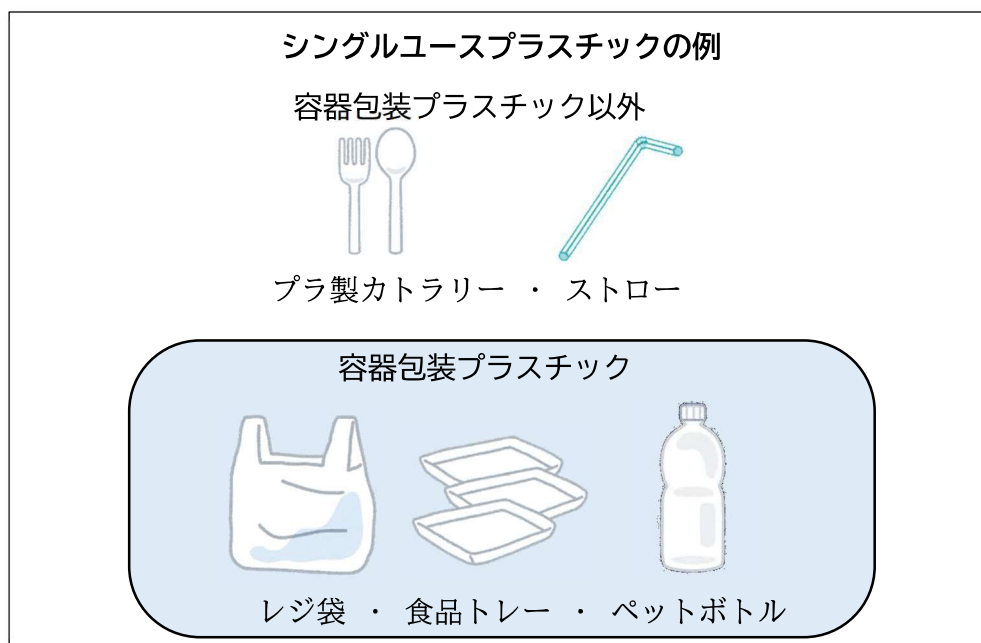


図2-21 シングルユースプラスチックの例

①紙類の減量化・資源化に向けた施策

減量化

▶過剰包装の削減【強化】

▶▶▶ 減量化目標を設定

住民に対して、買い物の際にプラスチックの過剰包装を断るよう協力を求めます。不要な包装を断ることや、包装の少ない商品を選ぶことによってプラスチック類の減量化を目指します。そのために、SNSによる発信やポスターの掲示などによる啓発を行います。

減量化

▶店頭回収の推進【強化】

発泡スチロール容器の購入店への返却（店頭回収）を推進します。ごみの分け方出し方分別マニュアルにて店頭回収を周知することや、店頭回収を実施している店舗一覧を町のホームページに掲示することによって店頭回収を推進します。

減量化

▶レジ袋及び使い捨て素材の利用量の削減【継続】

▶▶▶ 減量化目標を設定

町によるマイバック、マイバスケット、マイ箸、マイボトル、マイカップ運動の実施、ノーレジ袋デー設定の推進によって、レジ袋及び使い捨て素材の利用量の削減を図ります。

減量化

▶シングルユースプラスチックの再生可能資源への変換【新規】

プラスチック製品の原料を石油から再生可能資源に変換することを促進するために、町の事業における紙製容器の積極利用やバイオマスプラスチック製指定ごみ袋の導入について検討します。

再資源化

▶資源物の分別の徹底【強化】

▶▶▶ 資源化目標を設定

資源物を分別することの意義とともに分別区分や排出方法等を周知し、徹底を図ります。町では令和3年度に「三芳ごみ分別アプリ」が配信され、ごみの分別方法や出し方について周知してきました。

資源物の分別の徹底をさらに推進するために、より多くの方にアプリを使ってもらえるように宣伝を実施することや、町のSNSを使って紙類の資源化への協力を呼びかけること等を実施します。

さらに、分別が不十分なごみについては、既存の注意喚起用シールに理由を明記する欄を追加することで、分別の徹底を促進することを検討します。

②プラスチック類の減量化・資源化に向けた施策の効果

施策の実施によるプラスチック類の減量化効果（目標値）

紙類と同様に、世帯の形態ごとに排出されるプラスチック類を計測した結果、一人ひとりがごみ減量化への意識を高め、行動を変えることによって排出を減らす、あるいは無くすことのできるプラスチック類が存在することが分かりました。例えば、お菓子やマスクを購入する際に、個包装ではなく大袋の物を選ぶと、個包装のプラスチックの排出そのものを無くすることができます。また、買い物の際にマイバッグを使用しレジ袋を断った場合、その分のレジ袋の排出量を減らすことができます（表 2 - 10）。このような取組によって、1週間に 80 g の減量化が実現します。これを一日当たりに換算すると 11.4 g となります。

このように、商品の選び方や使い方を変えることによって、プラスチック類の排出量を 11.4 (g/人・日) 減らすことを目標とします。

表 2 - 10 に示すような取組の組み合わせのほかにも、お惣菜やフードデリバリーの利用が多い方は週に 1 回でも自炊を増やすことによって、容器包装プラスチックの排出量を減らせます(表 2 - 11)。

さらに、自炊をする際にプラスチック製のチャック付き保存袋やラップを使わずに、シリコン素材で繰り返し使える製品に代替することによって、さらなるプラスチックごみの削減を目指せます（表 2 - 12）。

表 2 - 10 プラスチック類の減量化目標値達成のために必要な取組の組み合わせ例①

ごみの種類	取組	1 個当たり重量	1 週間で減る個数 (重量)
マスクの個包装	大袋の物を選ぶ	0.8 g	5 枚 (4.0 g)
お菓子の個包装	大袋の物を選ぶ	2.6 g	14 枚 (36.4 g)
レジ袋	マイバッグを使う	3.8 g	4 枚 (15.2 g)
レジ袋以外の買い物袋	マイバッグを使う	13 g	1 枚 (13 g)
ペットボトルのラベル	マイボトルを使う	1.3 g	3 枚 (3.9 g)
ペットボトルのキャップ	マイボトルを使う	2.5 g	3 個 (7.5 g)
合計			80.0 g/人・週

目標値 11.4 g/人・日

表 2 - 11 プラスチック類の減量化目標値達成のために必要な取組の組み合わせ例②

ごみの種類	取組	1 個当たり重量	1 週間で減る個数 (重量)
サンドイッチの容器	買わない、包装の少ない物を選ぶ	10.9 g	1 個 (10.9 g)
テイクアウト容器	自炊する	13 g	1 個 (13 g)
出前用どんぶり	自炊する	9 g	1 個 (9 g)
サラダ容器 (ドレッシング容器込み)	自炊する	39.7 g	1 個 (39.7 g)
テイクアウトドリンク用 ふたとストロー	セットでドリンクを付けない	4.3 g	1 個 (4.3 g)
合計			76.9 g/人・週

目標値 11.4 g/人・日を概ね達成
(1 週間当たりラップ 2 枚分を
追加で減らすと目標値を達成)

表 2 - 12 プラスチック類の減量化目標値達成のために必要な取組の組み合わせ例③

ごみの種類	取組	1 個当たり重量
チャック付き保存袋	繰り返し使える製品を使う	9 g
ラップ	繰り返し使える製品を使う	1.6 g
合計		10.6 g

施策の実施によるプラスチック類の資源化効果（目標値）

世帯の形態ごとに排出されるプラスチックを計測した結果、プラスチック類の排出量や容器包装と容器包装以外の比率などは世帯によって異なる傾向を示しました（表 2 - 13）。

表 2 - 13 世帯ごとの1人1日当たりプラスチック類排出量

	プラスチック類 (g/人・日)	
	容器包装	容器包装以外
一人暮らし世帯①	8.4	0
一人暮らし世帯②	28.7	3.2
3人家族世帯	24.8	7.6
4人家族世帯	24.9	0.1

また、一人暮らし世帯同士でも排出量が大きく異なっていたため、プラスチック類の排出量は、世帯の形態（人数、年齢など）だけでなく、それぞれのライフスタイル（外食や出前を頼む頻度など）の影響も強く受けていると考えられます。一方で、容器包装以外プラスチックよりも容器包装プラスチックの方が排出量が多いという傾向はすべての世帯で一致していました。

そこで、プラスチック類の資源化目標は、どの世帯においても排出量が多くなりやすい、容器包装プラスチックについて設定することとします。

計測において、食品包装は 192 個排出され、総重量は 846 g でした。これを 1 個あたりに換算すると 4.4 g/個となります。

すでに資源化を実施しているプラスチック類に加えて、汚れた容器包装プラスチックを目で見て汚れが取れる程度にさっと水洗いし、分別すること等を通じて、容器包装プラスチックを1人1日につき1個分（4.4 g/人・日）、資源として分別することを目標とします。

この目標値は、図 2 - 22 に示すような容器包装プラスチックをもやすごみとして捨てずに、資源物として出すことによって達成できます。



図 2 - 22 資源化目標達成のために必要な容器包装プラスチックの組み合わせ例

(3)厨芥類

日本では、食料を海外からの輸入に大きく依存する中で、日々大量の食品ロスが発生しています。SDGs の目標 12「持続可能な生産消費形態を確保する」では、食品ロスを含む食品廃棄を減少させることが重要な課題として位置づけられています。このような背景を受けて、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスを削減するため、令和元年度に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。

町では、前回計画において「計画的な食品購入、エコクッキング等の推進」や「生ごみの水切りの推進」など、食品ロスの削減や生ごみの減量化に資するような施策が盛り込まれ、厨芥類の減量化が進んできました。それを受けて、もやすごみの中の厨芥類の割合は約5%と小さい結果になっています。そのため、前回計画の施策を継続、強化することによって、さらなる厨芥類の減量化及び資源化を進めます。

①厨芥類の減量化・資源化に向けた施策

▶▶▶ 減量化目標を設定

減量化

▶計画的な食品購入、エコクッキング等の推進【強化】

不要な食材は買わない、食材は無駄なく使うように工夫し、食品は保存のコツをおさえて残さず食べる等によって、生ごみ等の削減を図ります。さらに上記の取組に加えて、定期的にフードドライブ*を実施することによって食品ロスの削減を推進します。

※フードドライブ：家庭で余っている食品を公共施設や企業などで集めて、地域のフードバンクや子ども食堂に寄付する活動。

減量化

▶生ごみの水切りの推進【強化】

生ごみの水切りをすることによって、腐敗等による臭いを防止するとともに、ごみ減量による収集車両台数の減少及び焼却量の削減を図ります。より多くの方に生ごみの水切りに取り組んでいただけるように SNS などを活用して情報を発信していきます。

再資源化

▶ごみ堆肥化の促進【強化】

ベランダ de キーロ[※]やダンボールコンポスト^{※※}の普及を促進し、ごみの堆肥化を促進します。そのために、広報誌や SNS による情報の発信や、キーロやダンボールコンポストの販売、完成した堆肥の利用方法などについて検討を行います。

※ベランダ de キーロ：黒土の中にいる微生物の力でごみを分解できるごみ処理機。

※※ダンボールコンポスト：ダンボール箱を使ってごみを堆肥化するごみ処理機。

ごみを堆肥化するにあたって、経済面と機能面がともに優れている。

減量化

再資源化

▶ごみに関するホームページ、広報の充実【強化】

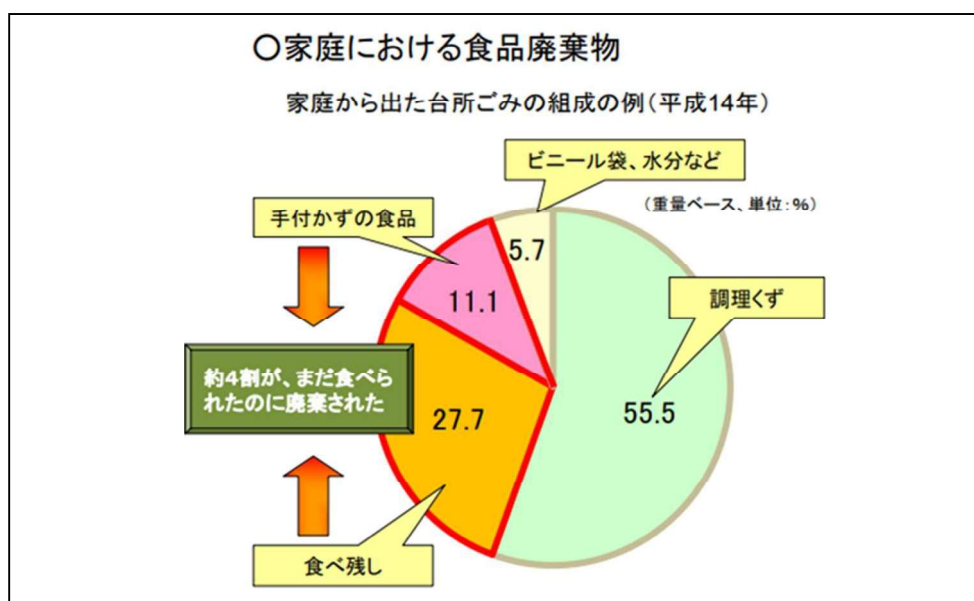
町のホームページや広報によって、厨芥類の減量化及び資源化に関する情報を発信します。さらに、飲食店掲載用の「1530 運動」推進ポスターを作成し商工会に配布することや、てまえどりの啓発実施店を HP で周知することによって食品ロス削減を啓発します。また、ホームページにてフードシェアリング[※]の紹介を行うことで、食品ロスの発生を抑えるような、個人の消費行動の変容を促します。

※フードシェアリング：何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組み。

②厨芥類の減量化に向けた施策の効果

施策の実施による厨芥類の減量化効果（目標値）

家庭から出た台所ごみの組成の例を図 2 - 23 に示します。この図から、台所から排出されるごみの約 4 割がまだ食べられるのに廃棄されたもの、すなわち食品ロスであることが分かります。本計画では、食品ロスにあたる「手付かずの食品」と「食べ残し」をゼロにすることを目指します。



出典：農林水産省「食品ロスの現状について」(H20)

図 2 - 23 家庭から出る台所ごみの組成

家庭系厨芥類の排出量は、令和元年度から令和3年度の平均値で 19.3 (g/人・日) です。ここから、食材や料理を冷凍保存して食べられる期間を延ばすことや、冷蔵庫の在庫を確認してから買い物に行くことで適正な量を購入することや、食べきれぬ量を調理することによって、手付かず及び食べ残しの食品廃棄ゼロを目指します。さらに、飲食店における食品ロス削減運動により一人ひとりの意識が高まり、家庭での食品ロスも減る可能性も考慮して、**厨芥類全体で「手付かずの食品」と「食べ残し」38.8%分 (7.5 g/人・日) の減量化を目指します。**

(4)落ち葉

現在、町では小枝・木片・落ち葉はもやすごみとして回収され、焼却処理されています。ふじみ野市・三芳町環境センターのもやすごみの中の割合としては、「木、竹、わら類」が約13%を占めている状況です。

町では、300年以上の歴史がある伝統農法の「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が現在も実践されています。この農法は、畑に隣接する平地林を育て、その落ち葉を堆肥として利用することによって安定的な作物の生産を実現し、同時に景観や生物多様性を育むシステムとなっています。このようなシステムと地域の取組が評価され、平成28年度に日本農業遺産に認定されました。

このように落ち葉を資源としてとらえて活用するという考え方は、第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」における「各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用」という点に合致しています。そのため、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」にならない、コンポスターを用いた落ち葉の堆肥化など、木の枝や落ち葉の資源化を実施します。

①落ち葉の減量化に向けた施策

減量化

➤木の枝や落ち葉の資源化の促進【新規】

数値目標を設定

現在焼却処理されている剪定枝や落ち葉を町の資源として活用するために、落ち葉堆肥の作り方を周知します。さらに、コンポスターの導入促進を図るとともに、落ち葉の集積所を設置し、落ち葉の堆肥化と活用を進めます。

～落ち葉堆肥の作り方～

1. 壁やベニヤ板でコの字型の囲いを利用して、堆積場を作る。
2. 落ち葉を20cm程度の厚さに積む。米ぬかや油粕など（落ち葉の重量の1～2%）をサンドイッチ状に積み重ね、水をたっぷりまいて踏み固める。
3. 踏むとしみ出してくる程度の水をまく。
4. (2)～(3)を繰り返して、1mくらいの高さに積み上げる。
5. 雨よけのために、ブルーシートで覆う。
6. 1か月ごとに3～4回繰り返す（落ち葉の上下をひっくり返す）。

②落ち葉の減量化に向けた施策の効果

施策の実施による落ち葉の減量化効果（目標値）

H28年度の家庭系及び事業系ごみに占める「木、竹、わら類」の割合は4.6%であり、うち2.3%が草類となっています。これを令和3年度の家庭系もやすごみ排出量395.21（g/人・日）に掛け合わせると、家庭系もやすごみに含まれる落ち葉の量（草類）は9.1（g/人・日）と推計されます。

次に、埼玉県内においてコンポストの補助金を実施している川越市、川口市、所沢市におけるコンポストの普及率（累計コンポスト数/世帯数）は、平均で3.2%です（表2-14）。

表2-14 近隣自治体におけるコンポストの普及率

自治体	コンポストの普及率（%）
川越市	2.2
川口市	0.9
所沢市	6.4
平均値	3.2

所沢市の実績より、累計導入数（基）÷累計導入数（世帯）であることから、コンポストの普及率を、コンポストを導入した世帯の割合として扱います。

以上のことから今後は、コンポストや木枠を使った落ち葉の堆肥化が広く取り組まれることを目指し、その結果、落ち葉が3.2%（0.3 g/人・日）減少することを目標とします。

～落ち葉銀行～

- 家庭で収集した落ち葉や剪定枝を“預金”とみなして役場に持ち込むと、ポイントに応じて堆肥などの交換品がもらえる取り組みです。
- もやすごみとして処理されてきた落ち葉を堆肥化することによって家庭系ごみの減量化につながります。
- 家庭から集めた落ち葉を自治体が堆肥化するため、ご自宅での堆肥化が難しい方にも落ち葉の資源化に取り組んでいただけます。

(5) その他の施策

再使用

▶ 不用品の再利用（Reuse）の促進【継続】

フリマアプリなどの民間サービスの活用を啓発することや、環境センターえこらぼ内にあるリサイクル工房におけるリサイクル家具やリサイクル自転車の販売を実施することによって、Reuseを促進します。

減量化

▶ 環境教育（出前講座）及び環境センター見学会の充実【継続】

再使用

再資源化

高齢者、外国人、小・中学校及び行政区・自治会等といった住民を対象に、分別方法及びごみ処理の状況、リサイクルの目的等について理解を深めるため、環境教育（出前講座）を実施します。また、ごみ処理の現場並びにリサイクルの大切さを住民に理解してもらうため、環境センター見学会を開催します。

3 事業系ごみ

事業系ごみを減量化するために、前回計画で定められた施策のうち、現在実施されているものについては今後も継続し、未実施のものについては、取組を強化していきます。

(1)事業系ごみの減量化・資源化に向けた施策

減量化

▶生ごみの水切りの推進【強化】

飲食店等で発生する生ごみの水切りを指導・啓発することにより、腐敗等による臭いを防止するとともに、ごみ減量による収集車両台数の減少や、焼却量の削減を図ります。また、焼却処理ではなく、生ごみの堆肥化といったリサイクルへの協力を要請します。

減量化

▶食べ残しの削減【強化】

事業系ごみのさらなる減量化を進めるため、外出時の食べ残しの削減を推進します。食べきれぬ量を注文する、会食時に席を立たずに料理を楽しむ時間を設けるなどの工夫により、食べ残しの削減を目指します。

「1530 運動」を実施し、推進のためのポスターや卓上スタンドを商工会へ配布し店舗に掲載していただくことによって、外出時の食べ残しの削減を推進します。

減量化

▶事業者に対する独自処理の要請と減量計画書の作成指導強化【継続】

事業者の発生抑制・排出抑制意識を高めるため、多量排出事業者に対し、排出量の減量計画書の作成指導を行います。また、独自処理やリサイクルへの協力を求めながら、計画の実行を引き続き要請していきます。

再資源化

▶食品リサイクルの推進【強化】

事業系ごみのさらなる減量化及び資源化を進めるため、食品リサイクルの促進を図ります。特に、食品を扱う事業者で未実施の者に対しては、食品リサイクルの実施について直接に協力を要請していきます。

再資源化

▶事業系ごみ分別の適切な指導【継続】

環境センターに搬入される事業系ごみについて、定期的に内容物等を確認し、4品目及び町長が認めるもの以外が搬入された場合は、適切な指導を行うことによって分別の徹底を図ります。

減量化

再資源化

▶情報提供の推進【強化】

現在、環境センターで受け入れを行っている事業系ごみは、紙くず、木くず、繊維くず、厨芥類、その他町長が認める可燃ごみとなっています。これら以外の品目（プラスチック類や古紙類など）が混入することを防ぎ、また受け入れ品目であっても可能な限り資源化を促進するためには、排出段階における分別の徹底を啓発することが重要です。

そこで、事業系ごみのさらなる減量化・資源化を進めるため、事業者の現状を把握し、事業系ごみ分別マニュアルをはじめ情報提供を推進します。また、商工会議所等の事業団体を通じて、発生抑制及び資源化の推進に向けた情報提供と啓発に努めます。

減量化

再資源化

▶事業者からのごみ発生量の把握【継続】

事業者へのアンケートやヒアリングを実施して、環境センターに搬入されていない分の事業系ごみ発生量を把握し、事業系ごみの減量化及び資源化施策の検討に活用します。

その他

▶事業系ごみの処理主体の明確化【継続】

循環型社会の形成に向けて、事業系ごみに対する事業者の処理責任を周知し、徹底します。また、排出事業者だけでなく、製造・販売元である事業者にまで拡大してごみ処理責任の明確化を図ります。

その他

▶小規模事業者への対応【継続】

平成 28 年度からふじみ野市と共同処理を開始したことを受け、資源物の受け入れの見直しに伴う小規模事業者への支援策について継続します。

減量化

再使用

再資源化

▶公共施設における 3R+Renewable への率先した取組【継続】

町は、公共施設等において、ごみが出ない仕組み及び分別しやすい仕組みを検討し取り入れます。さらに紙類及びプラスチック等のリサイクルや、プラスチック製品の自然由来の製品への代替などに積極的に取り組み、住民及び事業者の見本となる 3R+Renewable 活動を推進します。

(2)事業系ごみの減量化・資源化に向けた施策の効果

事業系ごみについては、令和3年度の実績は3,529 (t/年) となっており、前回計画の目標値4,509 (t/年) をすでに達成できている状況です。また、将来推計の結果 (令和7年度に 3,216 (t/年)) から、令和7年度に 3,251 (t/年) にするという国の目標と、令和7年度に3,249 (t/年) にするという県の目標のいずれについても達成できる見込みとなっています。

さらに、町の事業系ごみ排出量は、埼玉県内においても少ない水準にあり (県内 63 市町村中第 28 位)、ふじみ野市を含む近隣自治体の中では最も少ない状況にあります。

表 2 - 15 に、現在共同でごみ処理を行っているふじみ野市との、事業系もやすごみ年間排出量の推移を示します。

表 2 - 15 町及びふじみ野市の事業系もやすごみの年間排出量推移

	事業系もやすごみ年間排出量 (t/年)					差 (t/年)	増減率 (%)
	H28	H29	H30	R 1	R 2		
						R 2-H28	
三芳町	4,807	4,308	3,839	3,640	3,437	-1,370	-29
ふじみ野市	7,116	7,109	6,955	6,969	6,276	-840	-12

出典：一般廃棄物実態調査 (環境省)

町とふじみ野市は、どちらも平成 28 年度から令和 2 年度にかけて減少していることが分かります。この期間の増減率を比較すると、町において-29%、ふじみ野市において-12%となっており、町はふじみ野市よりも早いペースで事業系もやすごみの減量化が進んでいることが分かります。

以上のように、町の事業系ごみは前回計画、国及び県の目標値を達成できる見込みであることに加えて、ふじみ野市と比較して排出量の絶対値が小さく、かつ早いペースで減量化が進んでいることが分かります。これは、前回計画の施策を受けた町の事業者の方々、そして町民の皆様のご尽力によるものです。事業系ごみの減量化が進んでいる現状を考慮すると、これ以上の減量化の推進は事業者、町民の皆様への負担が大きく、かつ、その必要性も乏しいと考えられます。そのため本計画では、前回計画の施策と、その効果を積み上げた目標値を継続することとします。

4.2 収集・運搬

町では全人口の約3割が高齢者であり、最も人口の多い階層も45～54歳となっていることから、今後も高齢化が進んでいくと考えられます。高齢化に伴い今後増加すると考えられる、ごみ出しが困難な世帯への支援について検討する必要があります。

また、近年自治体の一般廃棄物処理施設において、リチウムイオン電池が原因と考えられる火災が増えています。大規模な火災につながることで、直接的な被害額だけでなく、稼働停止中の対応費用なども発生し、町にとって大きな負担になります。リチウムイオン電池が原因となる火災を予防するために、分別の徹底を啓発する必要があります。

その他

▶高齢者のごみ出し対応【強化】

高齢化社会を迎えたことを踏まえ、高齢者を中心にごみ出しが困難で、身近に協力者が得られない方を対象としたふれあい収集を実施するため、必要な検討を進めます。

～ふれあい収集の例～

ごみの共同処理を行っているふじみ野市では、ごみ出しが困難な世帯の方を対象に、玄関から集積所までのごみ出し支援を行っています。利用者の自宅にシルバー人材センター会員が訪問し、ごみ出しを支援する制度です（利用料は月額800円）。

その他

▶危険ごみの分別の徹底【新規】

町の分別区分において、リチウムイオン電池のような充電式電池は有害ごみに分類されており、販売店のリサイクルボックスで回収することになっています。町の分別ルールを守り、もやさないごみや容器包装プラスチック類など他の分別区分に混入させないように周知します。周知にはホームページやSNS、ごみカレンダーなどを活用します。

4.3 中間処理

前回計画では、中間処理における課題として家庭系粗大ごみの有料化と事業系ごみの処理手数料の改定が挙げられました。前回計画策定後、令和2年4月1日より一部粗大ごみの有料化が開始され、同じく令和2年度に事業系ごみの処理手数料が100円/10kgから220円/10kgに改定されました。

また、広域処理に関連して、環境センターが平成28年度に稼働し、現在ふじみ野市と共同で処理を行っています。ごみ焼却施設は概ね10～15年ごとに大規模な改良事業である基幹的設備改良工事が行われます（環境省「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」より）。本計画の中間目標年度にあたる令和8年度から最終目標年度にあたる令和13年度の期間は、環境センター稼働後10～15年後の時期に重なります。そこで、町では将来的に実施される予定である基幹的設備改良工事について検討をします。

その他

▶資源物の処理体制【継続】

町は、処理の効率性を高めるため、古紙類及びびんについては、専門業者へ直送を行い、それ以外の品目は、環境センター内で選別、保管を行っています。環境センターにおける作業環境の改善と作業効率の向上を図るとともに、リサイクル施設の適切な維持管理に努めながら、さらなる資源化を推進します。

その他

▶広域処理【継続】

町では、国及び県のごみ処理広域化計画に基づき、環境センターを整備し、平成28年10月末より供用を開始しました。

環境センターは、ごみ処理を行う拠点として熱回収施設及びリサイクルセンター、環境学習及び環境啓発を行う拠点として環境学習館（えこらぼ）及び熱回収施設におけるごみ焼却過程で発生する余熱を有効利用する余熱利用施設（エコパ）にて構成されています。

町では、引き続きふじみ野市との広域処理を継続します。また、将来的に実施される予定である環境センターの基幹的設備改良工事について、ふじみ野市と共同で検討を進めます。

4.4 最終処分

現在、環境センターの熱回収施設より発生する焼却残さは、全量セメント工場に搬出し資源化しており、リサイクルセンターより発生するガラス・せともの等は、埼玉県環境整備センターに搬出し最終処分しています。よって、町が有する最終処分場は現在、非常時の受入施設として維持管理している状況です。

前回計画では、緊急時の最終処分先もふじみ野市によって複数確保されているという状況を踏まえ、廃止も含めた今後の施設のあり方について、ふじみ野市と協議、調整をすることとしました。

施設の廃止に向けては課題が多く具現化していませんが、一般廃棄物処理施設の維持管理基準に基づき、引き続いて適切に維持管理しているところです。また、ふじみ野市との協定により、同市最終処分場から発生する保有水等を町の浸出水処理施設で受け入れており、放流処理しています。

その他

▶最終処分量の維持及び適正処理【継続】

町における最終処分量は、焼却残さの全量セメント原料化が始まる平成28年度までに比べて大幅に減少しており、近年は横ばい傾向にあります。令和2年度の最終処分率について、国及び県の平均値と比較しても町の最終処分率は極めて小さく、全国的にも最終処分量の低減化が進んでいるといえます。

これらのことから、最終処分量については現在の水準を維持することを目指します。

その他

▶現有施設廃止の協議【継続】

町の最終処分場について、ふじみ野市からの受け入れを含め浸出水の適正処理等を行いつつ、一般廃棄物処理施設の維持管理基準に則った適切な維持管理を継続します。

一方で、施設として休止している状況を踏まえ、廃止も含めた他の目的利用について協議、検討していきます。

4.5 その他

前回計画から引き続き、不法投棄対策の実施、有害化学物質の適正処理及び災害時のごみ処理体制の構築を継続していきます。

その他

▶不法投棄対策の実施【継続】

不法投棄禁止看板の設置のほか、不法投棄されにくい環境づくりに向け住民へ協力依頼し、協働で取り組むとともに、土地管理者に対しても、不法投棄されないよう自主管理の徹底を指導します。

その他

▶有害化学物質の適正処理【継続】

鉛・水銀・アスベスト含有家庭製品等の有害化学物質を含有した製品に対し、適正な処理が行われるよう、国及び県等と連携を図ります。

その他

▶災害時のごみ処理体制の構築【継続】

大規模災害時のごみ処理に関しては、収集、運搬、一時保管及び処理方法等のマニュアルを作成するとともに、災害時に民間業者の協力を得られるよう、県を通じて業界団体等との協定を維持します。また、周辺自治体と相互に協力を図りながら対応します。

第5章 災害廃棄物の処理について

5.1 関連指針及び計画

災害廃棄物処理に関連する指針及び計画の関係図は以下のとおりです。

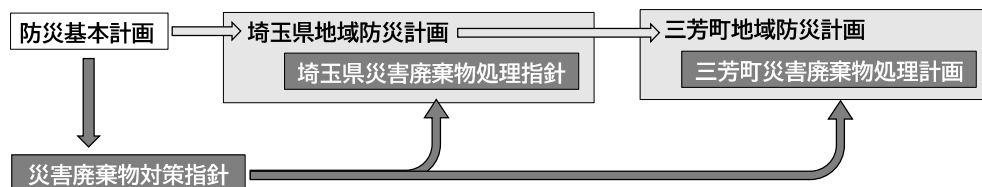


図 2 - 24 災害廃棄物処理に関連する指針及び計画の関係図

1 防災基本計画（中央防災会議、令和4年6月）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）では、中央防災会議が防災基本計画を策定すること及び都道府県並びに市町村は防災基本計画に基づき地域防災計画を策定することが定められています。

防災基本計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すものです。

2 埼玉県地域防災計画（令和4年3月）

埼玉県地域防災計画は災害対策基本法第40条の規定及び防災基本計画に基づき、埼玉県の地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議が定めるものです。災害時における県や市町村等の役割、防災訓練の方針等が定められています。

3 三芳町地域防災計画（平成31年3月）

この計画は、三芳町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条に基づき、三芳町防災会議が作成する計画です。

町における災害の予防・応急・復旧対策及び復興計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、地域の減災を目指すことを目的としています。

4 災害廃棄物対策指針（改定版）（環境省、平成 30 年 3 月）

防災基本計画において、環境省は地方公共団体による災害廃棄物の処理に係る指針を定めるものとされています。

災害廃棄物対策指針は、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害（地震、津波、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理したものです。

5 埼玉県災害廃棄物処理指針（埼玉県、平成 29 年 3 月）

国では、東日本大震災を契機として、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」の策定や、平成 27 年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正等が進められてきました。

これを背景に埼玉県では地域防災計画と整合を図りながら、市町村及び一部事務組合が被災する場合、及び支援側となった場合に想定される行動・対応等を示し、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針として、「埼玉県災害廃棄物処理指針」が策定されました。

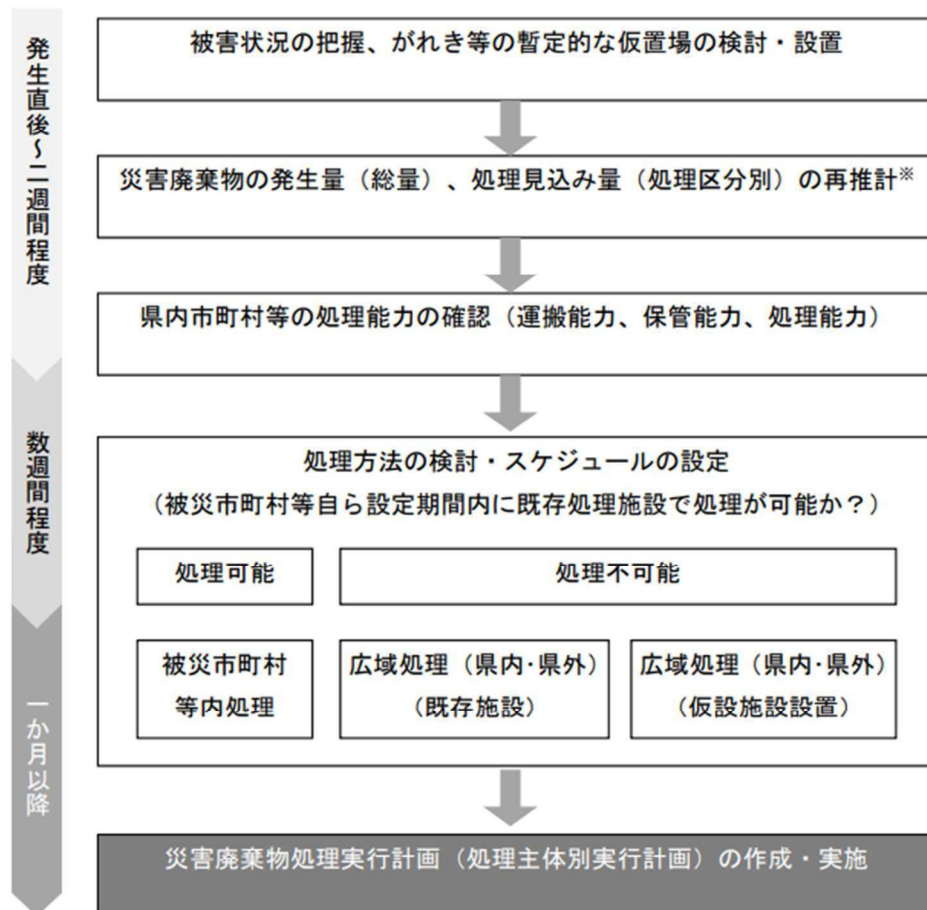
6 三芳町災害廃棄物処理計画（三芳町、平成 21 年 3 月）

三芳町災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、災害廃棄物を円滑に処理することで、住民生活の衛生確保や環境保全とともに、地域生活の早急な復興を図ることを目的に策定されました。

5.2 災害廃棄物処理の基本的な流れ

埼玉県での災害廃棄物処理の基本的な流れを図 2 - 25 に示します。

町においては、埼玉県との連携を図りながら、三芳町災害廃棄物処理計画を踏まえた処理を実施します。



出典：埼玉県災害廃棄物処理指針

図 2 - 25 発災後の処理の流れ

5.3 処理施設及び仮置場

災害廃棄物は一時的に大量に排出されることから、表 2 - 16 に示す場所を仮置き場と設定し、「三芳町災害廃棄物処理計画」に従い、災害廃棄物処理を行います。

なお、災害廃棄物の搬入に際しては、事前に木材やコンクリート等の破碎・分別を徹底し、これらのリサイクルを図るものとします。

さらに、石綿などの有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとします。

また、町では、平成 20 年度に策定した「ごみ処理広域化基本計画」において、環境センターが備えるべき災害廃棄物処理に必要な施設規模として 10.5 t/日を計画しており、現在もその場合に備えて運営しています。

表 2 - 16 町における仮置場

	名称	所在地
処理施設	ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市駒林 1093-3
仮置き場	町立運動公園内グラウンド (補完する場所) 清掃工場跡地	藤久保 1120-1 上富 1598-3

出典：三芳町地域防災計画

5.4 処理主体について

1 基本的な考え方

災害時、速やかに災害廃棄物処理体制を構築する必要があります。町においては、「埼玉県災害廃棄物処理指針」の考えを基に、大規模震災時及び風水害時に分けて処理主体を次のとおりとします。

【大規模震災発生時】

- 広域かつ甚大な被害状況において災害廃棄物を円滑に処理するため、市町村等から要請があった場合、県内市町村等及び関係団体等による支援（災害廃棄物処理にかかる協定）の調整・確保を行うとともに、必要に応じて国・県外自治体等に支援を求め、広域連携による処理体制を構築・推進する。

【風水害発生時】

- 町が処理主体となり、できる限り町内で処理する。
- 通常の処理により対処できない場合は、他の市町村等による支援や関係団体の協力（災害廃棄物処理にかかる協定）により、災害廃棄物処理の円滑かつ計画的な実施を促進する。

補足：災害廃棄物処理にかかる協定

- ・ 埼玉県災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定（平成 20 年 7 月）
- ・ 災害廃棄物の処理の協力に関する協定（平成 22 年 8 月）
- ・ 県と関係団体により締結した大規模災害時の協力協定（平成 16 年 11 月）

2 広域処理体制の構築

大規模災害時には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」、「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき対応します。また、必要に応じて、国及び県等に協力・支援を要請し、災害廃棄物の広域的な処理体制を構築します。

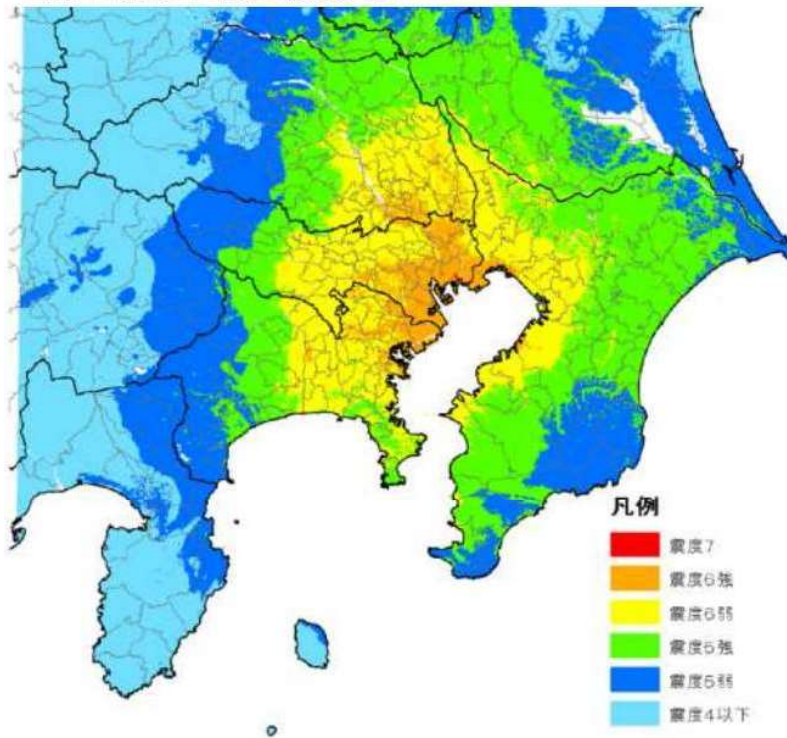
3 「埼玉県清掃行政研究協議会」との連携

「埼玉県清掃行政研究協議会」が定期的実施する、災害廃棄物を処理するための教育、訓練等を基に必要な体制を構築します。また、県からの教育、訓練、他地域における災害廃棄物処理対応状況、協議会の意見等を参考に随時体制を見直します。

5.5 災害廃棄物の発生量について

三芳町地域防災計画において、震災による建物の全壊・焼失による災害廃棄物の発生量は0.6万トン、0.4万m³と想定されています。

《都心南部直下地震の震度分布》



《埼玉県内の建物全壊・焼失棟数想定結果》

(棟)

項目	揺れによる全壊	液状化による全壊	急傾斜地崩壊による全壊	地震火災による焼失	全壊及び焼失棟数合計
数量	約 175,000 (約 21,000)	約 22,000 (約 4,900)	約 1,100 (約 20)	約 412,000 (約 71,000)	約 610,000 (約 97,000)

出典：三芳町地域防災計画

図 2 - 26 埼玉県の震度分布及び建物全壊・焼失棟数想定結果

5.6 災害廃棄物の処理フロー

1 大規模震災発生時

大規模災害発生時は、「埼玉県災害廃棄物処理指針」に基づき、速やかに被害状況を把握するとともに、緊急的に撤去が必要となるがれき等の仮置場の検討及び設置を行います。基本的な処理フローは図 2 - 27 のとおりであり、災害廃棄物の種類ごとに、分別、収集・運搬、中間処理、最終処分・再資源化を実施します。

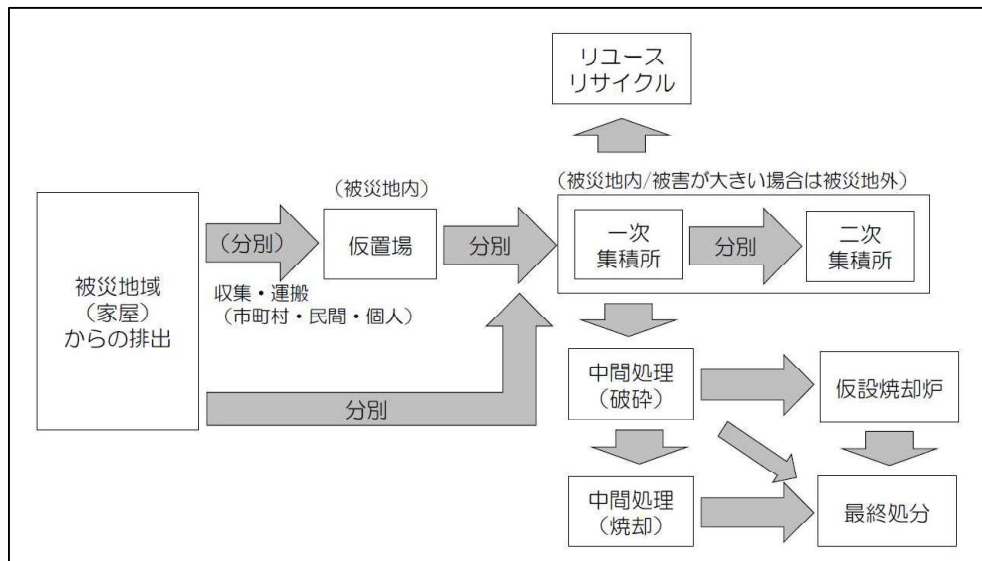


図 2 - 27 災害廃棄物の分別・処理フロー

被災場所からの災害廃棄物の収集及び運搬は、現在の収集運搬先との連携及び支援を得ながら実施する計画です。仮置場としては、町立運動公園、災害廃棄物の処理は環境センター及び災害廃棄物処理に係る協定先（さいたま市など）に加え、埼玉県清掃行政研究協議会との連携及び支援を基に実施します。

また、町だけでの処理が困難な場合には、県の支援を受けるとともに、県外への処理も行います。そして、資源化または最終処分も同様に、現在の委託先との連携及び支援を基に実施する計画とします。

2 風水害発生時

大規模災害発生時と同様に、基本的な処理フローは図 2 - 27 のとおりとしますが、被災地より災害ごみを速やかに分別し、現在の収集運搬先との連携及び支援を得ながら、環境センターへ直接搬入し、処理及びその後の資源化または最終処分を実施します。

3 災害廃棄物の処理内容

町の災害廃棄物は、県、他市町村等及び民間団体等と連携・協力して、できる限り町内で処理することを目指します。

具体的には、大規模災害発生後、速やかに被害状況を把握するとともに、緊急的に撤去が必要となるがれき等の仮置場の検討・設置を行います。その後、災害廃棄物の発生量と処理区分別の処理見込み量を再推計し、町内での処理が可能かどうかの判断をします。

しかし、県内の被災状況等によっては、県内での処理が困難な場合もあることから、国及び県外自治体等への支援要請・調整を図り広域処理を実施します。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1.1 生活排水の処理体系

町における生活排水の処理体系を図3-1に示します。

町から排出された汲取り尿及び浄化槽汚泥は、三芳町、ふじみ野市、及び富士見市で共同処理するために設立した入間東部地区事務組合に委託し、入間東部地区事務組合の浄化センターで処理しています。

なお、同センターからの処理水は公共下水道に放流され、荒川右岸流域下水道の終末処理場である新河岸川水循環センターで処理されています。

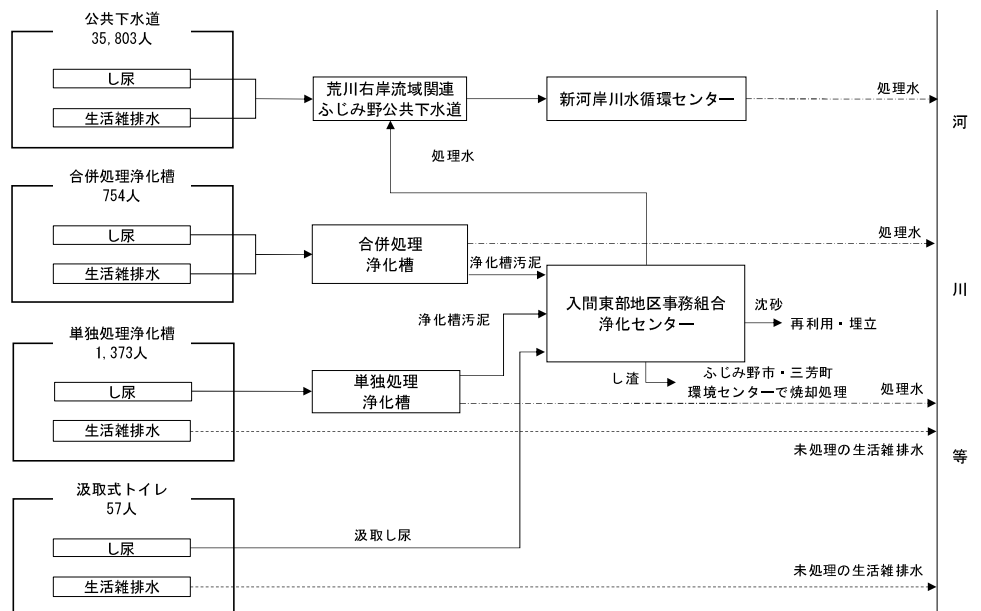


図3-1 生活排水の処理体系 (人口は令和3年10月1日の人口)

1.2 生活排水の処理状況

町の過去5年間（平成29年度から令和3年度）における生活排水処理形態別人口を、表3-1及び図3-2に示します。

表3-1 生活排水処理形態別人口

	H29	H30	R1	R2	R3
1 計画処理区域内人口	38,461	38,399	38,134	38,180	37,987
2 水洗化人口・生活雑排水処理人口	36,166	36,629	36,471	36,505	36,557
(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	927	642	667	658	754
(3)公共下水道	35,239	35,987	35,804	35,847	35,803
(4)農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	2,214	1,694	1,594	1,606	1,373
4 非水洗化人口	81	76	69	69	57
(1)汲取り尿	81	76	69	69	57
(2)自家処理	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※各年10月1日現在

- ・計画処理区域内人口とは公共下水道計画における計画地域内人口です。
- ・水洗化・生活雑排水処理人口とは、合併処理浄化槽人口と公共下水道人口の合計です。
- ・合併処理浄化槽人口は町内の浄化槽人口を合併処理浄化槽の基数で按分したものです。
- ・単独処理浄化槽人口は町内の浄化槽人口を単独処理浄化槽の基数で按分したものです。
- ・公共下水道人口とは公共下水道水洗化人口（接続人口）です。
- ・汲取り尿人口は汲取り業者がし尿の汲取を実施している人口です。
- ・コミュニティプラントとは、101人以上30,000人以下の計画人口を対象とした生活排水処理施設です。新規に開拓される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等において面的に整備されます。
- ・農業集落排水施設とは、20戸以上1,000人程度の計画人口を対象とした生活排水処理施設です。農業振興地域の集落において面的に整備されます。

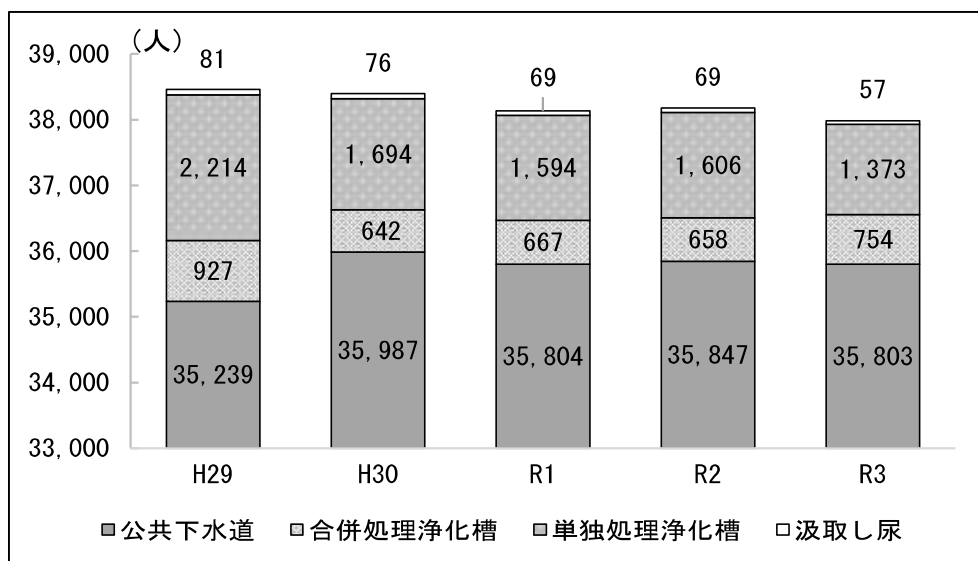


図 3 - 2 生活排水処理形態別人口

公共下水道については、新河岸川を中心とする荒川右岸流域の公共用水域の公衆衛生の向上や水質保全を図る目的として、昭和 46 年度より荒川右岸流域下水道事業が開始され、昭和 56 年度に新河岸川水循環センターの供用を開始しました。供用開始区域は、三芳町、ふじみ野市、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、川島町及び吉見町の 10 市 3 町となっています。

現在、町のほぼ全域を公共下水道処理区域として順次整備しており、未整備の地域では浄化槽及び汲取式トイレで処理を行っています。

1.3 生活排水の処理主体

町における生活排水の処理主体を表 3 - 2 に示します。

表 3 - 2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
荒川右岸流域関連 三芳公共下水道	し尿及び生活雑排水	埼玉県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲取し尿及び浄化槽汚泥	入間東部地区事務組合

1.4 生活排水処理率

町における生活排水処理率※の推移を表 3 - 3、図 3 - 3 に示します。

平成 29 年度から令和 3 年度にかけて、生活排水処理率は 94.0%から 96.2%に増加しており、公共下水道及び合併処理浄化槽の利用者が増加していることが分かります。

※生活排水処理率とは、生活排水（し尿、生活雑排水）がすべて処理されている人口（町では、公共下水道処理人口及び合併処理浄化槽処理人口が該当します。）の計画処理区域内人口に対する比率です。

表 3 - 3 生活排水処理率の推移

区分年度	H29	H30	R1	R2	R3
計画処理区域内人口（人）	38,461	38,399	38,134	38,180	37,987
生活排水処理人口（人）	36,166	36,629	36,471	36,505	36,557
生活排水処理率（%）	94.0	95.3	95.6	95.6	96.2

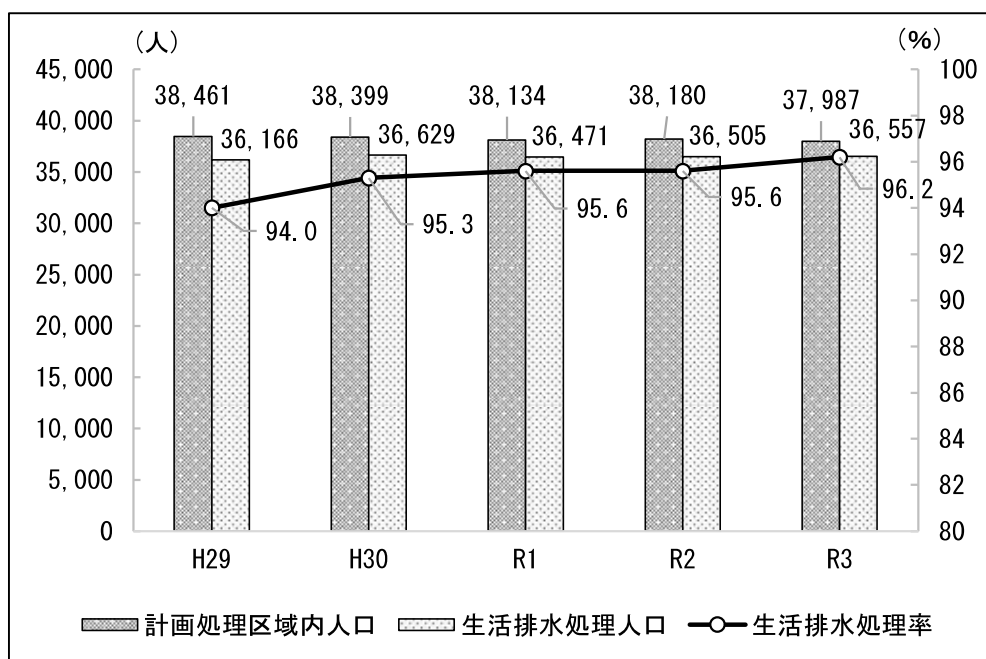


図 3 - 3 生活排水処理率の推移

1.5 収集・運搬の状況

1 収集区域の範囲

収集対象は、汲取し尿及び浄化槽汚泥です。町では、汲取し尿及び浄化槽汚泥を区分して収集しています。

町の過去 5 年間の汲取し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績を表 3 - 4 に示します。

表 3 - 4 汲取し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

区分		年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量	汲取し尿 (kL/年)		217	214	213	146	109
	単独処理汚泥 (kL/年)		1,429	1,291	1,363	1,260	1,247
	合併処理汚泥 (kL/年)		1,263	1,210	1,379	1,375	1,493
	合計 (kL/年)		2,909	2,715	2,955	2,781	2,849
1日平均収集量 (kL/日)			8.0	7.4	8.1	7.6	7.8

2 収集・運搬の実施体制

収集業者数及び収集車両の内訳を表 3 - 5 に示します。

表 3 - 5 収集運搬業者数及び収集車両の内訳

収集区分	許可業者数	収集車両台数							合計
		1.8t	2.7t	3.0t	3.5t	3.7t	7.2t	9.8t	
汲取し尿 浄化槽汚泥	2	1	—	4	—	5	—	—	10

※令和5年3月現在

3 収集・運搬機材

汲取し尿及び浄化槽汚泥はバキューム車により収集・運搬しています。

4 汲取し尿の収集手数料

汲取し尿は定期的（25～30日に1回）に収集しています。平成28年度より、公益上必要と認められる施設について、収集手数料は免除されています。汲取し尿の収集手数料を表3-6に示します。

表3-6 汲取し尿の収集手数料

区分	単位	金額	
		組合が収集運搬するもの	組合が処分するもの
普通世帯	1世帯につき月額	900円	
	世帯員1人につき月額	300円	

※令和5年3月現在

※出典：入間東部地区事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

1.6 し尿処理施設

1 施設の概要

町は、し尿処理施設である入間東部地区事務組合浄化センターにおいて、収集した汲取し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

浄化センター概要を表 3 - 7 に、し尿及び汚泥処理工程を図 3 - 4 に示します。

表 3 - 7 入間東部地区事務組合 浄化センター概要

項目	施設概要		
施設名称	入間東部地区事務組合浄化センター		
施設所管	入間東部地区事務組合（三芳町、ふじみ野市、富士見市）		
施設所在地	埼玉県ふじみ野市駒林 1066		
計画処理能力	26 kL/日（し尿：3 kL/日・浄化槽汚泥：23 kL/日）		
処理方式	主処理：前処理希釈放流方式 臭気処理：高中濃度臭気－生活脱臭＋活性炭吸着 低濃度臭気－活性炭吸着		
希釈水の種類	地下水		
放流水	荒川右岸流域関連ふじみ野公共下水道		
し渣処分方法	ふじみ野市・三芳町環境センターで焼却		
沈砂処理方法	一部を民間施設で焼却して人口砂として再利用、一部埋立		
汚泥処分方法	希釈後公共下水道放流		
放流水質	項目	基準値	計画値
	PH	5~9	5~9
	BOD (mg/L)	600 以下	600 以下
	SS (mg/L)	600 以下	600 以下
	T-N (mg/L)	240 以下	240 以下
	T-P (mg/L)	32 以下	32 以下
	n-ヘキサン抽出物質（鉱物性）(mg/L)	5 以下	5 以下
	n-ヘキサン抽出物質（動植物性）(mg/L)	30 以下	30 以下
	ヨウ素消費量 (mg/L)	220 以下	220 以下
竣工	平成 30 年 3 月		

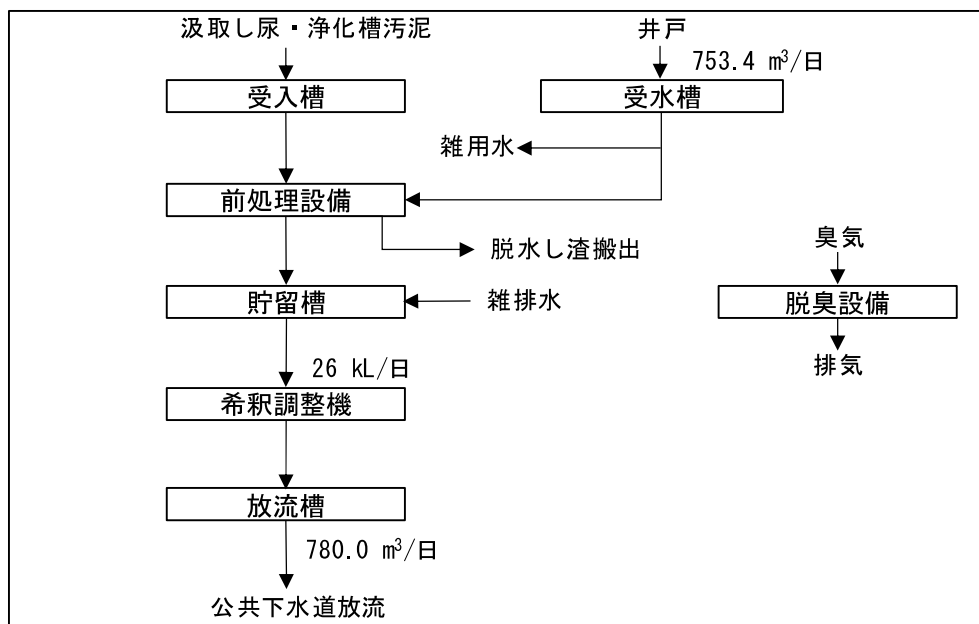


図 3 - 4 し尿及び汚泥処理工程

2 運転管理の状況

(1) 運転管理体制

浄化センターの運営管理体制を表 3 - 8 に示します。

表 3 - 8 運転管理体制

項目		内容
管理体制	管理人員	3名
	夜間管理体制	警備保障会社に委託
	日曜祝祭日管理体制	警備保障会社に委託
	勤務時間	月曜～土曜
日曜・祝祭日		休日
有資格者	廃棄物処理施設技術管理者	1名
	電気工事士	第2種 1名
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	1名
	公害防止主任者	2名
	乾燥設備作業主任者	1名

※令和5年3月現在

(2) 維持管理

浄化センターの過去5年間の維持管理費の推移を表 3 - 9 及び図 3 - 5 に示します。

表 3 - 9 維持管理費の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
電力量 (円)	22,108,596	6,909,454	7,397,999	6,198,406	6,146,080
燃料費 (円)	0	0	0	0	0
薬品費 (円)	12,960	0	380,160	190,080	0
消耗品費 (円)	106,747	54,495	478,471	316,678	57,491
委託費 (円)	1,972,080	16,792,420	39,286,781	42,334,490	36,510,439
小計 (A) (円)	24,200,383	23,756,369	47,543,411	49,039,654	42,714,010
修繕費 (円)	0	500,958	1,998,494	127,325	6,491,100
合計 (円)	24,200,383	24,257,327	49,541,905	49,166,979	49,205,110
処理対象量 (B) (kL/年)	9,156	8,655	8,954	8,745	8,659
処理単価 (A/B) (円/kL)	2,643	2,745	5,310	5,608	4,933

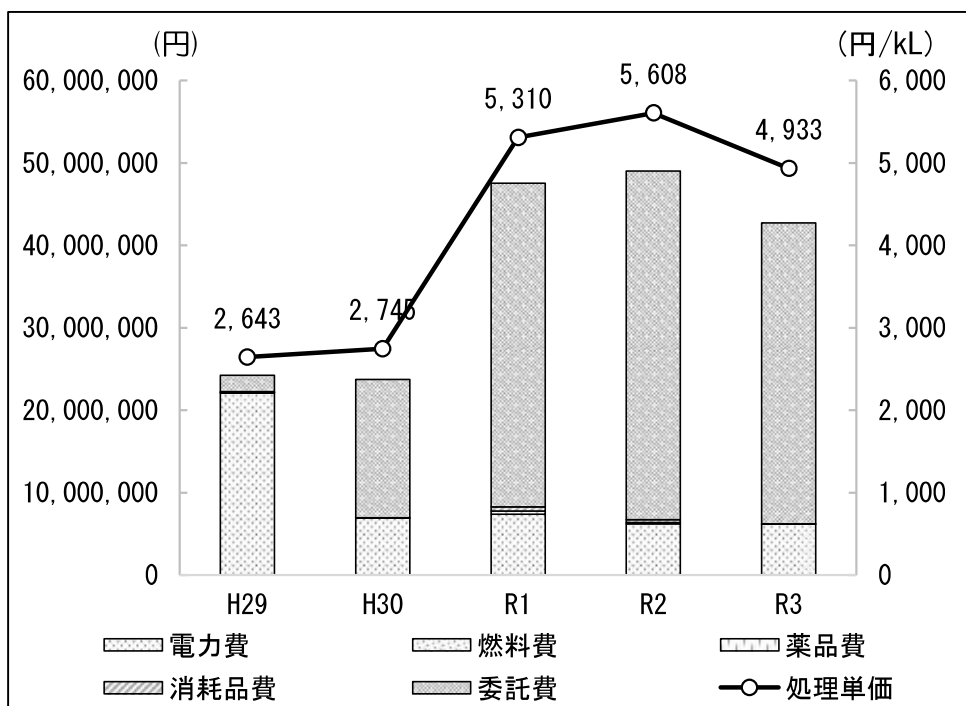


図 3 - 5 維持管理費の推移

1.7 生活排水処理の課題

1 公共下水道

町の公共下水道である荒川右岸流域下水道の整備状況について、令和3年度では公共下水道普及率は94.3%※となっており、公共下水道の普及は進んでいます。

※公共下水道普及率=公共下水道人口÷町の総人口×100(%)

2 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の維持管理は、浄化槽設置者の個別の対応となることから、点検整備・清掃及び法定点検の受検を適切に行うように指導していく必要があります。

3 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽では、し尿の処理のみの対象としており、台所等の生活排水は、そのまま河川等に流されるため、水質悪化の大きな原因となります。

町では、生活排水処理率の向上を図るため、ほぼ全域を公共下水道処理区域としており、公共下水道処理区域においては、公共下水道の早期接続を図るとともに、合併処理浄化槽への切り替えに対する整備支援体制を検討する必要があります。

4 生活雑排水処理

公共用水域の水質汚濁等の主な原因には、一般家庭からの台所、洗濯及び風呂等より排出される生活雑排水があげられます。町でも、生活雑排水を未処理のまま河川放流している単独処理浄化槽設置者や汲取式トイレ利用者は、令和3年度で計画処理区域内人口の3.8%（1,430人）を占めます。生態系の保全や水質の向上のためにも、生活雑排水の河川への排出量削減や公共下水道の早期整備等について検討が必要です。生活雑排水の河川への排出量削減には、排出時に三角コーナーや排水口ネットで生ごみ等の厨芥類を取り除くことが重要であり、取り除かれた厨芥類については、ごみ処理基本計画の施策に合わせて資源化を進めていく必要があります。

5 し尿処理施設

現在、町で排出される汲取し尿及び浄化槽汚泥については、入間東部地区事務組合の浄化センターに搬入して処理しています。公共下水道の整備には時間を要することから、浄化センターには一定の需要が見込まれます。

第2章 基本理念及び基本方針

2.1 基本理念及び基本方針

1 基本理念

町は、埼玉県入間郡の南部に位置し、北西部に砂川堀、南東部の境界には柳瀬川が流れています。これら河川の水環境は、生活に伴いトイレやキッチン等から排出される生活排水により大きく影響を受けるため、できる限り影響が少なくなるよう、適切な処理を行う必要があります。

令和3年度における町の生活雑排水処理率は96.2%であり、全国的生活排水処理率※（88.3%、令和2年度）と比較して、高い水準にあります。しかし、残りの3.8%については、生活雑排水等が未処理のまま、河川へと流されている現状です。

また、「埼玉県生活排水処理施設整備構想（令和2年度策定）」では、令和7年度までに生活排水処理人口普及率を100%としていることを踏まえ、対策が必要となっています。

したがって、町においても生活排水処理人口普及率を100%に向けて、公共下水道の整備を進めるとともに、普及指定にない地域についても合併処理浄化槽の設置を促進していく必要があります。

また、生活雑排水による河川の汚染を抑制するためには、エコクッキング及び水切りネットの活用などを推進していくとともに、環境教育及び環境啓発により、水環境保全の大切さを周知していく必要があります。

以上から、本計画では水環境保全を目的とし、生活排水の適正処理及び生活排水処理人口普及率の向上を基本理念とします。

※環境省一般廃棄物処理実態調査（令和2年度）より

2 基本方針

基本理念を実現するための具体的な行動指針となる基本方針を以下のよう
に定めます。

(1) 公共下水道整備を推進

公共下水道区域内については、公共下水道の整備を進めるとともに、市
街化調整区域内における公共下水道計画の見直しを検討します。

(2) 合併処理浄化槽への切り替えの推進

公共下水道が普及していない地域について、合併処理浄化槽を設置する
ようホームページ等を通じて、合併処理浄化槽への切り替えを推進しま
す。

(3) 環境教育及び環境学習による啓発の推進

未処理の生活雑排水による環境汚染を抑制するため、家庭内での三角コ
ーナーや排水口ネットの利用、廃食用油の適正処理等を環境教育及び環境
学習により推進し、水環境を保全します。

2.2 数値目標

基本理念及び基本方針を達成するための行動の目安となる具体的な数値目標を掲げます。

令和3年度における町の生活排水処理率は96.2%であり、前回計画における令和3年度の目標値は94.9%であることから、中間目標を達成できている状況です。

一方、前回計画では令和8年度の生活排水処理率を96.9%にすることを目標としており、埼玉県生活排水処理施設整備構想では、令和7年度までに生活排水処理率を100%にすることを目標としていることから、生活排水処理率のさらなる向上が必要です。

そこで、町では前回計画の目標を達成できている現状を踏まえ、この達成状況を維持しつつ、令和13年度までに、前回計画の目標値を直線補完した98.9%を達成することを目標とします（図3-6）。

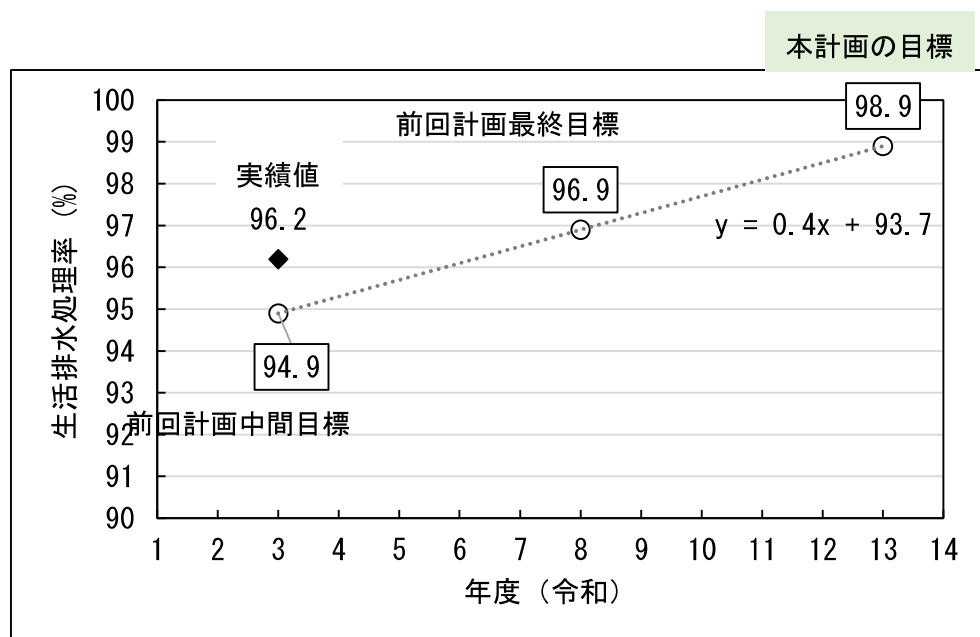


図3-6 生活排水処理率の実績値及び目標値

第3章 基本施策

3.1 整備計画及び維持管理計画

1 コミュニティプラント

コミュニティプラントの整備計画は、現時点ではありません。

2 合併処理浄化槽

生活排水処理率の向上を目指して、合併処理浄化槽による処理を継続します。

公共下水道が整備されるまでに時間を要する地域を対象として、生活排水処理率の向上を図るため、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対する整備支援体制を検討します。また、町のホームページなどで合併浄化槽への切り替えを啓発します。

3 公共下水道

市街地等人口密集地を中心に公共下水道を整備・供用しており、今後も整備を進めます。

4 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備計画は、現時点ではありません。

3.2 排出抑制

1 排出抑制に関する目標

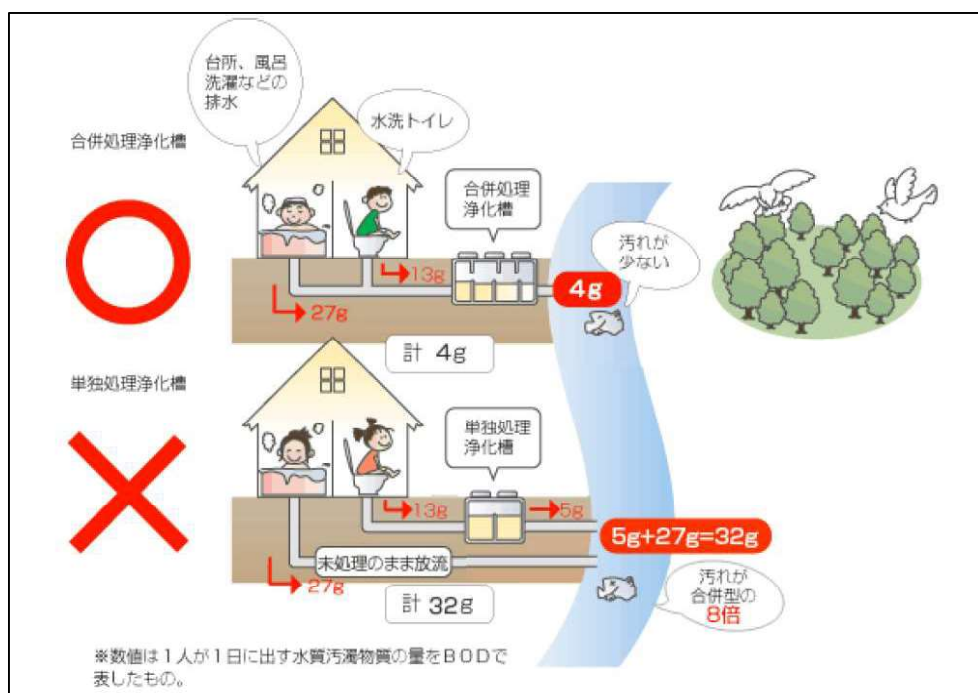
生活圏から発生する生活排水により、河川や湖沼等の公共用水域をはじめとする生活環境に負荷をかけないことを目標とします。

2 排出抑制方法

(1) 合併処理浄化槽の普及の推進

単独処理浄化槽を使用している方に対して、町職員が通知を行い、合併処理浄化槽の普及を推進します。また、合併処理浄化槽普及に向けた、啓発のためのイベント等の実施を検討します。

合併処理浄化槽の導入は、汚れが少ない排水が河川へ流れるため、環境保全に繋がります(図 3 - 7)。



出典：環境省浄化槽サイト

図 3 - 7 合併浄化槽と単独浄化槽の違い

(2) 単独処理浄化槽の新規設置の廃止

単独処理浄化槽では生活雑排水が未処理となり、公共用水域の水質汚濁の原因となっています。すでに単独処理浄化槽を設置している世帯については、個々の状況を勘案し、住宅の建て替えまたは浄化槽の更新時に、合併処理浄化槽への設置替えを指導します。

3 公共下水道への接続の推進

公共下水道区域内の住宅については公共下水道への接続を進め、水洗化率の向上を図ります。

4 浄化槽の適正な維持管理

適切な維持管理がなされていない浄化槽は処理能力が低下し、適正に処理されていない排水が公共水域に排出され、水質汚濁の要因となります。浄化槽の維持管理には、年に1回以上の清掃と、4ヶ月に1回以上の保守点検が必要となります。

さらに、維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が確保されているかを確認するため、年に1回の法定検査を受ける必要があります。

したがって、浄化槽の清掃等の維持管理及び法定検査を適正に実施するように指導します。

5 適正な生活排水処理の実施に向けた環境教育及び環境学習の推進

住民に対し、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備、浄化槽の適正処理の重要性を、環境教育及び環境学習により啓発します。併せて生活排水処理対策の必要性について、広く住民にPRを行います。今後、適切な生活排水処理を実施するための啓発活動として、以下に示す内容を推進します。

(1)パンフレットやポスターによる住民の意識の高揚

公共水域の水質汚濁の現状と、その原因の一つが各家庭から排出される生活雑排水等にあることをパンフレットやポスター、広報誌等で示し、住民の排水処理に関する意識を高めます。

(2)台所の三角コーナーや微細目ストレーナ等の周知

生活排水の汚濁物質削減方法として、調理くずを回収する三角コーナーや微細目ストレーナ、廃食用油を固めて、もやすごみとして捨てることのできる凝固剤等の有効な手段を住民に周知し、住民参加の生活排水処理対策を促進します。

(3)エコクッキングの実施による生活雑排水の水質改善

生活雑排水の水質改善により、河川の汚染防止のほか、浄化槽の機能も維持されます。エコクッキングによって、料理に使用する水量を削減するとともに、排水に含まれる生ごみや油を削減することで生活雑排水の水質

改善を推進します。

(4)浄化センター見学会の開催

生活排水と水質汚濁との関係を深く理解してもらうため、入間東部地区事務組合浄化センター施設見学会の実施を検討します。処理施設や設備のほか、汚濁の進行している河川・湖沼等や、汚濁の浄化した河川・湖沼等の現状について知っていただくことも有効です。

(5)生活排水処理対策の推進に関する住民組織の育成及びその活動支援

住民を主体とした生活排水処理対策推進のための組織育成や、それらの活動の支援方法について検討します。

3.3 収集・運搬

1 収集・運搬に関する目標

生活圏から発生する汲取り尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集することはもとより、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるため、安全・安心で計画的な収集を行うことを目標とします。

2 収集区域

収集区域は町の行政区域全体とします。

3 収集・運搬方法

(1)収集区分

収集区分は、汲取り尿と浄化槽汚泥（単独処理及び合併処理）とします。なお、浄化槽汚泥の収集は浄化槽の規模の大小に関係なく実施するものとします。

(2)実施主体

汲取り尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の実施主体は、現行どおり組合が許可する収集業者によるものとします。

(3)収集・運搬機材

汲取り尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬機材は、バキューム車によるものとします。

(4)収集方法

汲取り尿は、現行どおり許可業者による定期収集を行います。浄化槽汚泥は現行どおり申込制による収集とします。

また、公共下水道の普及に伴い、汲取り尿と浄化槽汚泥との収集比率が変化することも予想されるため、収集業者や関係機関と連携し、必要に応じて収集方法の見直しを図っていきます。

(5)汲取り尿の収集手数料

汲取り尿の将来の収集手数料については、組合構成市町と協議しながら検討します。

3.4 中間処理

1 中間処理に関する目標

浄化センターにおいて、汲取し尿及び浄化槽汚泥の処理を行います。浄化槽の整備等に伴い、汲取し尿の発生量は減少し、浄化槽汚泥の処理量が増えている現状を踏まえ、浄化センターでは発生量に合わせた効率的な処理を行っています。

以上より、生活圏から発生する汲取し尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握して適正に処理し、し尿処理施設の設備状況を勘案した適正な施設運営を行うことで、荒川河川の水質を保全することを目標とします。

2 中間処理量

中間処理量は、原則として計画収集区域から発生する汲取し尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

なお、将来、公共下水道の普及に伴い、汲取し尿と浄化槽汚泥の収集比率が変化することも予想されるため、質的量的変動に対応した運転条件を検討します。

3 処理方法

現行どおり、中間処理施設（浄化センター）で汲取し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理することとします。

3.5 最終処分

1 最終処分に関する目標

最終処分については、安全を確保しながら適正に処理し、最終的には無害化、安定化させることを目標とします。

2 最終処分方法

し尿処理施設に関する最終処分は、処理工程から発生する沈砂及びし渣が該当します。これらの処分について、最終処分先における適正な処理を依頼することとします。

なお、し渣については今までどおり、環境センターで焼却処理を行います。

3.6 その他

1 災害時における生活排水処理の適切な対応

町で災害が発生した場合を想定し、仮設トイレの設置及び維持管理、し尿等の処理先について方針を検討します。災害時に発生するし尿等については、これに基づき適切に処理することとします。

2 諸計画との整合

生活排水処理に係わる事業には下記に示すものがあります。

- ①公共下水道
- ②合併処理浄化槽
- ③し尿処理施設

これらは事業実施主体が異なることから、事業の整合性を図ることが必要です。計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について、関係機関との十分な調整を図りながら施策を推進します。

3 補助金支給の検討

現在、町では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対して補助金を支給していませんが、令和4年度において埼玉県内の55市町村で、補助金あるいは市町村による合併処理浄化槽の設置を実施しています。近隣市でも川越市や所沢市で補助金制度を実施していることから、今後は町でも浄化槽の切り替えに対する補助金制度の導入について検討していきます。

第4章 計画処理量の予測

4.1 処理形態別人口の予測

1 計画処理区域内人口

町の計画処理区域内人口は、「第2編ごみ処理基本計画 第2章 ごみの発生量及び処理量の見込み 2.2 推計結果（現状の施策を維持した場合） 1 人口の将来推計」に記載した数値を用います。町の平成24年度から令和3年度までの人口推移は減少傾向となっており、今後も緩やかに減少することが予想されます。

2 処理形態別人口

過去の人口推移に基づき、生活排水の処理形態別人口を予測します。

生活排水の将来処理人口は、過去10年間の実績を基に予測します。農業集落排水施設人口、コミュニティプラント人口及び自家処理人口については、町には実績がないため見込まないこととします。

町の処理形態別人口の予測結果を図3-8及び表3-10に示します。

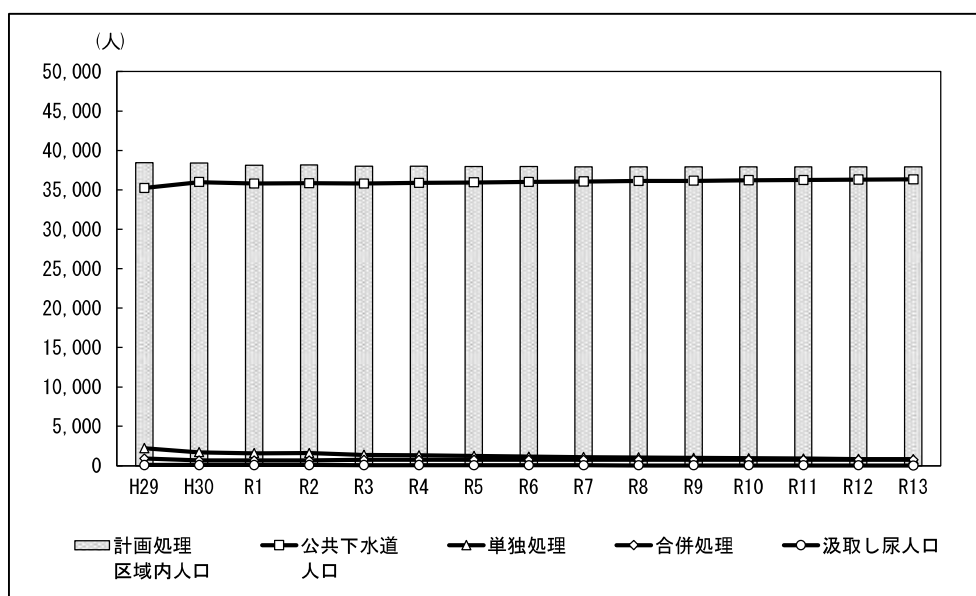


図3-8 処理形態別人口の予測結果（施策実施前）

表 3 - 10 処理形態別人口の予測結果（施策実施前）

年度	計画処理 区域内 人口	公共 下水道 人口	農 集 排 人 口	コ ミ プ ラ 人 口	浄化槽			自 家 処 理 人 口	汲 取 し 尿 人 口	生 活 排 水 処 理 率
					人 口	単 独 処 理	合 併 処 理			
H24	38,517	34,369	0	0	4,029	3,211	818	0	119	91.3%
H25	38,323	34,613	0	0	3,595	2,844	751	0	115	92.2%
H26	38,263	34,725	0	0	3,421	2,675	746	0	117	92.7%
H27	38,218	34,725	0	0	3,384	2,602	782	0	109	92.9%
H28	38,303	34,994	0	0	3,220	2,412	808	0	89	93.4%
H29	38,461	35,239	0	0	3,141	2,214	927	0	81	94.0%
H30	38,399	35,987	0	0	2,336	1,694	642	0	76	95.3%
R 1	38,134	35,804	0	0	2,261	1,594	667	0	69	95.6%
R 2	38,180	35,847	0	0	2,264	1,606	658	0	69	95.6%
R 3	37,987	35,803	0	0	2,127	1,373	754	0	57	96.2%
R 4	37,975	35,874	0	0	2,046	1,296	750	0	55	96.4%
R 5	37,963	35,941	0	0	1,972	1,226	746	0	50	96.6%
R 6	37,952	36,001	0	0	1,905	1,162	743	0	46	96.8%
R 7	37,942	36,058	0	0	1,842	1,102	740	0	42	96.9%
R 8	37,932	36,110	0	0	1,783	1,046	737	0	39	97.1%
R 9	37,924	36,160	0	0	1,728	994	734	0	36	97.2%
R10	37,916	36,207	0	0	1,676	945	731	0	33	97.4%
R11	37,908	36,250	0	0	1,628	899	729	0	30	97.5%
R12	37,901	36,291	0	0	1,582	855	727	0	28	97.6%
R13	37,894	36,331	0	0	1,538	814	724	0	25	97.7%

図 3 - 8 及び表 3 - 10 より、生活排水処理率は令和 8 年度において 97.1%、令和 13 年度には 97.7%となります。今後、生活排水処理率は増加していく予測結果となりましたが、施策を実施せず現状のまま推移した場合、目標値 98.9%を達成できない見込みです。

3 施策実施による効果

第 3 章の施策を実施することにより、単独処理浄化槽の利用者が減少し、合併処理浄化槽の利用者が増加すると考えられます。

(1) 施策による効果

町では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをホームページで呼びかけることを検討しています。さらに、切り替えに対する補助金制度の導入も検討しており、合併処理浄化槽の人口が増加することが予想されます。

これらの施策による、合併処理浄化槽人口の増加を 42(人/年)と見込むと、令和 8 年度までに生活排水処理率が令和 3 年度比で 1.5 ポイント増加します(97.7%)。

さらに、令和 13 年度までには 98.9%となり、本計画の目標値である 98.9%を達成できる見込みです。

施策実施後の処理形態別人口及び生活排水処理率の推移を表 3 - 11 及び図 3 - 9 に示します。

表 3 - 11 処理形態別人口の予測結果(施策実施後)

年度	計画 処理 区域内 人口	公共 下水道 人口	農 集 排 人口	コ ミ プ ラ 人 口	浄化 槽 人口		自 家 処 理 人 口	汲 取 し 尿 人 口	生 活 排 水 処 理 率	
					単 独 処 理	合 併 処 理				
H24	38,517	34,369	0	0	4,029	3,211	818	0	119	91.3%
H25	38,323	34,613	0	0	3,595	2,844	751	0	115	92.2%
H26	38,263	34,725	0	0	3,421	2,675	746	0	117	92.7%
H27	38,218	34,725	0	0	3,384	2,602	782	0	109	92.9%
H28	38,303	34,994	0	0	3,220	2,412	808	0	89	93.4%
H29	38,461	35,239	0	0	3,141	2,214	927	0	81	94.0%
H30	38,399	35,987	0	0	2,336	1,694	642	0	76	95.3%
R 1	38,134	35,804	0	0	2,261	1,594	667	0	69	95.6%
R 2	38,180	35,847	0	0	2,264	1,606	658	0	69	95.6%
R 3	37,987	35,803	0	0	2,127	1,373	754	0	57	96.2%
R 4	37,975	35,874	0	0	2,127	1,331	796	0	55	96.5%
R 5	37,963	35,941	0	0	2,127	1,289	838	0	50	96.8%
R 6	37,952	36,001	0	0	2,127	1,247	880	0	46	97.1%
R 7	37,942	36,058	0	0	2,127	1,205	922	0	42	97.4%
R 8	37,932	36,110	0	0	2,127	1,163	964	0	39	97.7%
R 9	37,924	36,160	0	0	2,127	1,121	1,006	0	36	98.0%
R10	37,916	36,207	0	0	2,127	1,079	1,048	0	33	98.2%
R11	37,908	36,250	0	0	2,127	1,037	1,090	0	30	98.5%
R12	37,901	36,291	0	0	2,127	995	1,132	0	28	98.7%
R13	37,894	36,331	0	0	2,127	953	1,174	0	25	98.9%

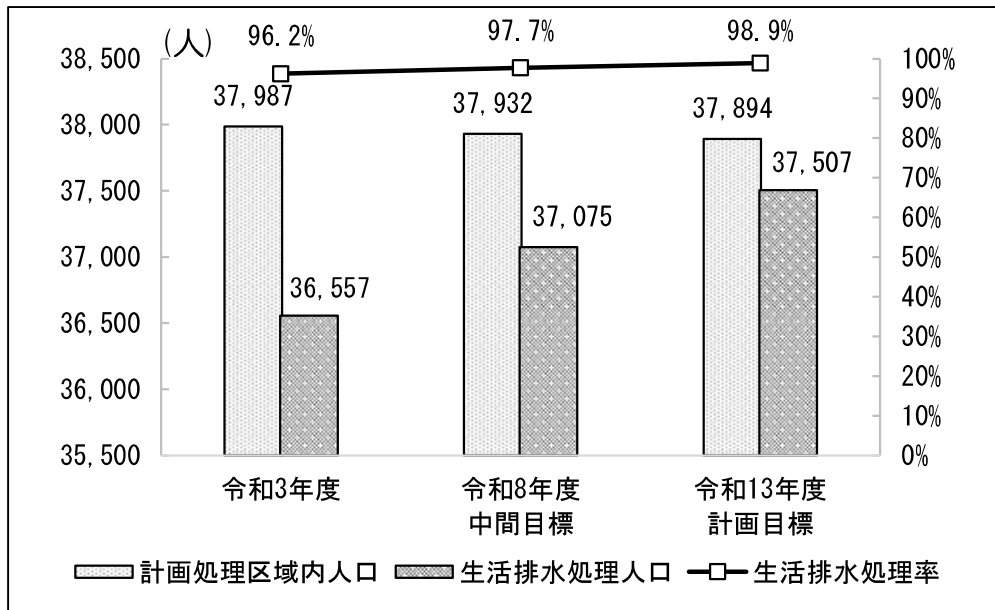


図 3 - 9 生活排水処理人口及び処理率

4 計画収集人口

単独処理浄化槽、合併処理浄化槽及び汲取り尿の計画収集人口の予測結果を表 3 - 12 に示します。

表 3 - 12 計画収集人口

(人)

年度	浄化槽処理人口		汲取りし尿人口	合計
	単独処理 浄化槽処理人口	合併処理 浄化槽処理人口		
H28	2,412	808	89	3,309
H29	2,214	927	81	3,222
H30	1,694	642	76	2,412
R 1	1,594	667	69	2,330
R 2	1,606	658	69	2,333
R 3	1,373	754	57	2,184
R 4	1,331	796	55	2,182
R 5	1,289	838	50	2,177
R 6	1,246	881	46	2,173
R 7	1,204	923	42	2,169
R 8	1,162	965	39	2,166
R 9	1,120	1,007	36	2,163
R10	1,077	1,050	33	2,160
R11	1,035	1,092	30	2,157
R12	993	1,134	28	2,155
R13	951	1,176	25	2,152

5 し尿等収集量実績

(1) し尿処理等収集量実績

町における過去4年間の汲取し尿及び浄化槽汚泥の月別収集量実績を表3-13から表3-16に示します。浄化槽汚泥量は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の汚泥収集量の合計値となっています。

表3-13 し尿等月別収集量実績（平成30年度）

	H30				
	汲取りし尿 (kL/月)	浄化槽汚泥 (kL/月)		計 (kL/月)	1日当たり 収集量 (kL/日)
		単独処理 (kL/月)	合併処理 (kL/月)		
4月	20.32	109.82	102.61	232.75	7.76
5月	13.97	126.11	90.06	230.14	7.42
6月	19.57	85.36	92.22	197.15	6.57
7月	19.02	149.27	82.23	250.52	8.08
8月	15.92	118.79	129.30	264.01	8.52
9月	12.93	82.97	117.72	213.62	7.12
10月	16.13	131.27	72.81	220.21	7.34
11月	13.24	122.22	50.06	185.52	6.18
12月	25.91	67.45	152.58	245.94	7.93
1月	20.57	104.01	63.60	188.18	6.07
2月	17.72	89.03	122.36	229.11	8.18
3月	18.59	102.34	136.37	257.30	8.30
合計	213.89	1288.63	1211.93	2714.45	-
1日平均収集量 (計/365日)	0.58	3.53	3.32	-	7.46
月最大変動係数			1.14		

表3-14 し尿等月別収集量実績（令和元年度）

	R1				
	汲取りし尿 (kL/月)	浄化槽汚泥 (kL/月)		計 (kL/月)	1日当たり 収集量 (kL/日)
		単独処理 (kL/月)	合併処理 (kL/月)		
4月	23.15	104.81	115.85	243.81	8.13
5月	17.32	130.24	120.07	267.63	8.63
6月	8.59	86.00	103.78	198.37	6.61
7月	12.84	132.73	90.85	236.42	7.63
8月	7.39	128.62	79.92	215.93	6.97
9月	16.87	100.00	123.08	239.95	8.00
10月	21.25	87.60	165.91	274.76	9.16
11月	24.16	181.25	84.82	290.23	9.67
12月	45.98	66.74	165.70	278.42	8.98
1月	15.52	148.40	87.81	251.73	8.12
2月	11.81	112.10	72.04	195.95	7.00
3月	8.71	100.72	152.64	262.07	8.45
合計	213.59	1379.19	1362.49	2955.27	-
1日平均収集量 (計/365日)	0.58	3.77	3.73	-	8.11
月最大変動係数			1.19		

表 3 - 15 し尿等月別収集量実績（令和2年度）

	R2				
	汲取りし尿 (kL/月)	浄化槽汚泥 (kL/月)		計 (kL/月)	1日当たり 収集量 (kL/日)
		単独処理 (kL/月)	合併処理 (kL/月)		
4月	14.90	110.78	124.00	249.68	8.32
5月	8.53	94.50	163.63	266.66	8.89
6月	13.41	98.86	91.97	204.24	6.81
7月	18.25	114.63	100.58	233.46	7.78
8月	10.47	80.29	107.65	198.41	6.61
9月	13.91	100.95	159.95	274.81	9.16
10月	10.35	69.27	111.85	191.47	6.38
11月	10.05	110.10	101.57	221.72	7.39
12月	17.15	61.40	119.91	198.46	6.62
1月	9.92	136.21	114.84	260.97	8.70
2月	7.44	56.60	127.30	191.34	6.38
3月	11.07	139.22	139.32	289.61	9.65
合計	145.45	1172.82	1462.56	2780.83	-
1日平均収集量 (計/365日)	0.39	3.21	4.00	-	7.72
月最大変動係数	1.24				

表 3 - 16 し尿等月別収集量実績（令和3年度）

	R3				
	汲取りし尿 (kL/月)	浄化槽汚泥 (kL/月)		計 (kL/月)	1日当たり 収集量 (kL/日)
		単独処理 (kL/月)	合併処理 (kL/月)		
4月	9.20	117.26	131.27	257.73	8.59
5月	5.37	100.33	113.41	219.11	7.30
6月	6.37	92.99	122.65	222.01	7.40
7月	5.90	104.70	119.96	230.56	7.69
8月	7.76	63.64	169.88	241.28	8.04
9月	10.92	83.64	125.89	220.45	7.35
10月	4.78	107.87	109.99	222.64	7.42
11月	5.93	93.90	113.75	213.58	7.12
12月	8.82	100.68	186.94	296.44	9.88
1月	12.88	167.26	60.16	240.30	8.01
2月	14.53	86.70	76.99	178.22	5.94
3月	17.67	110.53	183.52	311.72	10.39
合計	110.13	1229.51	1514.40	2854.04	-
1日平均収集量 (計/365日)	0.30	3.36	4.14	-	7.93
月最大変動係数	1.31				